

出産・子育て応援交付金の実施・運用の方法

令和4年12月26日 自治体向け説明会

厚生労働省 子ども家庭局総務課

少子化総合対策室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目次

- 1 出産・子育て応援交付金の概要
- 2 伴走型相談支援
- 3 出産・子育て応援ギフト

出産・子育て応援交付金の概要

- 事業概要・これまでの動き
- 事業の趣旨・基本的な考え方
- 事業のポイント（全体像）
- R4補正予算の交付金の内訳・執行イメージ
- 都道府県・市町村の検討状況
- 差押禁止等に関する法律の公布・施行
- R5当初予算案の交付金の内訳・執行イメージ

出産・子育て応援交付金

令和4年度第2次補正予算：1,267億円、令和5年度予算案：370億円

1. 事業の目的

- 核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。
- こうした中で、地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を創設する。

2. 事業の内容

- 市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体として実施する事業を支援する。

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ

※ 継続的に実施

妊娠期
(妊娠8~10週前後)

妊娠期
(妊娠32~34週前後)

出産・産後

産後の育児期

面談
(*1)

面談
(*2)

面談
(*3)

随時の子育て関連イベント等の情報発信・
相談受付対応の継続実施 (*4)

【実施主体】子育て世代包括支援センター(市町村)
(NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点等への委託を推奨)

伴走型相談支援

(*2~4) SNS・アプリを活用したオンラインの面談・相談、
プッシュ型の情報発信、随時相談の実施を推奨

- (*1) 子育てガイドを一緒に確認。
出産までの見通しを寄り添って立てる 等
- (*2) 夫の育休取得の推奨、両親学級等の紹介。
産後サービス利用を一緒に検討・提案 等

身近で相談に応じ、
必要な支援メニューにつなぐ

- (*3) 子育てサークルや父親交流会など、悩みを共有できる仲間作りの場の紹介。産後ケア等サービス、育休給付や保育園入園手続きの紹介 等

- ・ ニーズに応じた支援(両親学級、地域子育て支援拠点、産前・産後ケア、一時預かり等)
- ・ 妊娠届出時(5万円相当)・出生届出時(5万円相当)の経済的支援

「経済的支援の対象者」令和4年4月以降の出産 ⇒ 10万円相当

「経済的支援の実施方法」出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減 等
※電子クーポンの活用や都道府県による広域連携など効率的な実施方法を検討。

3. 実施主体

市区町村(民間等への委託も可)

4. 補助率

令和4年度第2次補正予算 国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※システム構築等導入経費は国10/10
令和5年度当初予算(案)

○伴走型相談支援:国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

○経済的支援:国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※クーポン発行等に係る委託経費は国10/10

「出産・子育て応援交付金」に関するこれまでの動き等

- 10/28 「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」 閣議決定
- 11/8 令和4年度第2次補正予算案 閣議決定
- 11/9 事務連絡発出 * 出産・子育て応援交付金事業の目的、概要、事業イメージを周知
- 11/22 自治体向け説明会① * 事業の実施・運用方法に関する大枠（面談で使用するアンケートや子育てガイド等のひな形含む）
【検討中の案】を提示
- 12/2 令和4年度第2次補正予算 成立
- 12/6 自治体職員向けQ&A（第1版）発出
- 12/14 「令和四年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律」公布・施行
- 12/19 実施要綱案・補助単価案の提示、自治体職員向けQ&A（第2版）発出
- 12/23 令和5年度当初予算案 閣議決定
- 12/26 自治体向け説明会② * 実施要綱案、補助単価案、Q&A（第2版）を踏まえた事業の詳細等を説明



左記の資料は厚生労働省HPに掲載
(上記QRコード参照)

- ※ 実施要綱は年内に、交付要綱は2月中旬頃に正式版を発出予定
- ※ Q&Aについては、引き続き随時更新予定

「出産・子育て応援交付金」の趣旨・基本的な考え方

- 核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、**孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭**も少なくない。
全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題。
- このため、令和4年度第2次補正予算で、**以下の取組を一体として実施する事業**を支援する**「出産・子育て応援交付金」**を創設。
 - ・ **伴走型相談支援の充実**
 - … 妊娠届出時から全ての妊婦・子育て家庭に寄り添い、身近で相談に応じ、関係機関とも情報共有しながら、出産・育児等の見通しをたてるための面談やその後のプッシュ型の情報発信・相談の随時受付等の継続実施を通じ、必要な支援等につなぐ
 - ・ **経済的支援（以下、「出産・子育て応援ギフト」という）**
 - … 妊娠届出時及び出生届出後の合計10万円相当とし、令和4年4月以降に出産された全ての方を対象とする
- 上記を**パッケージで実施**することにより、相談実施機関への**アクセスがしやすくなり**、産後ケアや一時預かり・家事支援などの**利用者負担が軽減**され、必要なサービスにつながりやすくなり、その結果、**必要な支援が確実に妊婦・子育て家庭に届き**、伴走型相談支援の実効性が高まる。
- 本交付金は、今般の補正予算において、**全ての市町村で実施**するために必要な費用（令和5年9月末まで）を計上するとともに、**継続的に実施**することにより、**全ての妊婦・子育て家庭が、より安心して出産・子育てができるようにしていく**。
 - ※ 本事業を継続的に実施するために必要な安定財源の確保については、12月16日に決定された与党税制改正大綱において、「出産・子育て応援交付金」の事業費が満年度化する令和6年度以降において継続実施するための安定財源について早急に検討を行い、結論を得ることとされていることを踏まえ、引き続き検討。
 - ※ 継続実施事業であることを踏まえ、経済的支援については、電子的な方法の活用や広域的な連携を含め、効率的な事業実施の在り方を引き続き検討。

「出産・子育て応援交付金」事業のポイント（全体像）

- 地方自治体における**これまでの取組を活かしながら、地域の実情に応じて**本事業に取り組むことができるよう、地方自治体の**創意工夫に基づく柔軟な仕組み**とする。
- 「**伴走型相談支援**」と「**出産・子育て応援ギフト**」を**組み合わせた形**で、**全ての妊婦・子育て家庭**のニーズに即した効果的な支援となるよう**工夫**し、この**支援を早期に対象者に届ける**ことを目指す。

伴走型相談支援

○ 面談実施のタイミング

- ①妊娠届出時
- ②妊娠8か月前後
- ③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間

妊娠7か月頃に、妊娠8か月面談の案内文とアンケートを郵送（メール等含む）し、希望者のみ面談

○ 面談の実施機関・実施者

以下のいずれでも可

- ・子育て世代包括支援センター等の保健師・助産師等の専門職、又は一般事務職員、会計年度任用職員等
- ・身近で気軽に相談できる地域子育て支援拠点、保育園等の保育士、利用者支援専門員、子育て支援員等

○ 面談の対象者

妊婦・産婦

※ 夫・パートナー・同居家族も一緒に面談することを推奨

○ 面談の内容・実施方法

- ・アンケートの回答や子育てガイドを一緒に確認し、出産・育児等の見通しを立てる
- ※アンケート・子育てガイドのひな形は国から提示
- ・オンライン面談を含め、**対面を原則**とする

一体で実施

出産・子育て応援ギフト

○ 支給のタイミング・支給の条件

出産応援ギフト（5万円相当）

：妊娠届出時の**面談実施後**

子育て応援ギフト（5万円相当）

：出生届出～乳児家庭全戸訪問までの間の**面談実施後**

○ 支給形態（実施方法）

各自治体の判断により、以下のいずれの方法でも実施可能

- ・出産・育児関連商品の商品券（クーポン）
- ・妊婦健診交通費やベビー用品等の費用助成
- ・産後ケア・一時預かり・家事支援サービス等の利用料助成・利用料減免

※ 市町村の判断により、現金給付（キャッシュレス含む）もオプションとして排除されないが、国10/10負担のシステム構築等導入経費（P7参照）は早期の執行を要するため、現金を選択する市町村にあっても将来的にクーポン、広域連携など効率的な給付方法について検討いただきたい。

○ 遡及適用者への支給方法

- ・事業開始前に出産された方
→ 事業開始後に10万円相当を一括支給
- ・事業開始時点で妊娠期にある方
→ 事業開始後に妊娠期の5万円相当を支給し、出生届出後に5万円相当を支給することを推奨（妊娠期に応じ、出生届出後に一括支給でも可）

令和4年度補正予算における

「出産・子育て応援交付金」の内訳・執行イメージ（全体像）

- 令和4年度補正予算に計上した「出産・子育て応援交付金」（令和5年9月末まで）の都道府県・市町村への補助の内訳と、それぞれの補助に係る補助率等については以下のとおり。補助対象等の詳細は交付要綱でお示しする予定。
- 出産・子育て応援ギフトは、市町村の創意工夫により、親しみの持てる名称を検討いただきたい。例：パパママ応援ギフト、出産準備金
- 令和4年度補正予算の地方負担分は、令和4年度の地方交付税の増額交付等の中で対応していただきたい。
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち本年度の予備費で措置された「原油価格・物価高騰対応分」や「重点交付金」を、本事業の令和4年度補正予算の地方負担分に充てることも可能。

① 伴走型相談支援

公費：202億円（国費：135億円）

補助率 国2/3、都道府県1/6、市町村1/6



対象となる費用（ランニングコスト）

- ・ 伴走型相談支援を実施する**職員人件費**
- ・ 伴走型相談支援の事務に要する**活動費** 等

※ 伴走型相談支援と一体的に実施する経済的支援に要する市区町村の事務に要する費用を含む。

② 出産・子育て応援ギフト

公費：1,564億円（国費：1,042億円）

補助率 国2/3、都道府県1/6、市町村1/6



対象となる費用（ランニングコスト）

- ・ **出産応援ギフト**（妊娠届出時／妊婦1人当たり5万円相当）
- ・ **子育て応援ギフト**（出生届出後／こども1人当たり5万円相当）

※ クーポン、サービス利用券、交通費やベビー用品の購入・レンタル費用助成など、幅広い方法で支給可能

③ システム構築等導入経費

公費：90億円（国費：90億円）

補助率 国10/10

対象となる費用（主にイニシャルコスト）

<都道府県>

- ・ 経済的支援（出産・子育て応援ギフト）を**広域連携**により行うための費用
（**クーポン発行等に係る委託経費、電子クーポンプラットフォームの構築経費** 等）

<市町村>

- ・ 経済的支援（出産・子育て応援ギフト）を行うための**システム開発経費、クーポン発行等に係る委託経費** 等

原則としてイニシャルコストに対する補助であるため、令和4年度補正予算限りの予算措置

オプションとして、例えば、

- ・ 都道府県内等において、里帰り先市町村においても産婦のニーズに応じて産後ケアなどの必要な支援を案内することができるような支援対象者の情報の引継ぎ・共有
- ・ 都道府県内での転居の際に、転居元におけるギフトの支給の有無の確認等ができる機能を付加する場合も補助対象

出産・子育て応援ギフトの支給管理等を行うためのシステムや、伴走型相談支援で把握した支援対象者の情報管理・関係機関との情報共有等を行うためのシステム

令和4年度補正予算における出産・子育て応援交付金の補助単価案について①

1 伴走型相談支援

子育て世代包括支援センター1か所当たり、以下の補助単価とする。

※子育て世代包括支援センターを設置していない自治体は1自治体当たり、以下の補助単価とする。

| | 令和4年度 | 令和5年度上期 |
|------|-------|--|
| 補助率 | — | 国2/3、都道府県1/6、市町村1/6 |
| 補助単価 | — | ①7,784千円 (10か月分) |
| | — | ②1,290千円 (10か月分) ※導入当初の円滑な事業実施を確保するための時限的な上乗せ分 |

2 出産・子育て応援ギフト

| | 令和4年度 | 令和5年度上期 |
|------|---|---------|
| 補助率 | 国2/3、都道府県1/6、市町村1/6 | |
| 補助単価 | 出産応援ギフトの対象妊婦、子育て応援ギフトの対象児童それぞれ1人当たり50千円 | |

令和4年度補正予算における出産・子育て応援交付金の補助単価案について②

3 事務費（システム構築等導入経費）

都道府県分

| | 令和4年度 | 令和5年度上期 |
|------|---|---------|
| 補助率 | 国10/10 | |
| 補助単価 | ①システム開発経費 1自治体あたり10,000千円 | |
| | ②クーポン発行等に係る委託経費等 ギフト対象者100人当たり80千円 | |

市区町村分

| | 令和4年度 | 令和5年度上期 |
|------|--|---------|
| 補助率 | 国10/10 | |
| 補助単価 | ①システム構築等導入経費 1自治体あたり2,000千円（※） + ギフト対象者100人当たり44千円 ※広域的かつ電子的に経済的支援を行う 政令指定都市、中核市に限り1自治体当たり10,000千円 | |
| | ②現金以外のクーポン発行等に係る委託経費等 ギフト対象者100人当たり80千円 | |

（※1）令和4年度中に国から交付決定を受けた場合は、当該交付決定額については原則令和4年度中に執行する必要がある。

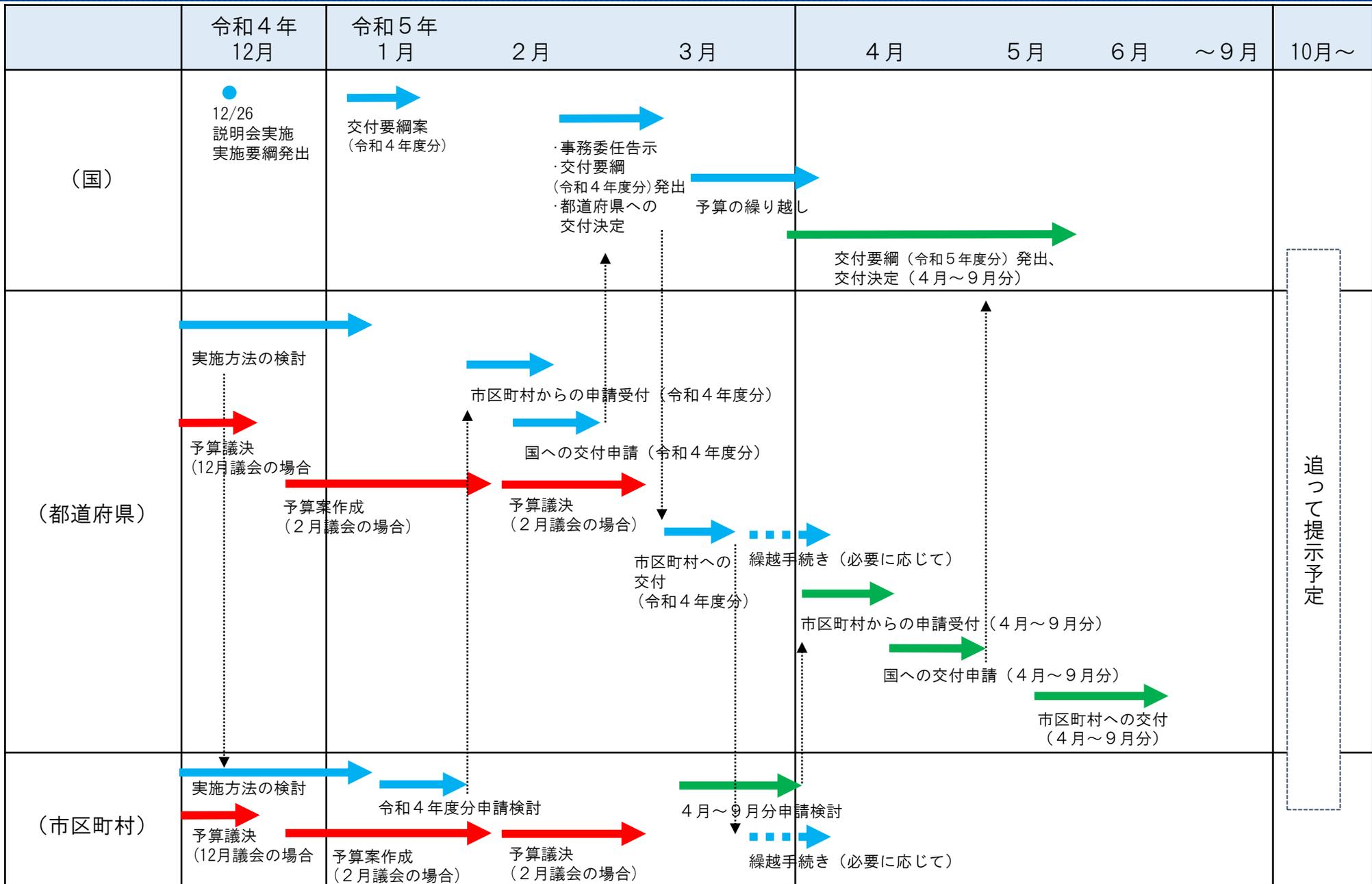
（※2）執行が間に合わずに繰越を行う場合は、各自治体において財政当局に相談し、所定の繰越手続を行っていただく必要があり、不用を生じさせ、在庫返納が生じないように確実に手続を行っていただく必要がある。

（※3）令和4年度の交付申請の締め切り日までに交付申請できなかった自治体で、当該締め切り日以降に事業を開始した場合は、令和5年度に支払いが生じるものとして令和5年度以降に当該不足分も含めて交付申請する。

（※4）令和4年度に交付決定を受けた自治体が、令和5年度上期に交付申請を行う場合は、令和4年度交付決定額と合算して、令和5年度上期の補助単価額の範囲内の額とする。

具体的な執行スケジュール

(令和4年度分と令和5年度分(4月~9月分)に分けて執行する場合)



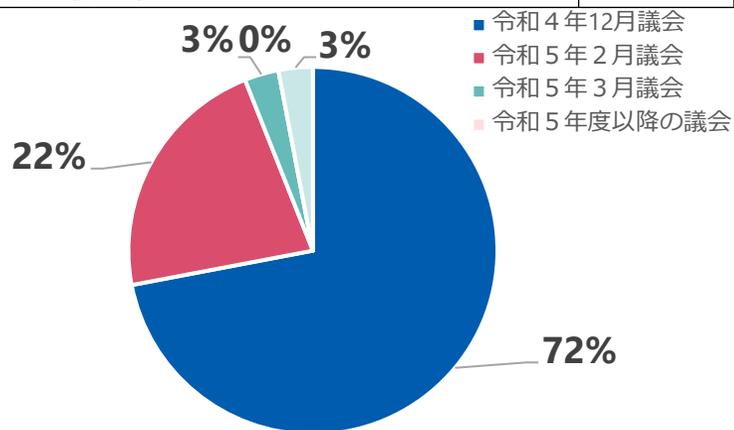
検討状況のアンケート結果（都道府県・市区町村） ※12月16日 17時時点

○ 本事業の実施に向けた地方議会での予算案の提案・議決予定

(都道府県)

回答数：40自治体

| | |
|--------------------|----|
| 令和4年12月議会で提案・議決予定 | 29 |
| 令和5年2月議会で提案・議決予定 | 9 |
| 令和5年3月議会で提案・議決予定 | 1 |
| 令和5年度以降の議会で提案・議決予定 | 0 |
| 未定・検討中 | 1 |

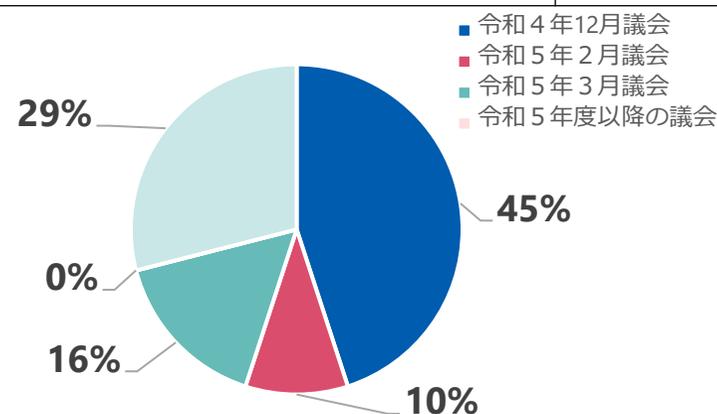


○ 本事業の実施に向けた地方議会での予算案の提案・議決予定

(市町村)

回答数：970自治体

| | |
|--------------------|-----|
| 令和4年12月議会で提案・議決予定 | 437 |
| 令和5年2月議会で提案・議決予定 | 92 |
| 令和5年3月議会で提案・議決予定 | 158 |
| 令和5年度以降の議会で提案・議決予定 | 3 |
| 未定・検討中 | 280 |

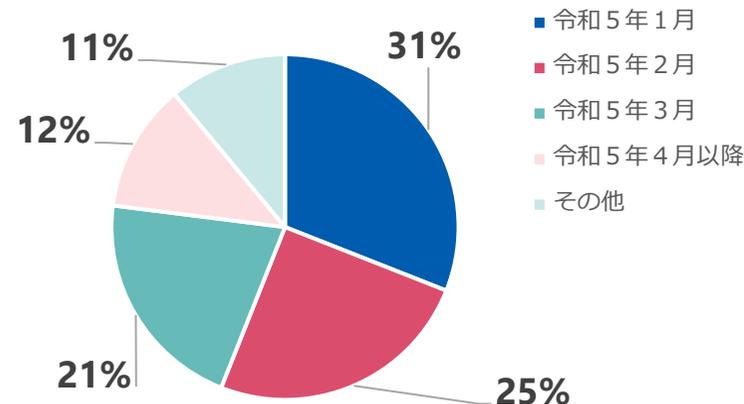


○ 事業の開始時期（目処・予定）

(市町村)

回答数：970自治体

| | |
|----------|-----|
| 令和5年1月 | 305 |
| 令和5年2月 | 242 |
| 令和5年3月 | 201 |
| 令和5年4月以降 | 118 |
| その他 | 104 |



令和四年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律（令4法98）

- 出産・子育て応援ギフトは、その受給者自らが出産や子育てのために使用できるようにするため、**差押えを禁止する等の措置を行う必要**があることから、第210回臨時国会にて**令和四年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律**（議員立法）が成立し、以下の取扱いとすることとなった（令和4年12月14日公布・施行）。

・ 差押禁止等

① 権利の差押え等の禁止

令和四年度出産・子育て応援給付金の支給を受けることとなった者の受給権について、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることを禁止する。

② 金銭等の差押えの禁止

令和四年度出産・子育て応援給付金として支給を受けた金銭その他の財産について、差し押さえることを禁止する。

・ 非課税

租税その他の公課は、令和四年度出産・子育て応援給付金として支給を受けた金品を標準として課することができない。

- なお、自治体独自の予算で増額した部分については、非課税・差押禁止の対象とはならないため御留意いただきたい（Q&A問8-7）。

※ 本法律に規定する「令和四年度出産・子育て応援給付金」とは、令和四年度の一般会計補正予算（第2号）において令和5年9月末までの予算を計上している出産・子育て応援交付金により行われる経済的支援を意味する。

令和5年度当初予算案における 「出産・子育て応援交付金」の内訳・執行イメージ（全体像）

- 令和5年度当初予算案に計上した「出産・子育て応援交付金」（令和5年10月以降の半年分）の都道府県・市町村への補助の内訳と、それぞれの補助に係る補助率等については以下のとおり。補助対象等の詳細は交付要綱でお示しする予定。
- 令和5年度当初予算案の地方負担分については、地方財政措置が講じられる予定。
- なお、円滑な事業実施を確保するための時限的な措置として、出生者数の多い自治体を中心に本事業実施の際に生じるかかりまし経費等について全額国費で支援する措置も含める予定。（詳細は令和5年度当初予算の交付要綱等でお示しする。）

① 伴走型相談支援

公費：101億円（国費：50億円）

補助率 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4



対象となる費用（ランニングコスト）

- ・ 伴走型相談支援を実施する**職員人件費**
- ・ 伴走型相談支援の事務に要する**活動費** 等

※ 伴走型相談支援と一体的に実施する経済的支援に要する市区町村の事務に要する費用を含む。

② 出産・子育て応援ギフト

公費：420億円（国費：280億円）

補助率 国2/3、都道府県1/6、市町村1/6



対象となる費用（ランニングコスト）

- ・ **出産応援ギフト**（妊娠届出時／妊婦1人当たり5万円相当）
- ・ **子育て応援ギフト**（出生届出後／こども1人当たり5万円相当）

※ クーポン、サービス利用券、交通費やベビー用品の購入・レンタル費用助成など、幅広い方法で支給可能

③ クーポン等に係る委託経費等

公費：40億円（国費：40億円）

補助率 国10/10

対象となる費用（ランニングコスト）

<都道府県>

- ・ 経済的支援（出産・子育て応援ギフト）を**広域連携**により行うための費用（**クーポン発行等に係る委託経費**）等

<市町村>

- ・ 経済的支援（出産・子育て応援ギフト）を行うための**クーポン発行等に係る委託経費** 等

都道府県においては、経済的支援の広域連携のほか、伴走型相談支援についても、域内市町村の取組を把握し、好事例を共有するなどの役割を担っていただきたい

伴走型相談支援

- 伴走型相談支援の面談実施イメージ（全体像）
- 伴走型相談支援の実施体制（面談の実施機関・実施者）
- 面談の内容・実施方法（1回目～3回目の面談）
- 産後の育児期の随時の情報発信・相談受付等
- 伴走型相談支援の効果的な実施（記録の管理・関係機関との共有・連携）
- 市区町村の検討状況（アンケート結果）
- アンケートのひな形・例（妊娠届出時、妊娠8か月頃）
- 子育てガイドのひな形（妊娠期、産後・子育て期）
- 出産・子育て応援ギフト申請書のひな形
- 自治体からの質問が多かったQ&A

伴走型相談支援の面談実施イメージ（全体像）

- 孤立感や不安感を抱く妊婦や子育て家庭が少ない状況に鑑み、**全ての妊婦や子育て家庭を対象**
- 出産・育児の見通しを立てるための面談は①**妊娠届出時**、②**妊娠8か月前後**、③**出生届出から乳児家庭全戸訪問まで**の間で実施
- 面談の**対象者**は、**妊婦・産婦（夫・パートナー・同居家族も一緒に面談することを推奨）**

妊娠期の夫婦

①初めて妊娠した妊婦



出産までの過ごし方がわからない…。

妊娠届出面談

出産応援ギフト

伴走型相談支援

子育てガイドを一緒に確認。
出産までの見通しを寄り添って立てる

妊娠期・子育て期の支援サービス

産科医療機関



妊婦健診 など

出産応援ギフトを交通費等に活用

市区町村、地域子育て支援拠点



両親学級

育児体験・出産前教室、
出産前夫婦の集い



子育てサークル、父親交流会 など

②妊娠8か月頃の妊婦と育休取得に悩む夫



そろそろ出産間近だ。子育てできるかな…。出産後に必要な手続きがわからない…。

妊娠8か月面談



育休を取って、赤ちゃんの身の回りの世話や家事がうまくできるだろうか…。

子育てガイドを基に、出産時、産後の支援・手続きを一緒に確認。
産前・産後サービス利用を一緒に検討・提案

夫の育児休業取得の推奨、赤ちゃんを迎える心構え、育児を学ぶ両親学級・育児体験教室等を紹介

産科・小児医療機関、訪問家事支援事業者、保育園・幼稚園 など



産後ケア
(宿泊型・通所型・アウトリーチ型)
産婦検診・乳幼児健診
予防接種



訪問家事支援



入園手続き など

子育て応援ギフトを産後ケア、家事支援サービスの利用料等に活用

産後の夫婦

③出産直後の夫婦と育休取得中の夫婦



育児の悩みの共有、情報交換等が気軽にできる仲間がほしい…。

夜泣きがひどくて眠れず、育児疲れが…。保育園入園手続きしなくては…。

出生届出面談

子育て応援ギフト

乳児家庭全戸訪問

ピアである先輩家庭と出会う機会、父親交流会など、他の親との世間話、情報交換、**悩みを共有できる仲間作りの機会の紹介**

産後ケア等のサービス紹介、育休給付や保育園の入園手続き、求職相談窓口の紹介

いつでもかかりつけの相談機関とつながり、身近で相談できる安心感・「孤育て化」の防止

伴走型相談支援の実施体制（面談の実施機関・実施者）

- 実施主体は、妊婦との接点の入口となる妊娠届出の窓口で、保健師・助産師等が配置された市町村子育て世代包括支援センター等
- 一方、本事業の面談対応は、保健師等の専門職の知見を必ずしも要するものではなく、各自治体の人員体制や地域資源等の地域の実情に応じて実施体制を柔軟に構築した上での対応を可能とする観点から、**面談の実施機関・実施者**は、以下のいずれでも可とする。
 - ・ 市町村（**子育て世代包括支援センター等**）の**保健師・助産師等**、又は一定の研修を受けた**一般事務職員・会計年度任用職員等**
 - ・ **身近で気軽に相談できる地域子育て支援拠点・保育所等**の、一定の研修を受けた**保育士・利用者支援専門員・子育て支援員等**
- **出産・子育て応援交付金**にて、**伴走型相談支援の体制整備に係る予算を計上**しており、地域子育て支援拠点等への委託等も可能。

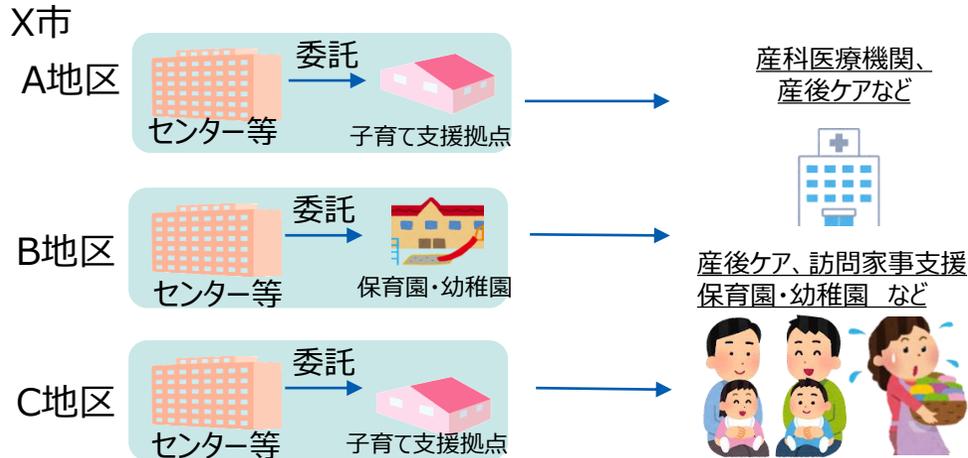
市町村による伴走型相談支援体制の構築のイメージ例



※面談は、保健師や助産師等のほか、一定の研修を受けた市町村の一般事務職員や保育士、利用者支援専門員、子育て支援員等による実施も可
 ※特に、妊娠8か月頃の面談、出生届出後の面談については、身近で気軽に相談できる地域子育て支援拠点や保育所等の相談機関への委託を推奨

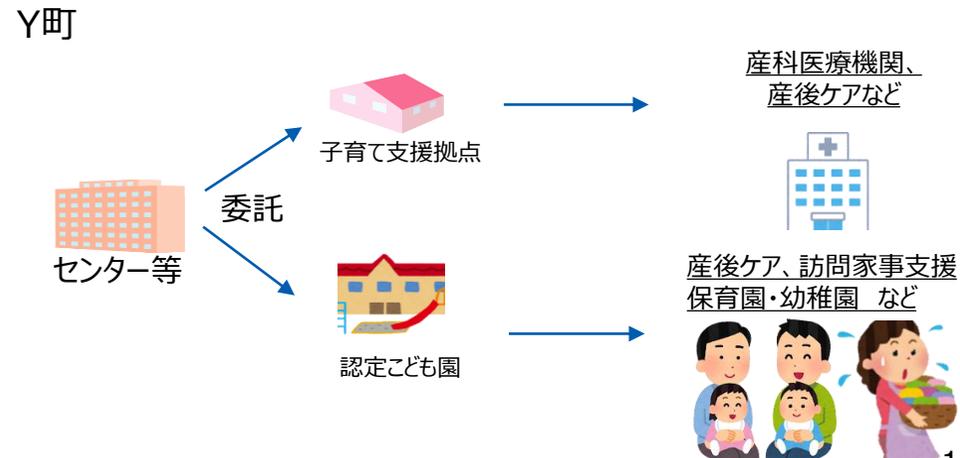
モデル例 1（大規模自治体）

市内3箇所のセンターそれぞれが市内の特定の地域子育て支援拠点、保育所・幼稚園等に事業委託をし、各センター管轄内で事業を実施



モデル例 2（小規模自治体）

市内1箇所のセンターが市内の地域子育て支援拠点と認定こども園の2箇所に委託し、同センター管轄内を分割して事業を実施



妊娠届出時の面談の内容・実施方法（1回目の面談）



- 妊婦のお困りごとや心配ごとを初めて把握する重要な機会であることや、信頼関係を構築する観点から、妊婦の表情や様子を見ながら対話ができる、**対面による面談（オンライン含む）を原則**とする
- 「アンケート」や「子育てガイド」を活用しながら、**出産までの見通しを立てる**とともに、出産・子育て応援交付金事業の流れを説明
- 面談終了後、**出産応援ギフト（5万円相当）を支給**する

【面談時の実施内容】

（必須事項） ※妊娠届出時とは別日に面談日を設定しての実施も可

- ①妊婦にアンケートを記入してもらう
- ②子育てガイドを手交。妊娠期の過ごし方や利用できるサービス等を一緒に確認、チェック
- ③伴走型相談支援の今後の流れ（※）の案内
※ 妊娠8か月頃・出生届出後の面談やその後の子育てに関するプッシュ型の情報発信等
- ④出産・子育て応援ギフトを案内し、出産応援ギフトの申請書を記入してもらう
※ 関係機関への情報の確認や共有についての同意取得

（推奨事項）

- ・妊婦等のマイナンバーカード交付申請（※）やマイナポータルによる公金口座登録のやり方を案内しながら推奨（※）カードを持っておらず、未申請の場合

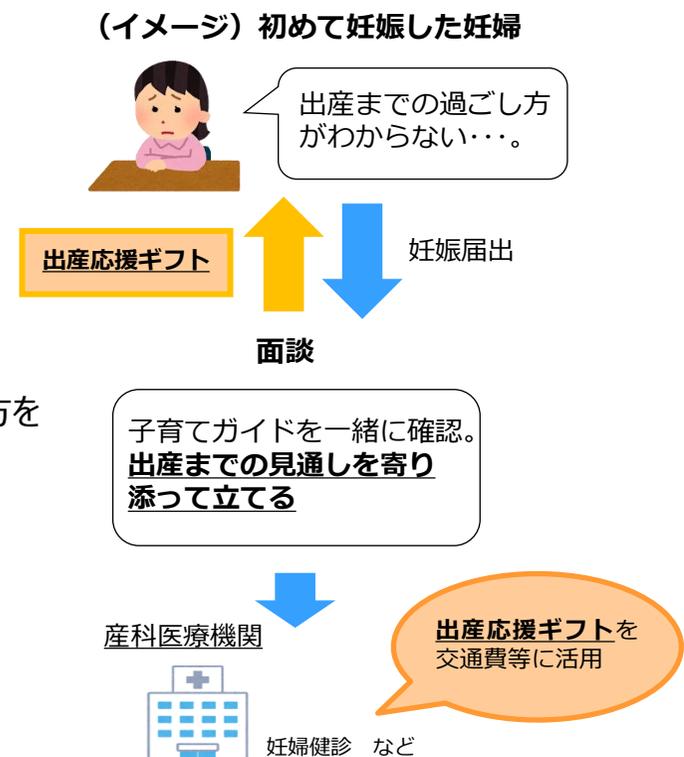
- 【配付物】
- ・ アンケート、子育てガイド
 - ・ 出産応援ギフト（紙クーポン（商品券や利用券等））
※ 電子クーポン等の場合は、手続き終了後、後日郵送も可

【面談方法】

表情を見て雰囲気を感じ取る観点、顔の見える関係づくりの観点から、以下を原則とする。

- ・ 対面による面談
- ・ SNSやアプリ等でのオンライン面談（画面上で対面）

※ 妊婦側にやむを得ない事情がある場合は、アウトリーチ型（自宅訪問）による面談が望ましい。それもできない場合はアンケート回答と電話による確認も可。



妊娠 8 か月頃の面談の内容・実施方法（2 回目の面談）



- 妊娠 8 か月頃は、出産を間近に控え、出産準備や産後のことをより具体的に考え始める時期であるとともに、産前休暇を取得し始めるタイミングで、妊婦が比較的時間をとりやすい時期でもあることから、**妊娠 7 か月頃に、妊娠 8 か月面談の案内文とアンケートを郵送。**
- **希望者に対し、妊娠 8 か月頃に面談を実施**（対面による面談（オンライン含む）を原則）。面談時にアンケートと子育てガイドを活用し、**産後の見通しを立てる。** ※子育て世代包括支援センターから身近で気軽に相談できる地域子育て支援拠点や保育園等の相談機関への委託を推奨

【面談の事前対応】

・妊娠 7 か月頃の妊婦をリスト抽出し、アンケートと案内文を郵送

※ 案内文では、アンケートの回答の返送依頼、面談希望者には面談日程を調整すること、面談時には子育てガイドを持参すること等を記載

面談を希望しない方については、

- ① アンケート結果により、支援が必要と判断される場合は面談を調整
- ② ①以外の場合でも、連絡体制を確保し、情報提供するなどして、伴走支援を効果的に実施

【面談の実施内容】

- ① 妊婦が返送したアンケートの回答内容を基に、一緒に状況確認
- ② 子育てガイドを活用し、産前産後の過ごし方、分娩入院に必要なもの、その他産後の必要な手続きや利用できるサービス等を一緒に確認、検討し、子育てガイドのチェック欄にチェックを入れるなど、出産後の見通しを寄り添って立てる

※ 面談は、妊婦に加え、その夫・パートナー・同居家族も一緒に実施することを推奨
 ※ 案内文に、両親学級や育児体験教室等を紹介し、当該イベント終了後に面談実施する旨を案内するなど、面談の敷居が高まらないような創意工夫による柔軟な運用を推奨

（イメージ）妊娠 8 か月頃の妊婦と育児取得に悩む夫



面談

子育てガイドを基に、出産時、産後の支援・手続きを一緒に確認。
産前・産後サービス利用を一緒に検討・提案

夫の育児休業取得の推奨、赤ちゃんを迎える心構え、育児を学ぶ両親学級・育児体験教室等を紹介

【配付物】

・各自治体の創意工夫に基づく配付物があれば、必要に応じて配付

【面談方法】

表情を見て雰囲気を感じ取る観点、顔の見える関係づくりの観点から、以下を原則とする。

- ・対面による面談
- ・SNSやアプリ等でのオンライン面談（画面上で対面）

※ 面談を希望する場合で妊婦側にやむを得ない事情がある場合は、アウトリーチ型の自宅訪問による面談が望ましい。それでもできない場合はアンケート回答と電話による確認も可。

市区町村、地域子育て支援拠点



両親学級



育児体験・出産前教室、
 出産前夫婦の集い



子育てサークル
 父親交流会 など

出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間の面談（3回目の面談）



- 出産後の育児の悩みや疲れ等に寄り添って相談支援を行うため、**出生届出後～乳児家庭全戸訪問までの間**に、子育てガイドに沿って面談を行う。 ※子育て世代包括支援センターから地域子育て支援拠点等のかかりつけ相談機関への委託を推奨
- 面談終了後、**子育て応援ギフト（5万円相当）**を支給する

【面談時の実施内容】

- ① 子育て家庭（養育者）にアンケートを記入してもらう
- ② 子育てガイドに沿って、悩みを共有できる仲間作りの機会の紹介や、産後ケア等の利用できるサービスの紹介、育休給付や保育所等の入園手続等を確認
- ③ 子育て応援ギフトの案内、子育て応援ギフトの申請書を記入してもらう
※ 関係機関への情報の確認や共有についての同意取得

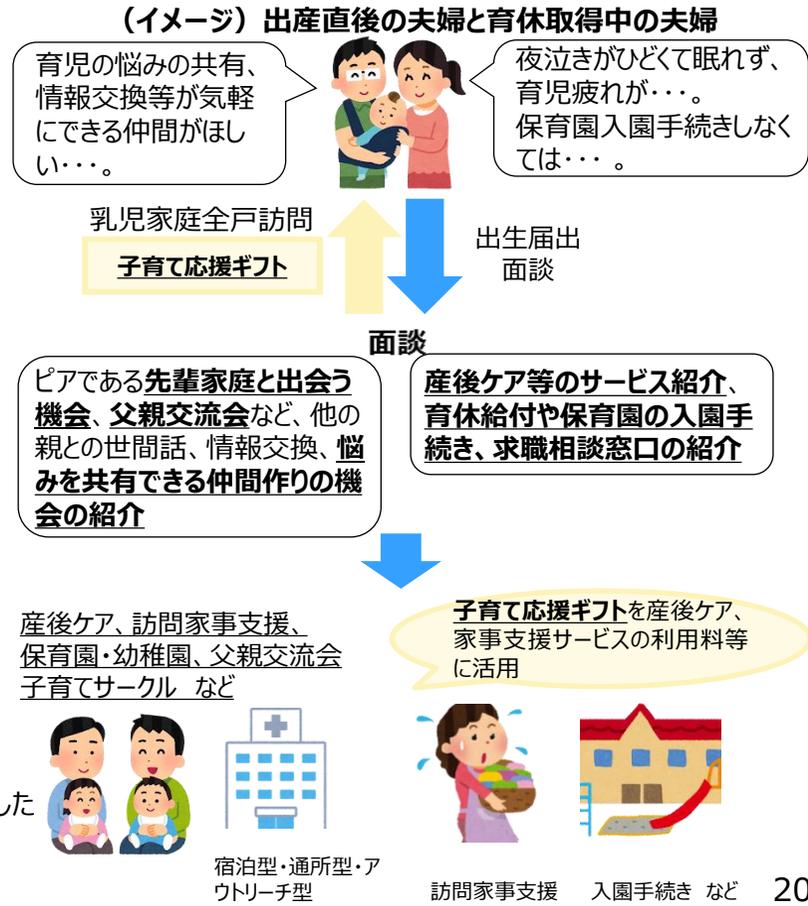
【配付物】

- ・ 各自治体の創意工夫に基づく配布物があれば、必要に応じて配布
- ・ 子育て応援ギフト（紙クーポン（商品券や利用券等））
※ 電子クーポン等は手続き終了後、後日郵送も可

【面談のタイミングと方法】（※SNSやアプリ等によるオンライン面談も可）

以下の方法を想定

- ① **出生届出時に面談**
市町村の出生届出窓口職員が、子育て世代包括支援センターの窓口立ち寄りよう誘導し、センターで面談を行う（ただし、産婦は出産直後であることに十分に配慮）
- ② **出生届出と乳児家庭全戸訪問の間に面談（新生児訪問時など）**
市町村の出生届出窓口から子育て世代包括支援センターに出生届出の情報を共有。センターや身近な相談機関から子育て家庭に連絡し、面談を行う
※ 委託を受けた子育てひろばが、新生児訪問時に同行訪問したり、産後2～3ヶ月児の親子を対象とした交流イベントを案内し、終了後に面談実施、など、面談の敷居が高くないような創意工夫を推奨
- ③ **乳児家庭全戸訪問時に面談** この機会を活用し、面談を実施



産後の育児期等（随時の情報発信・相談受付等）

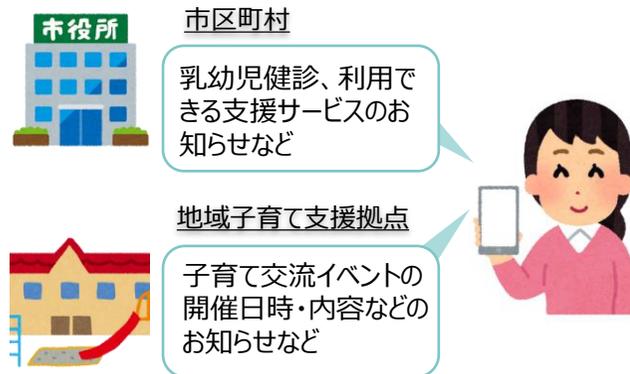


○ 3回の面談の実施後も、**緩やかな伴走型支援**として、妊婦や子育て世帯に対して、子育て支援等に関するイベント情報等の**随時の情報発信や、随時の相談受付等**を継続的に実施する。

【イベント情報等の情報発信の実施内容】

- 妊婦や子育て世帯に対して、**子育て関連アプリやSNS、オンライン等を活用**しつつ、**プッシュ型**による子育て支援等に関するイベント情報等の**随時の情報発信**を実施する。

(イメージ) 随時のイベント情報等の情報発信



【随時の相談受付の実施内容】

- 3回の面談等の実施後も、育児に関する悩みや不安、孤独感を抱えることなどもあることから、上記の情報発信時に、気軽に相談できる連絡先・担当者名を記載しておくこと等を通じて、随時の相談受付を実施する。
- 相談受付は、1対1の対面面談の他、電話やSNSを活用した相談受付の方法も考えられる。また、委託を受けた子育てひろばが、子育て交流イベントの実施時に、参加者が気軽に相談を行うことができる機会を設けるなど、地域の実情に応じた創意工夫の取組が考えられる。

(イメージ) 随時の相談受付

対面による相談、電話やSNSを活用した相談を実施

子育て交流イベントの実施時に、気軽に相談できる機会を設けて相談受付を実施



【情報発信等に活用するシステムについて】

- 令和4年度補正予算に計上した「出産・子育て応援交付金」では、**システム構築等の導入経費**を補助。この中で、**市町村がプッシュ型の情報発信や相談支援等を行うシステム（子育て関連アプリなど）の導入経費も補助対象**としている。
- また、今後**国としても**、子育てアプリ・サイト・電子クーポンによる子育て支援について、内閣官房子ども家庭庁設立準備室において12月20日に設置された「**こども政策DX推進チーム**」の下、自治体等と意見交換をしつつ、デジタル化の課題抽出やそれを踏まえた普及方法の検討、またそれに伴った国の支援等について議論していく予定。

伴走型相談支援の効果的な実施（記録の管理・関係機関との共有・連携）



（全ての面談・情報発信等で共通）

- 伴走型相談支援として実施する3回の面談や、その後の情報発信・随時の相談受付を効果的に実施するため、面談等の相談記録の管理や、関係機関との連携を適切に実施する。

【面談等の相談記録の管理】

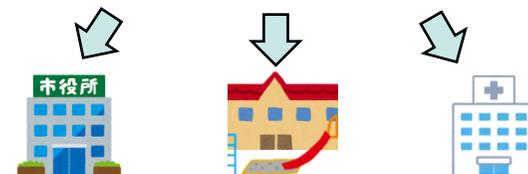
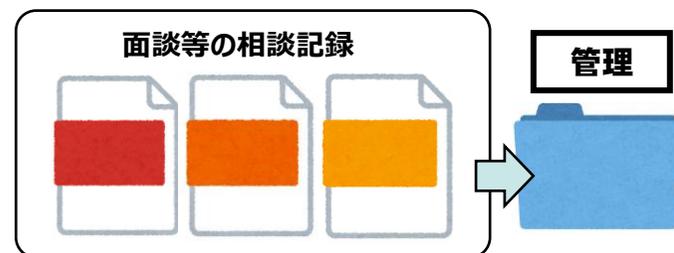
- ・ 面談等の対象者から提出のあった妊娠届出時アンケート等や子育てガイドを含む面談等の相談記録を適切に管理する。

【関係機関との共有・連携】

- ・ 出産・子育て応援ギフト申請書等により取得することとしている、妊婦や子育て世帯からの関係機関等との必要な情報の確認や共有に係る同意（P32参照）に基づき、必要に応じて関係機関とも面談等の相談記録を共有し、密に連携を図りながら伴走型相談支援を実施する。

また、

- ① 1回目の面談は子育て世代包括支援センターで実施するが、2回目以降は地域子育て支援拠点等に委託して面談を実施する場合、
- ② 妊婦等が他の市町村に転出する場合、などについて、相談記録を確実に引き継ぎ、支援をつなげていく。



妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じる伴走型の相談支援を通じて、担当職員と支援対象者との信頼関係（顔の見える関係）を構築するとともに、面談等の相談記録を適切に管理し、本人の同意のもと関係機関とも共有することで、これまで以上に効果的な支援を実施する。

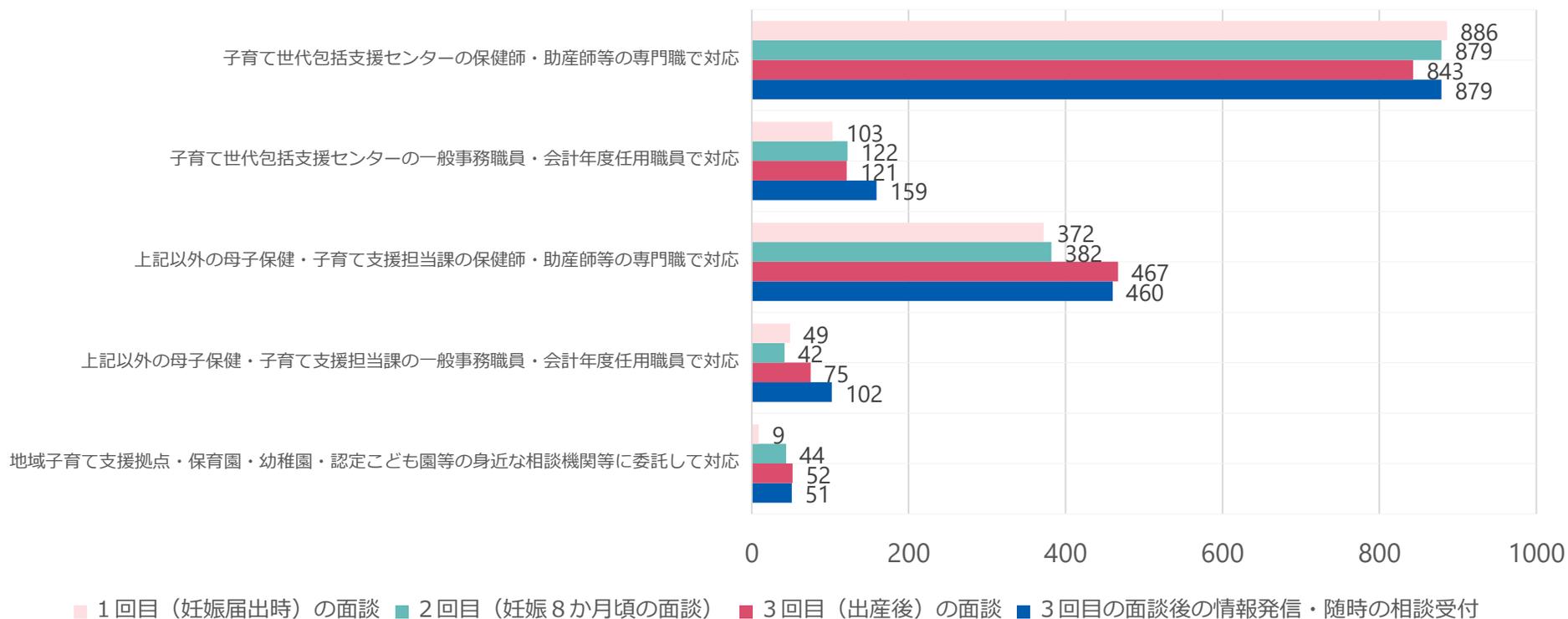
本人の同意のもと、関係機関とも共有

検討状況のアンケート結果（市区町村） ※ 12月16日 17時時点

回答数：970自治体

○ 伴走型相談支援に係る面談等の実施体制（実施主体、担当者） ※複数選択可

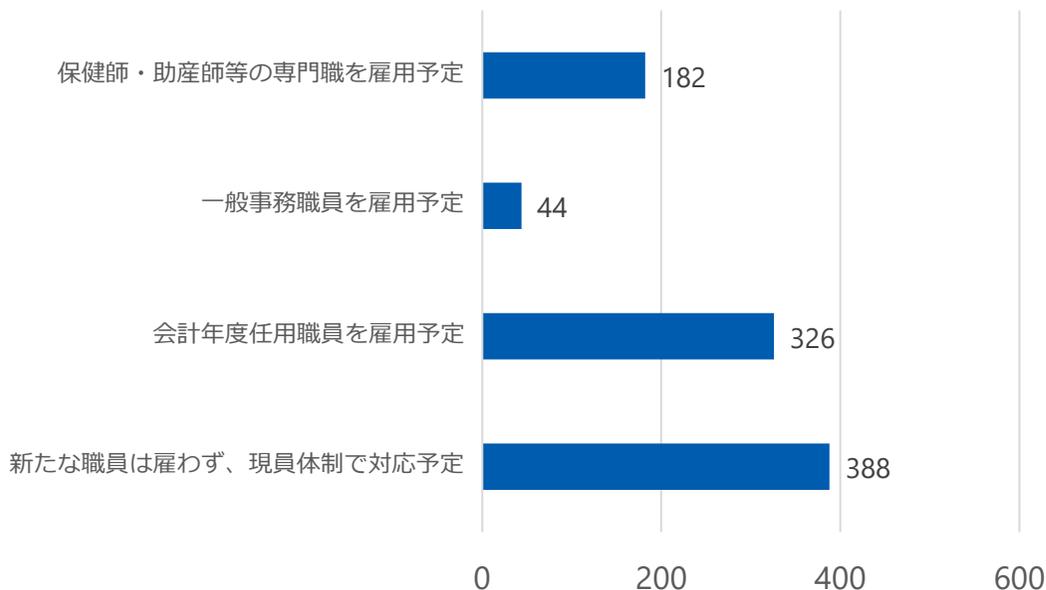
| | 1回目（妊娠届出時）の面談 | 2回目（妊娠8か月頃）の面談 | 3回目（出産後）の面談 | 3回目の面談後の情報発信・随時の相談受付 |
|---|---------------|----------------|-------------|----------------------|
| 子育て世代包括支援センターの保健師・助産師等の専門職で対応 | 886 | 879 | 843 | 879 |
| 子育て世代包括支援センターの一般事務職員・会計年度任用職員で対応 | 103 | 122 | 121 | 159 |
| 上記以外の母子保健・子育て支援担当課の保健師・助産師等の専門職で対応 | 372 | 382 | 467 | 460 |
| 上記以外の母子保健・子育て支援担当課の一般事務職員・会計年度任用職員で対応 | 49 | 42 | 75 | 102 |
| 地域子育て支援拠点・保育園・幼稚園・認定こども園等の身近な相談機関等に委託して対応 | 9 | 44 | 52 | 51 |



回答数：970自治体

○ 前頁の問で「地域子育て支援拠点・保育園・幼稚園・認定こども園等の身近な相談機関等に委託して対応」以外を選択した市区町村について、**伴走型相談支援を実施するための新規職員の雇用の有無** ※複数選択可

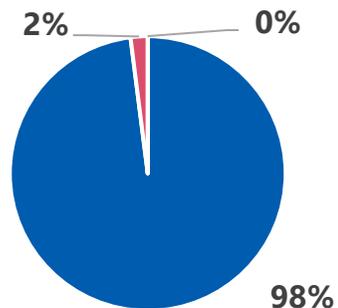
| | |
|---------------------|-----|
| 保健師・助産師等の専門職を雇用予定 | 182 |
| 一般事務職員を雇用予定 | 44 |
| 会計年度任用職員を雇用予定 | 326 |
| 新たな職員は雇わず、現員体制で対応予定 | 388 |



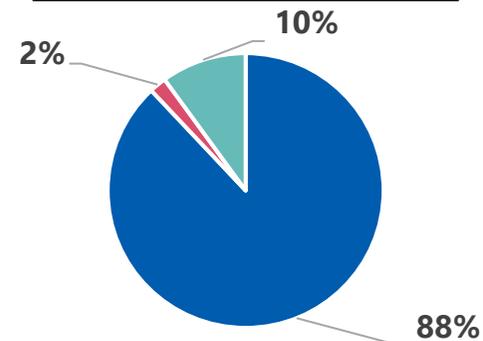
○ 面談の実施方法（予定）

| | 1回目（妊娠届出時）の面談 | 2回目（妊娠8か月頃）の面談 | 3回目（出産後）の面談 |
|-----------------------------------|---------------|----------------|-------------|
| 対面による面談を実施予定 | 952 | 851 | 949 |
| SNS・アプリ等を活用したオンライン面談（画面上の対面）を実施予定 | 3 | 24 | 3 |
| その他の方法により実施予定 | 15 | 95 | 18 |

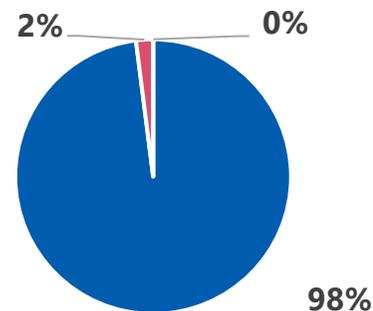
1回目（妊娠届出時）の面談



2回目（妊娠8か月頃）の面談



3回目（出産後）の面談

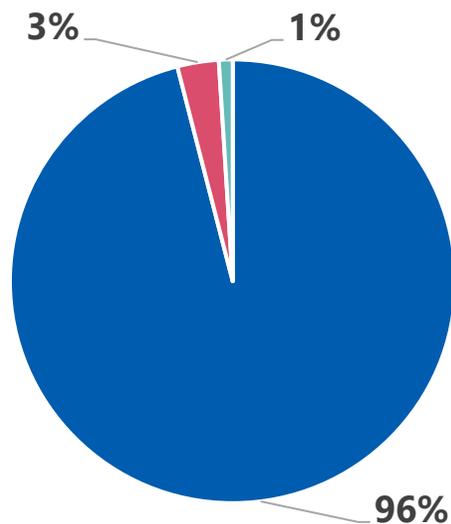


検討状況のアンケート結果（市区町村） ※12月16日 17時時点

回答数：970自治体

○ 1回目（妊娠届出時）の面談の実施時期

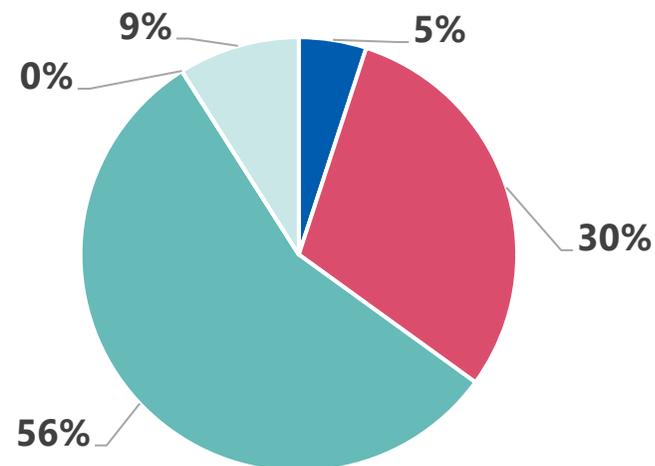
| | |
|----------------|-----|
| 妊娠届出時 | 927 |
| 妊娠届出後に面談日を別途調整 | 30 |
| その他 | 13 |



■ 妊娠届出時 ■ 妊娠届出後に面談日を別途調整 ■ その他

○ 3回目（出産後）の面談の実施時期

| | |
|--------------------------|-----|
| 出生届出時 | 50 |
| 新生児訪問時 | 287 |
| 乳児家庭全戸訪問時 | 546 |
| 産後2～3か月児の親子を対象とした交流イベント時 | 2 |
| その他 | 85 |



■ 出生届出時
 ■ 新生児訪問時
 ■ 乳児過程全戸訪問時
 ■ 産後2～3か月児の親子を対象とした交流イベント時
 ■ その他

妊娠届出時及び出生届出後面談に使用するアンケートのひな形

- 現在、各自治体においては、「妊産婦のメンタルヘルスマニュアル」（平成29年3月（子ども・子育て調査研究事業））に掲載されているチェックリスト・質問票のひな形を参考として、ほぼ全ての市町村で妊娠期や出生後のアンケートを作成しており、これに基づくアセスメントが行われているところ。
- 伴走型相談支援における①妊娠届出時、③出生届出後の面談においては、引き続き、現在各市町村で使用している、妊娠期・出生後のアンケート用紙を活用して、その回答結果を面談時等に活用していただくことを想定（アンケートは関係機関とも共有）。

妊産婦メンタルヘルスマニュアル（平成29年3月（公社）日本産婦人科医会作成。国の子ども・子育て調査研究事業で採択）に示されている様式

育児支援 チェックリスト (妊娠中・使用版)

| 母氏名 | 実施日 | 年 | 月 | 日 | (産後) | 日目 |
|--|-----|-----|---|--------|------|----|
| あなたへ適切な援助を行うために、あなたのお気持ちや育児の状況について以下の質問にお答え下さい。 あなたにあてはまるお答えのほうに、○をして下さい。 | | | | | | |
| 1. 今回の妊娠中に、おなかの中の赤ちゃんやあなたの体について、 またはお産の時に医師から何か問題があると言われていましたか？ | | | | | | |
| はい | | いいえ | | | | |
| 2. これまでに流産や死産、出産後1年間に お子さんを亡くされたことがありますか？ | | | | | | |
| はい | | いいえ | | | | |
| 3. 今までに心理的な、あるいは精神的な問題で、 カウンセラーや精神科医師、または心療内科医師 などに相談したことがありますか？ | | | | | | |
| はい | | いいえ | | | | |
| 4. 困ったときに相談する人についてお尋ねします。 | | | | | | |
| ①夫には何でも打ち明けることができますか？ | | | | | | |
| はい | | いいえ | | 夫がいない | | |
| ②お母さんには何でも打ち明けることができますか？ | | | | | | |
| はい | | いいえ | | 実母がいない | | |
| ③夫やお母さんの他にも相談できる人がいますか？ | | | | | | |
| はい | | いいえ | | | | |
| 5. 生活が苦しかったり、経済的な不安がありますか？ | | | | | | |
| はい | | いいえ | | | | |
| 6. 子育てをしていく上で、今のお住まいや環境に満足していますか？ | | | | | | |
| はい | | いいえ | | | | |
| 7. 今回の妊娠中に、家族や親しい方が亡くなったり、あなたや家族や 親しい方が重い病気になったり、事故にあったことがありますか？ | | | | | | |
| はい | | いいえ | | | | |

育児支援 チェックリスト

| 母氏名 | 実施日 | 年 | 月 | 日 | (産後) | 日目 |
|--|-----|-----|---|--------|------|----|
| あなたへ適切な援助を行うために、あなたのお気持ちや育児の状況について以下の質問にお答え下さい。 あなたにあてはまるお答えのほうに、○をして下さい。 | | | | | | |
| 1. 今回の妊娠中に、おなかの中の赤ちゃんやあなたの体について、 またはお産の時に医師から何か問題があると言われていましたか？ | | | | | | |
| はい | | いいえ | | | | |
| 2. これまでに流産や死産、出産後1年間に お子さんを亡くされたことがありますか？ | | | | | | |
| はい | | いいえ | | | | |
| 3. 今までに心理的な、あるいは精神的な問題で、 カウンセラーや精神科医師、または心療内科医師 などに相談したことがありますか？ | | | | | | |
| はい | | いいえ | | | | |
| 4. 困ったときに相談する人についてお尋ねします。 | | | | | | |
| ①夫には何でも打ち明けることができますか？ | | | | | | |
| はい | | いいえ | | 夫がいない | | |
| ②お母さんには何でも打ち明けることができますか？ | | | | | | |
| はい | | いいえ | | 実母がいない | | |
| ③夫やお母さんの他にも相談できる人がいますか？ | | | | | | |
| はい | | いいえ | | | | |
| 5. 生活が苦しかったり、経済的な不安がありますか？ | | | | | | |
| はい | | いいえ | | | | |
| 6. 子育てをしていく上で、今のお住まいや環境に満足していますか？ | | | | | | |
| はい | | いいえ | | | | |
| 7. 今回の妊娠中に、家族や親しい方が亡くなったり、あなたや家族や 親しい方が重い病気になったり、事故にあったことがありますか？ | | | | | | |
| はい | | いいえ | | | | |
| 8. 赤ちゃんが、なぜむすんだり、泣いたり しているのかわからないことがありますか？ | | | | | | |
| はい | | いいえ | | | | |
| 9. 赤ちゃんを叩きたくることがありますか？ | | | | | | |
| はい | | いいえ | | | | |

出生届出後の面談に使用するアンケートのひな形

妊産婦メンタルヘルスマニュアル（平成29年3月（公社）日本産婦人科医会作成。国の子ども・子育て調査研究事業で採択）に示されている様式

赤ちゃんへの 気持ち質問票

母氏名 _____ 実施日 年 月 日（産後 日目）

あなたの赤ちゃんについてどのように感じていますか？
下にあげているそれぞれについて、いまのあなたの気持ちにいちばん近いと感じられる表現に○をつけて

| | ほとんどいつも 強くそう感じる | たまに強く そう感じる | たまに少し そう感じる | 全然 そう感じない |
|--|--------------------|----------------|----------------|--------------|
| 1) 赤ちゃんをいとおしいと感じる。 | () | () | () | () |
| 2) 赤ちゃんのためにしないといけないことがあるのに、おろおろしてどうしていいかわからない時がある。 | () | () | () | () |
| 3) 赤ちゃんのことが腹立たしくいやになる。 | () | () | () | () |
| 4) 赤ちゃんに対して何も特別な気持ちがわかない。 | () | () | () | () |
| 5) 赤ちゃんに対して怒りがこみあげる | () | () | () | () |
| 6) 赤ちゃんの世話を楽しみながらしている。 | () | () | () | () |
| 7) こんな子でなかったらなあと思う。 | () | () | () | () |
| 8) 赤ちゃんを守ってあげたいと感じる。 | () | () | () | () |
| 9) この子がいなかったらなあと思う。 | () | () | () | () |
| 10) 赤ちゃんをとても身近に感じる。 | () | () | () | () |

エジンバラ産後うつ病 質問票

母氏名 _____ 実施日 年 月 日（産後 日目）

産後の気分についておたずねします。あなたも赤ちゃんもお元気ですか。
最近のあなたの気分をチェックしてみましょう。今日だけでなく、過去7日間にあなたが感じたことに最も近い答えに○をつけて下さい。必ず10項目全部答えて下さい。

- 笑うことができたし、物事のおもしろい面もわかった。
 - () いつもと同様にできた。
 - () あまりできなかった。
 - () 明らかにできなかった。
 - () 全くできなかった。
- 物事を楽しみにして待った。
 - () いつもと同様にできた。
 - () あまりできなかった。
 - () 明らかにできなかった。
 - () ほとんどできなかった。
- 物事が悪くいった時、自分を不必要に責めた。
 - () はい、たいていそうだった。
 - () はい、時々そうだった。
 - () いいえ、あまり度々ではなかった。
 - () いいえ、全くなかった。
- はっきりした理由もないのに不安になったり、心配したりした。
 - () いいえ、そうではなかった。
 - () ほとんどそうではなかった。
 - () はい、時々あった。
 - () はい、しょっちゅうあった。
- はっきりした理由もないのに恐怖に襲われた。
 - () はい、しょっちゅうあった。
 - () はい、時々あった。
 - () いいえ、めったになかった。
 - () いいえ、全くなかった。
- することがたくさんあって大変だった。
 - () はい、たいてい対処できなかった。
 - () はい、いつものようにうまく対処できなかった。
 - () いいえ、たいていうまく対処した。
 - () いいえ、普段通りに対処した。
- 不幸せなので、眠りにくかった。
 - () はい、ほとんどいつもそうだった。
 - () はい、時々そうだった。
 - () いいえ、あまり度々ではなかった。
 - () いいえ、全くなかった。
- 悲しくなったり、惨めになったりした。
 - () はい、たいていそうだった。
 - () はい、かなりしばしばそうだった。
 - () いいえ、あまり度々ではなかった。
 - () いいえ、全くそうではなかった。
- 不幸せなので、泣けてきた。
 - () はい、たいていそうだった。
 - () はい、かなりしばしばそうだった。
 - () ほんの時々あった。
 - () いいえ、全くそうではなかった。
- 自分自身を備つけるという考えが浮かんできた。
 - () はい、かなりしばしばそうだった。
 - () 時々そうだった。
 - () めったになかった。
 - () 全くなかった。

(岡野ら (1996) による日本語版)

妊娠届出時のアンケートの例

東京都
三鷹市

妊娠届出時アンケート *保健センター保健師からご様子を伺わせていただくことがあります。

| | |
|----|--|
| 1 | 健康状態はいかがですか <input type="checkbox"/> よい <input type="checkbox"/> 何ともいえない(具体的に) <input type="checkbox"/> 悪い |
| 2 | 今回、妊娠されてお気持ちはいかがですか <input type="checkbox"/> うれしい <input type="checkbox"/> とまどいを感じる <input type="checkbox"/> つらい <input type="checkbox"/> その他() |
| 3 | 今までにかかった病気や、現在治療中の病気がありますか <input type="checkbox"/> 糖尿病 <input type="checkbox"/> 高血圧 <input type="checkbox"/> 腎臓病 <input type="checkbox"/> 心臓病 <input type="checkbox"/> 甲状腺疾患 <input type="checkbox"/> 心の病(うつ病など) <input type="checkbox"/> その他() |
| 4 | 現在、お酒を飲んでいますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 5 | 現在、たばこを吸っていますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 6 | 現在、同居している家族でたばこを吸っている人はいますか <input type="checkbox"/> はい (吸っている方はどなたですか) <input type="checkbox"/> いいえ |
| 7 | 同居の家族はどなたですか <input type="checkbox"/> 夫・パートナー <input type="checkbox"/> 子(人) <input type="checkbox"/> 自分の親 <input type="checkbox"/> 夫の親 <input type="checkbox"/> 単身 その他() |
| 8 | 里帰りする予定はありますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 9 | 妊娠、出産のことで相談できる人や協力してくれる人はいますか <input type="checkbox"/> はい…夫(パートナー) 自分または夫の親 姉妹 友人 その他() <input type="checkbox"/> いいえ |
| 10 | 出産費用や生活費など、経済的に困っていることがありますか <input type="checkbox"/> はい (<input type="checkbox"/> 生活保護を受けている) <input type="checkbox"/> いいえ |
| 11 | 妊娠・出産・育児についてご心配なことはありますか。 (保育園については子ども育成課へご相談ください) <input type="checkbox"/> はい(内容) <input type="checkbox"/> いいえ |

◆ 外国人の方へ

| | |
|----|---|
| 12 | あなたの母国語は何ですか () |
| 13 | 日本語を話すことができますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 日常会話が可能 <input type="checkbox"/> いいえ |

富山県
富山市

| | | |
|---|---|------|
| 母子健康手帳交付年度 R 年度 交付年月日 | | 記号番号 |
| 妊娠届出時質問票 | | |
| 妊婦さんが安心して出産できるよう相談や情報提供を行うために、質問票のご協力をお願いします。 | | |
| 今回の妊娠 | ①現在の妊娠週数 妊娠()週 ②妊娠がわかったときの気持ちで一番近いものに○をつけてください ・とても嬉しかった ・予想外で驚いたが嬉しかった ・困った ・特に何も思わなかった ・嫌になった ・その他() | |
| これまでの妊娠・分娩 <small>※流産・早産・死産を含める</small> | 順 性 出産年月 妊娠・分娩の異常 出産時の児の状況 | |
| | 例 男 ○○年 ○月 無・有() 健・否() | |
| | 1 年 月 無・有() 健・否() | |
| | 2 年 月 無・有() 健・否() | |
| | 3 年 月 無・有() 健・否() | |
| 4 年 月 無・有() 健・否() | | |
| 5 年 月 無・有() 健・否() | | |
| 生活習慣 | ①食生活で気をつけているところはありますか 妊娠前 … あり [3食食べる・食事の内容・食事の時間・間食・その他] ・なし 現在 … あり [3食食べる・食事の内容・食事の時間・間食・その他] ・なし ②つわりは落ち着いてきましたか はい ・ いいえ ③睡眠や休息は十分にとれていますか はい ・ いいえ ④妊娠前から体重の変化はありますか いいえ ・ はい(増加した・減少した) ⑤たばこは吸いますか いいえ ・ はい(現在 本/日) ⑥家族の喫煙状況 なし ・ あり(誰が 本/日) ⑦妊娠してからアルコールを飲んでいますか いいえ ・ はい(毎日 ・週2~3回 ・週1回以下) | |
| 健康状態 | ①今回の妊娠中に、赤ちゃんやあなたの身体に医師から何か問題があるといわれていますか いいえ ・ はい ②今までに心理的・精神的な問題で精神科、心療内科等に相談したことがありますか いいえ ・ はい ③ここ1年間に、うつ状態が2週間以上続いたことがありますか (不眠、イライラする、涙ぐみやすい、何もやる気がしない、食欲不振、精神症状があるなど) いいえ ・ はい | |
| 生活環境 | ①困ったときに相談する人、何でも打ち明けることのできる人はいますか? いる(誰:) ・ いない ②妊娠・出産・育児について相談・協力してくれる人はいますか いる(誰:) ・ いない ③入籍について 入籍済 ・ 入籍予定(年 月) ・ 入籍予定なし ④生活が苦しかったり、経済的な不安がありますか いいえ ・ はい | |
| 現在お困りのことや心配事があれば○をつけてください ・ご自身の健康面 ・お腹の赤ちゃんのこと ・上の子どものこと ・仕事のこと ・夫との関係(DVなど) ・あなたの実父母のこと ・その他() | | |
| ※現在の妊娠週数が20週以降の方のみ記入してください 妊娠届が今日になった理由に○をつけてください ・時間がなかった ・体調が悪かった ・届出方法が分からなかった ・妊娠に気づけなかった ・婚姻や転入手続きを待っていた ・忘れていた ・その他() | | |
| ※外国籍の方にお尋ねします 日常の会話について当てはまるものに○をつけてください ・日本語 ・日本語とその他() ・その他(語のみ) | | |
| ※以上で質問票は終了となります。ご協力ありがとうございました。 この質問票により、保健師が家庭訪問や連絡をとる場合があります。 いただいた個人情報は市で管理し、保健事業以外で使用することはありません。 | | |

子育てガイドのイメージ（妊娠期）

※ 既に自治体において使用しているセルフプランを活用いただくことも可能

妊娠期

| 時期 | 初期 | | | 中期 | | | 後期 | | |
|--|---|-------|--------|--|--------|--------|---|--------|----------|
| 月 | 2ヶ月 | 3ヶ月 | 4ヶ月 | 5ヶ月 | 6ヶ月 | 7ヶ月 | 8ヶ月 | 9ヶ月 | 10ヶ月 |
| 週数 | 4～7週 | 8～11週 | 12～15週 | 16～19週 | 20～23週 | 24～27週 | 28～31週 | 32～35週 | 36～40週以降 |
| 妊婦健診 | 4週間に1回 | | | | | 2週間に1回 | | 1週間に1回 | |
| 自分や家族ですること | <input type="checkbox"/> 母子健康手帳と妊婦健診受診券を受け取る <input type="checkbox"/> 妊娠届出後の面談を受ける <input type="checkbox"/> ○○アプリに登録する <input type="checkbox"/> 出産する病院を決めて、予約をする <input type="checkbox"/> お酒、たばこをやめる <input type="checkbox"/> 家族や周囲の人に近くで喫煙しないように配慮してもらう <input type="checkbox"/> 里帰り出産をするか決める <input type="checkbox"/> 妊娠中の食事や生活について情報収集する | | | <input type="checkbox"/> 育児グッズを準備する <input type="checkbox"/> 母親学級・両親学級に参加する <input type="checkbox"/> 産後の家事・育児の分担を家族で話し合う <input type="checkbox"/> 近所の小児科や地域の交流の場(地域子育て支援拠点など)の情報を集め、足を運んでみる <input type="checkbox"/> 里帰り出産の場合は産院を決める | | | <input type="checkbox"/> 産前の面談を受ける <input type="checkbox"/> 産前・産後のサービス(産後ケアなど)について利用を検討する <input type="checkbox"/> 上の子の出産時の体制を考える(一時預かり、ファミリーサポート等) <input type="checkbox"/> 入院セットを準備する <input type="checkbox"/> 出産時の連絡先リストを作る(産院・タクシーなど) <input type="checkbox"/> 産後の生活をイメージし、自宅の環境を整える | | |
| (利用できるサポート) <input type="checkbox"/> 妊婦訪問 <input type="checkbox"/> 電話相談 <input type="checkbox"/> 母親学級・両親学級 <input type="checkbox"/> 産前・産後サポート事業 <input type="checkbox"/> 養育支援訪問 <input type="checkbox"/> 訪問による家事支援 <input type="checkbox"/> 地域子育て支援拠点などの交流の場 <input type="checkbox"/> ショートステイ …… | | | | | | | | | |
| お仕事の関係 | <input type="checkbox"/> 出産予定日を会社に伝える。妊娠中の働き方(時間外労働、休日労働、深夜業の制限など)の希望を伝え、相談する <input type="checkbox"/> 体調が悪い場合は、医師や助産師に相談し、「母性健康管理指導事項連絡カード」を勤務先に提出する <input type="checkbox"/> 妊婦健診を受けるための時間が必要な場合は会社に申請する <div style="text-align: right;"> <input type="checkbox"/> 産休について、会社に報告し、取得する(出産後の働き方の希望を伝える) <input type="checkbox"/> 育休について家族で話し合い、会社へ申請する～産後パパ育休も創設されました！～ </div> <p>※妊娠、出産、育児休業等に関してハラスメントを受けた・解雇されたなどのお困りごとはありませんか？ <input type="checkbox"/> 仕事の引き継ぎの準備をする</p> | | | | | | | | |

子育てガイドのイメージ（産後・子育て期）

子育て期

| 時期 | 出産 | 1歳 | 2歳 |
|------------|--|--------------------------------|---------|
| 乳幼児健診 | 1か月健診 | 3～4か月健診 6～7か月健診 9～10か月健診 | 1歳6ヶ月健診 |
| 産婦健診 | 2週間健診 1ヶ月健診 | | |
| 自分や家族ですること | <input type="checkbox"/> 出産後に必要な手続を行う、経済的な支援を受ける <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <input type="checkbox"/> 出生届 <input type="checkbox"/> 公的医療保険の加入 <input type="checkbox"/> 児童手当 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 子どもの医療費助成 <input type="checkbox"/> 出産育児一時金 <input type="checkbox"/> 出産手当金(※) <input type="checkbox"/> 産前・産後の国民年金保険料の免除(第1号被保険者の方)(※) <input type="checkbox"/> 医療費控除 </div> <input type="checkbox"/> 出産後の面談を受ける <input type="checkbox"/> 産後のケアや子育てのサポートを利用する <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> (利用できるサポート) <input type="checkbox"/> 産前・産後サポート事業 <input type="checkbox"/> 新生児訪問 <input type="checkbox"/> 産後ケア <input type="checkbox"/> 養育支援訪問 <input type="checkbox"/> 訪問による家事・育児支援 <input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> ショートステイ <input type="checkbox"/> ファミリー・サポート・センター <input type="checkbox"/> 子育て講座 <input type="checkbox"/> 地域子育て支援拠点、父親交流会などの交流の場 …… </div> | | |
| お仕事の関係 | <input type="checkbox"/> 出産後、慣らし保育期間などを踏まえて、職場復帰の時期を改めて検討する <input type="checkbox"/> 保育所の情報を集め、足を運んでみる→ 利用申込みをする <div style="margin-left: 20px;"> <input type="checkbox"/> 育児休業給付金を申請する(原則会社経由) <input type="checkbox"/> 産前産後の社会保険料(健康保険・厚生年金)の免除を申し出る(原則会社経由)(※) <input type="checkbox"/> 育児休業取得中の社会保険料(健康保険・厚生年金)の免除を申し出る(原則会社経由) </div> <div style="margin-left: 20px;"> <input type="checkbox"/> 職場復帰に向けて家族で育児・家事の分担や働き方を話し合う <input type="checkbox"/> 夫婦それぞれが職場復帰後の働き方(短時間勤務や残業免除等)について会社と相談する <input type="checkbox"/> ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターサービス等の利用を検討する </div> | | |

※ 出産前に申請をすることも可能です。

出産・子育て応援ギフト申請書(例)

〇〇ギフト申請書 (出産・子育て応援交付金による出産応援ギフト)



〇〇市区町村長

お名前 _____

現住所 _____

連絡先 () _____

妊娠届出日 年 月 日

妊娠届出日時点の住所地 (現住所と異なる場合のみ記載)

出産応援ギフトの支給 (妊婦1人につき5万円相当) を

希望します。



他の自治体で、出産・子育て応援交付金による出産応援ギフトの支給を受けていません。

※ 出産応援ギフトの支給状況などについて、他の自治体に確認することがあります。

希望しません。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報(妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果や子育てガイドの内容等)について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

署名
署名日 年 月 日

〇〇ギフト申請書 (出産・子育て応援交付金による子育て応援ギフト)



〇〇市区町村長

お名前 _____

現住所 _____

連絡先 () _____

お子様の名前 _____

お子様の誕生日 年 月 日

誕生日時点の住所地 (現住所と異なる場合のみ記載)

子育て応援ギフト (お子様1人につき5万円相当) の支給を

希望します。



他の自治体で、出産・子育て応援交付金による子育て応援ギフトの支給を受けていません。

※ 子育て応援ギフトの支給状況などについて、他の自治体に確認することがあります。

希望しません。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報(産婦健康診査受診状況、産後ケア事業利用状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果や子育てガイドの内容等)について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

署名
署名日 年 月 日

自治体からの質問が多かったQ&A①

○ 伴走型相談支援の**面談実施者**として、「一定の研修を受けた」者とあるが、**どのような研修を想定しているのか**。伴走型相談支援のための研修を国が用意するのか（Q&A問12）。

- ▶ ○ 「一定の研修」とは、
- ・ 利用者支援事業の基本型を実施する利用者支援専門員になるために受講が必要な**「子育て支援員基本研修」及び「専門研修（地域子育て支援コース）の利用者支援事業（基本型）」**や、
 - ・ 地域子育て支援拠点で子育て支援員になるために受講が必要な**「子育て支援員基本研修」及び「専門研修（地域子育て支援コース）の地域子育て支援拠点事業」**を想定。

○ 伴走型相談支援について、**NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点等への委託が推奨**されているが、これにどの程度従う必要があるか。市町村判断ということでしょうか（Q&A問13）。

- ▶ ○ 各市町村における人員体制や地域資源の状況等は様々であることから、委託するかどうかについては、そうした地域の実情に応じ、**各市町村でご判断**いただきたい。
- 一方で、市町村の子育て世代包括支援センターと地域の関係機関とが密に情報共有・連携しながら、伴走型相談支援の体制を構築することで、その地域の子育て支援力の底上げが図られ、全ての妊婦・子育て家庭のさらなる安心につながるという観点からは、**NPO等の民間法人が実施する地域の関係機関と協働する形での事業実施を是非ご検討**いただきたい。

○ 子育てガイドは妊娠期から子育て期にかけてのセルフプランとなっているが令和6年度よりこども家庭センターが作成することとしている**サポートプランと両方作成する必要があるのか**（Q&A問16-3）。

- ▶ ○ **子育てガイド**については、**全ての妊婦や子育て家庭を対象に、出産や育児の見通しを寄り添って立てるために活用するもの**。
- **サポートプラン**については、母子保健サービスや子育て支援施策について、支援を必要とする妊産婦・子育て世帯・こどもに確実に支援を届けるため、**支援を要するこどもや妊産婦等について市町村（こども家庭センター）が作成するもの**であり、令和6年4月の改正児童福祉法施行に向けて、当該プランの作成対象者、記載内容や作成フロー等について、現在検討しているところ。
- **市町村においては、それぞれ作成いただくことになるが、子育てガイド作成の際の面談時に得た情報は適宜、サポートプランの作成に引き継いで必要な支援につなげていく**ことを想定。

自治体からの質問が多かったQ&A②

○妊娠8か月頃の面談は全員に対して行う必要があるのか。また、必ず8か月頃に実施しないといけないのか（例えば6か月頃などでもいいのか）（Q&A問18）。

▶ ○ **妊娠8か月頃の面談**は、面談を**希望する妊婦等のみの実施**で差し支えない。

○ 一方で、全ての妊婦にアプローチする観点から、**全ての対象者に面談の案内文とアンケート用紙を送付**し、一定の期間提出のない妊婦に督促するなどし、アンケートの回答は全て回収いただきたい。

○ なお、アンケートの送付時期は必ずしも7か月頃とする必要はなく、自治体の判断で例えば妊娠届出時に渡すなど、柔軟に取り扱って差し支えない。

○ 国としては、妊娠8か月は、出産間近で産後のことを考え始める時期で、産前休暇に入り面談の時間をとりやすい時期であり、出産に向けてより具体的な準備に入ったり、人によっては不安を感じたりするタイミングと考えて設定しているが、**各自治体のこれまでの取組を活かしながら、自治体の判断で、例えば「妊娠6か月以降面談」として、幅を持たせて面談の2回目と位置づけていただいても差し支えない。**

○出生届出後の面談は乳児健診時に行ってもよいか。その際、面談を産科医療機関に委託することは可能か。（Q&A問19-2）

▶ ○ **伴走型相談支援の出生届出後の面談で実施いただきたい内容**（産後の育児の見通しの確認、利用したい子育て支援サービス（一時預かりや家事支援サービス等）や仕事関係の手続きの確認など）を**3～4か月の乳児健診時に産科医療機関で実施する前提で当該医療機関との契約が可能であれば**、当該機会を活用して、出生届出後の面談を産科医療機関に委託していただいても差し支えない。

出産・子育て応援ギフト

- ・ 経済的支援（出産・子育て応援ギフト）の趣旨
- ・ 出産・子育て応援ギフトの支給方法
- ・ 先行する自治体の取組例（市町村・都道府県）
- ・ 都道府県・市町村の検討状況（アンケート結果＋国の考え方、検討依頼）
- ・ 出産・子育て応援ギフトの支給対象者
- ・ 出産・子育て応援ギフトの支給のパターン（全体像）
- ・ 事業開始後の通常パターンへの対応（全体＋個別事例ごと対応）
- ・ 経過措置への対応（全体＋個別事例ごとの対応）
- ・ 出産・子育て応援ギフト申請書のひな形（再掲）
- ・ 国から日本医師会、日本産婦人科医会等への協力依頼
- ・ 自治体の事業開始時点で妊娠中の方へのアンケートのひな形
- ・ 自治体の事業開始前に出産した方へのアンケートのひな形

経済的支援（出産・子育て応援ギフト）の趣旨

- 伴走型相談支援と経済的支援（出産・子育て応援ギフト）は一体として行うこととしているが、その趣旨は、出産・子育て応援ギフトの支給により、
 - ・ 妊婦や子育て家庭が**伴走型相談支援の実施機関にアクセスがしやすくなり**（インセンティブ付与）
 - ・ 必要な方には、産後ケアや一時預かり等の利用者負担の軽減などにつながる経済的支援の活用と組み合わせながら、**妊婦や子育て家庭が必要な支援サービスの利用を具体的に相談・調整し**、
 - ・ その結果、必要な支援メニューが確実に妊婦や子育て家庭に届くこととなり、伴走型相談支援の事業の実効性がより高まるというものである。
- そのため、出産・子育て応援ギフトについては、**妊娠届出時（5万円相当）と出生届出後（5万円相当）の2回に分け、面談を受けてアンケートに回答した方に対して支給することとする。**



出産・子育て応援ギフトの支給方法

○ 子育て支援サービスの利用負担軽減につなげる観点から、各自治体の判断・創意工夫により、例えば、

- ・ 産後ケア、一時預かり、家事・育児支援サービス等の利用料助成・利用料減免
- ・ 出産・育児関連用品等の商品券（クーポン）の支給
- ・ 妊婦健診の交通費やベビー用品の購入・レンタル費用等の助成



など、**幅広い支給方法を選択することが可能。**

なお、クーポン等の発行には準備に時間がかかることも想定されるため、出産準備金などの現金給付（キャッシュレスを含む。）もオプションとして排除しない。

○ また、今般の取組は、令和5年度以降も継続的に実施していくものであることから、制度導入時に一度システム構築等を行えば、継続的な活用が可能となる。このため、経済的支援の趣旨を踏まえて、**電子クーポン等の電子的な方法の活用や都道府県による広域的な連携**など、効率的な実施方法をご検討いただきたい。

※ 今回の補正予算においては、出産・子育て応援ギフト支給に係るシステム開発経費やクーポン発行等に係る委託経費に充てる事務費も計上（補助率：国10/10）している。このイニシャルコストについては早期の執行が必要。

※ 電子クーポンや広域的な連携については、

- ・ 対象商品の電子カタログ等を見ることで、妊婦や子育て家庭が出産や子育てに必要な商品やサービスを知ることができる
- ・ 出産・子育て目的に限定し、有効期限を設定することで、より出産育児関連用品の購入や一時預かり等の子育て支援サービスの利用につながりやすい
- ・ 地域の創意工夫に基づき、地域の商店街店舗を対象とすること等による産業振興、地域の活性化や、新たな子育てに関するサービスの創出などにつながることも期待される
- ・ 商品の一括購入により全体コストを抑えられる

といった政策的な意義や自治体や対象者にとってのメリットがある。

先行する自治体の経済的支援の例

※厚生労働省調べ

| | |
|--------------------------------|--|
| <p>育児関連用品等の商品券等の例</p> | <p>(ウェブカタログギフト)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出産時にこども一人当たり10万円相当のポイントを付与（育児用品・子育て支援サービスに使うことが可能）【東京都（人口1,400万人）】 ・こども一人当たり5万ポイント（5万円相当）分の育児用品や家事・育児サービスなどを、選択することが可能【愛知県名古屋（人口：232万人）】 <p>(紙クーポン)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期から子育て期にわたって支援を行うため、妊娠届出をもとに妊婦を対象として保健師・助産師等との「ゆりかご面接」を実施。面接を受けた妊婦には、子育て応援ギフト券（こども商品券1万円分）を配付【東京都三鷹市（人口：19万人）】 ・申請者（0歳児対象）におむつクーポンを配付し、市の委託店でおむつと引き替え（クーポンと子の身分証提示）【茨城県石岡市（人口：7万人）】 <p>(現物支給)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者（0歳児対象）が市の委託業者におむつ・おしりふき等を注文し、宅配（月4,500円まで×12月）【神奈川県厚木市（人口：22万人）】 |
| <p>子育て支援サービス等の利用料減免の例</p> | <p>(電子クーポン)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時や転入してきた妊産婦の方を対象に、家事代行サービス・助産師ケアサービス（流産・死産の産婦へのグリーンケアを含む）に利用できる電子クーポン（2万円分）を交付【大阪府吹田市（人口：38万人）】 <p>(紙クーポン)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネウボラ面接（妊娠期面接・産後面接）の際に、こども1人当たり1万円分の地域の産前・産後サービスが利用できる「せたがや子育て利用券」を配付【東京都世田谷区（人口：92万人）】 ・旭川市に住民票のある妊娠中又は産後1年未満の方にヘルパー事業者の家事や育児の支援を受けることができる利用券（1万円分）を交付【北海道旭川市（人口：33万人）】 ・有田市に住民票を有し、令和3年4月1日以降に「妊娠届」を届け出た方または出産され「出生届」を届け出た方に家事支援や一時預かりで使えるスマイルチケットを交付（妊婦は2万円分、出産された方は3万円分）【和歌山県有田市（人口：2.7万人）】 |
| <p>妊婦健診交通費・チャイルドシートの費用助成の例</p> | <p>(妊婦健診交通費の費用助成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・淡路島外の医療機関等で妊婦健康診査を受け、出産する方を対象に、通院費用の一部（1回につき1,820円）を助成【兵庫県淡路市（人口：13万人）】 ・令和3年7月1日（基準日）に春日市に住民票がある人で、基準日から令和4年3月31日までに妊娠の届出を行った妊婦などにタクシー料金助成券1万円分（500円券×20枚）を交付【福岡県春日市（人口：11万人）】 <p>(チャイルドシート購入費の費用助成の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チャイルドシートを購入した方に購入費の2分の1（1万円以上の場合は上限5千円）を助成【愛媛県上島町（人口0.6万人）】 ・住民登録された1歳未満の父母で、市民税等を滞納していないことを要件に、チャイルドシート購入費の2分の1（限度額5千円）を助成【群馬県沼田市（人口4.6万人）】 |
| <p>妊娠・出産祝い金の例</p> | <p>(妊娠時・出産時（電子マネー）)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠時にゆりかごTAMA（妊婦面接）を受けた妊婦に1万円分、3~4か月児健診時に2万円分を支給【東京都多摩市（人口15万人）】 <p>(妊娠時（現金）)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠22週を経過した妊婦に対し、胎児1人当たり4万円を支給【静岡県伊豆市（人口：3万人）】 ・妊娠15週を経過した妊婦に対し、赤ちゃん（胎児）1人につき3万円を支給【栃木県真岡市（人口：7.8万人）】 ・妊娠20週以降から出産まで、区内に住民登録がある方、一妊娠につき4万5千円を支給（多児妊娠・出産でも同額）【東京都千代田区（人口：6.7万人）】 <p>(出産時（現金）)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内に1年以上定住している夫婦が出産された場合、1人目のお子様1人につき10万円などを支給【長崎県東彼杵町（人口：0.8万人）】 ・平成28年4月2日以降にお生まれのお子様（新生児）1人につき10万円を支給【岡山県備前市（人口：3.2万人）】 他多数 |

(参考) 都道府県による広域連携の取組の先行事例 (東京都)

○ 出産・子育て応援ギフトの都道府県による広域連携のイメージ例は以下のとおり (東京都提供資料)。

東京都出産応援事業について

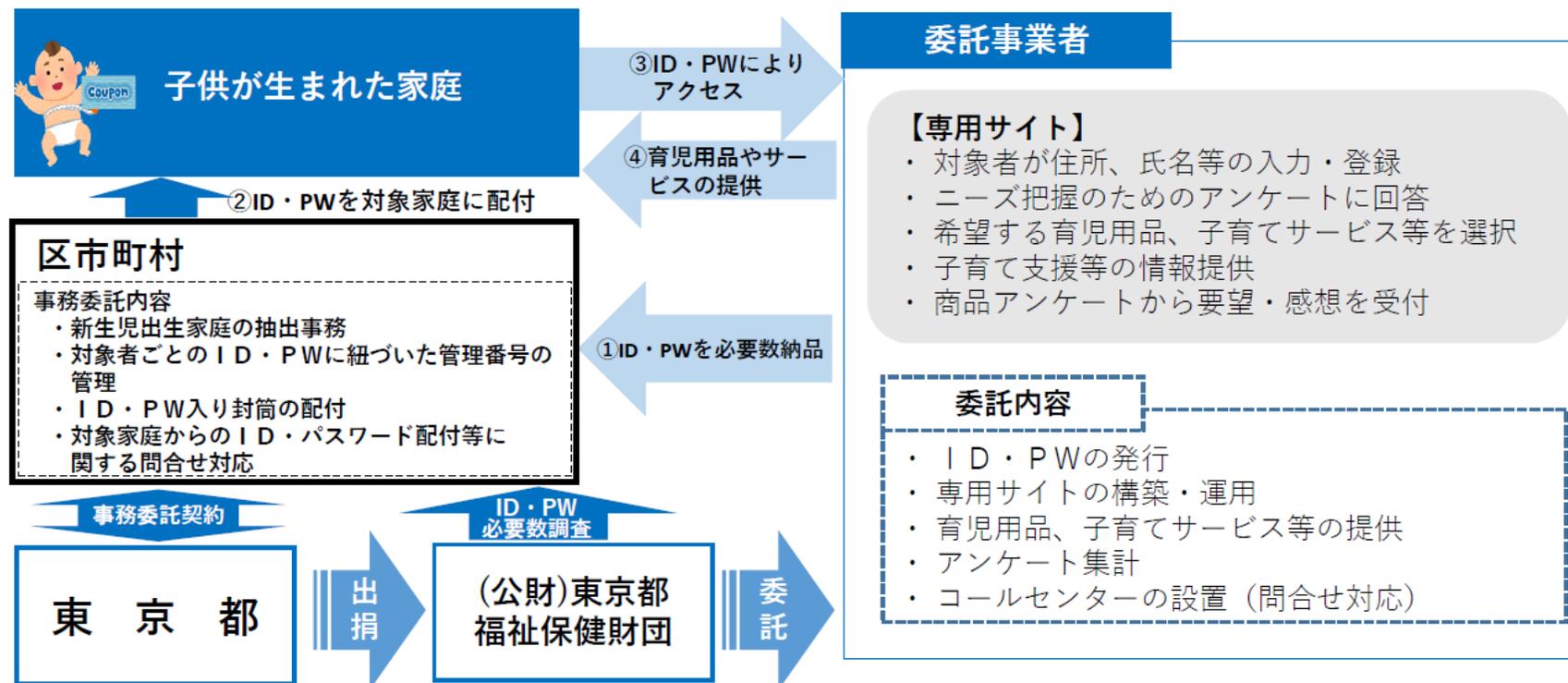
目的

コロナ禍において、子供を産み育てる家庭を応援・後押しするため、育児用品や子育て支援サービス等を提供し、子育てを社会全体で応援しているというメッセージを発信するとともに、子育て家庭のニーズを把握し、施策へ反映する。

概要

対象 令和3年1月1日～令和5年3月31日に出生した子供を持つ家庭
支援内容 子供1人当たり10万円分の育児用品や子育て支援サービス等
事業開始 令和3年4月1日 (事業期間: 令和3～4年度の2年間)
※ 子育て家庭の状況やニーズ把握のためのアンケートを実施し、あわせて子育て支援等の情報提供を行う

イメージ図



検討状況のアンケート結果（市区町村） ※12月16日 17時時点

回答数：970自治体

○ 出産・子育て応援ギフトの支給形態・方法 ※複数選択可

| | | | |
|---------------------------------------|----|---------------------|-----|
| 育児関連用品等の商品券（専用サイト・アプリ等による電子クーポン） | 49 | 現金給付（電子マネー、キャッシュレス） | 39 |
| 育児関連用品等の商品券（紙クーポン） | 36 | 現金給付（現金） | 903 |
| 子育て支援サービス等の利用料減免（専用サイト・アプリ等による電子クーポン） | 9 | その他の方法により実施予定 | 57 |
| 子育て支援サービス等の利用料減免（紙クーポン） | 9 | | |

【国としての基本的な考え方、今後の進め方】

- 出産・子育て応援ギフトの支給について、幅広い形態を選択可能としているところ、**国としては**、政策的意義、自治体・対象者のメリット（P37参照）等の観点から、**電子クーポン等の電子的方法の活用や都道府県による広域連携**（以下「**県広域連携**」という）など、効率的な実施方法での実施を**推奨**している。
- このための**システム構築等導入経費（イニシャルコスト）**は、**令和4年度補正予算にのみ計上**するもの、かつ、繰越明許費と位置づけていることから、本予算を国で繰り越した場合、**当該経費（国10/10負担）を執行して活用いただけるのは、令和5年度末まで**となる。
- **国としては**、早期の事業実施の観点から現金給付で事業を開始する予定の市町村においても、上記予算を活用した県広域連携に参画・移行できるよう、**子育てアプリ・サイト・電子クーポンによる子育て支援**について、内閣官房こども家庭庁設立準備室にて12月20日に設置された「**こども政策DX推進チーム**」（P43参照）の下、自治体等と意見交換しつつ、**デジタル化の課題抽出、普及方法の検討や国の支援等について議論し、周知していく予定**。

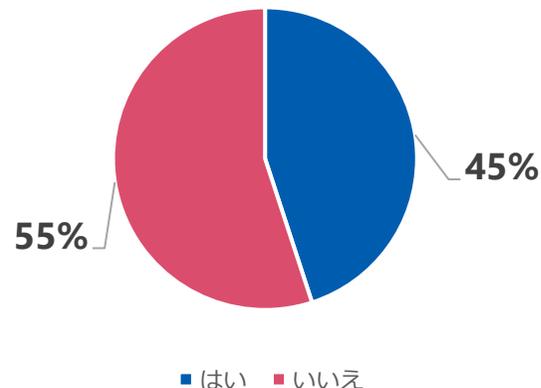
【全自治体への検討依頼】（※次ページの取組例も参照）

- クーポン支給には一定の準備期間を要する等、早期の事業実施の観点から**現金給付で事業を開始する予定の市町村**、及び、当該市町村の検討状況から**県広域連携を検討いただけていない都道府県**におかれても、令和4年度補正予算を国で繰り越した際に、**令和5年度であれば**補助基準額の範囲内での**交付申請が可能となるシステム構築等導入経費（国10/10負担）を活用した県広域連携**について、**都道府県・市町村間で引き続きご検討いただきたい**。
- その他の市町村、（県広域連携を実施予定の）都道府県におかれましても、引き続き、両者間での意向確認等の調整を経て、県広域連携の取組の推進にご協力いただきたい。

回答数：40自治体

○ 出産・子育て応援ギフトについて、都道府県による電子クーポンのプラットフォームの構築等、管内市町村との調整に基づく広域連携による取組の実施予定

| | |
|-----|----|
| はい | 18 |
| いいえ | 22 |



○ 前問で「はい」と回答した都道府県の市区町村との調整方法についてのイメージ（主な回答）

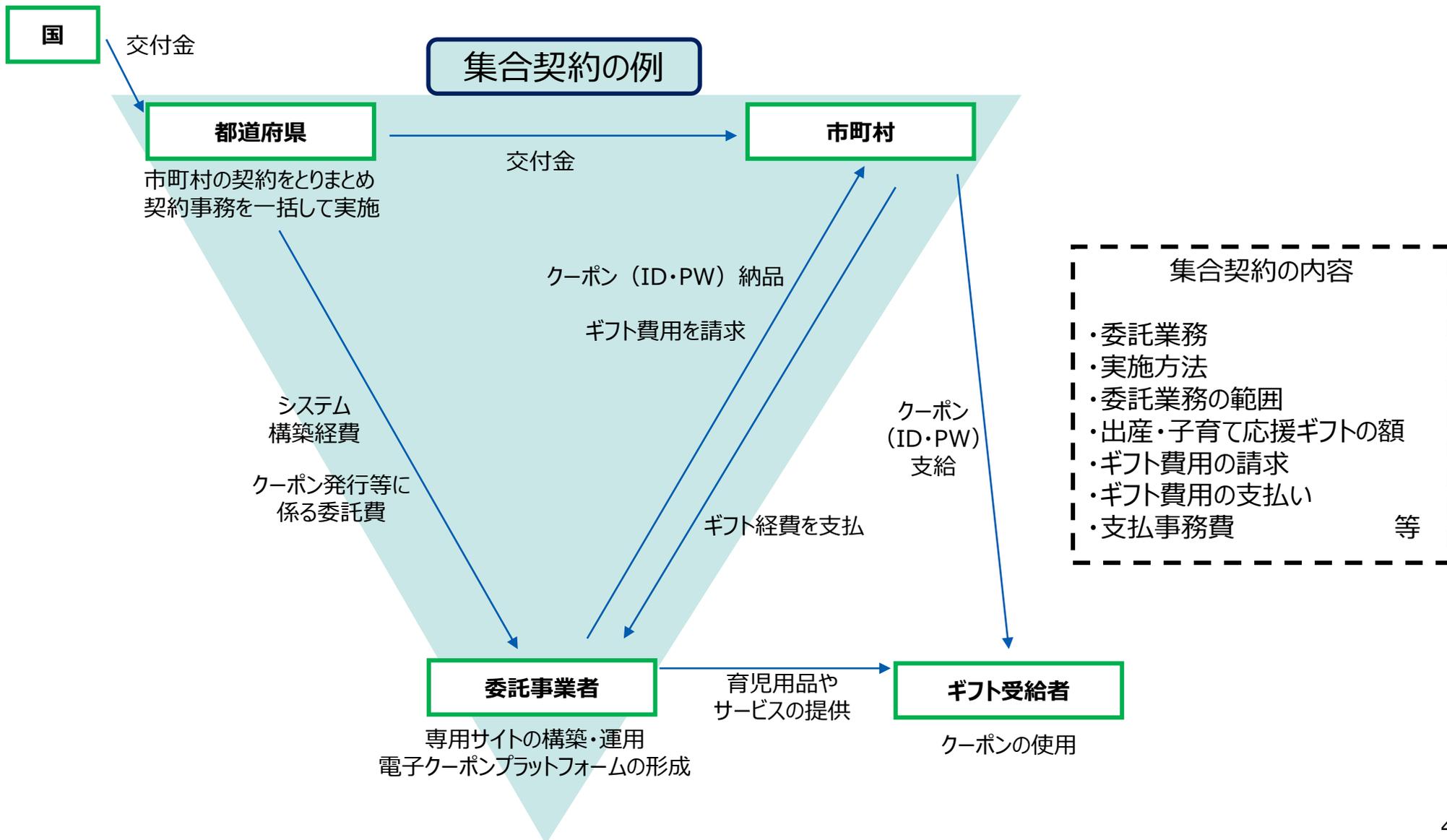
- ・市町村に対し、都道府県で検討中の広域連携の取組みを提案し、市町村の意向を確認する。
- ・広域連携方法について、いくつかの選択肢を市町村へ示したうえで、参画を希望する市町村が一定数あった場合に調整を行うことを想定。
- ・デジタルギフトによる支給体制を整え、希望した市町村が利用できるよう、県が集合契約を行う。
- ・市町村の意向を確認し、県が広域連携でカバーできるものは一括してシステムやプラットフォームの構築を行う予定。
- ・市町村の希望や意見を聴取するヒアリングを実施し、広域連携を行う場合は参加見込み市町村と会議等により方針を決定。

○ 前々問で「はい」と回答した都道府県の市区町村との調整についての今後のスケジュール（主な回答）

- ・今後、広域連携の具体的なシステム内容、市町で必要となる経費、事務作業などを説明し、市町の意向を確認する。
- ・意向調査を年内に行う予定。広域連携による給付方法等について年度内に決定し、来年度中には導入したい。

都道府県による広域連携のイメージ（集合契約の例）

○ 出産・子育て応援ギフトの都道府県による広域連携については、都道府県と市町村が一体となって、事業者と委託契約を結ぶことが考えられる。



(参考) こども政策DX推進チームについて

1. 趣旨

子育てをより楽しく、安心、べんりなものにすることで、こどもまんなか社会を実現するためには、第一に、こどもや子育て家庭が必要な情報に素早く、簡単にアクセスでき、様々な行政手続きをストレスなく行うことができる環境を整備することが重要である。

また、保育園などの子育て関連事業者や地方自治体など、こども政策の現場に携わる方々の事務負担を軽減し、こどもや子育て家庭への支援にかける時間やエネルギーをできるだけこども政策の質の向上に振り向けていくことも重要である。

このため、「こども政策 DX 推進チーム」を立ち上げ、DX の推進を通じてこどもまんなか社会の実現を図っていく。

2. 体制

| | | | |
|---------|------------------------|--------|-------------------------|
| チームリーダー | 小倉こども政策担当大臣 | チーム員 | 北波内閣審議官（こども家庭庁設立準備室審議官） |
| 副リーダー | 和田内閣府副大臣 | | 長田内閣審議官（こども家庭庁設立準備室審議官） |
| 副リーダー | 自見内閣府大臣政務官 | | 黒瀬内閣府大臣官房審議官（政策調整担当） |
| アドバイザー | 畑中政策参与 | | 滝澤内閣府大臣官房審議官（政策調整担当） |
| 事務局長 | 渡辺内閣審議官（こども家庭庁設立準備室長） | オブザーバー | 野村厚生労働省大臣官房審議官 |
| 事務局長代理 | 小宮内閣審議官（こども家庭庁設立準備室次長） | | 内山デジタル庁 国民向けサービスグループ 次長 |

3. 検討事項

(1) 子育て家庭に係る手続・事務負担の軽減

このうち、伴走型相談支援のDX 推進を優先して取り組む

(2) 子育て関連事業者や地方自治体等の手続・事務負担の軽減

4. 事務

○本チームの庶務は、内閣官房こども家庭庁設立準備室において行う。

5. その他

○運営に関し必要な事項は、事務局長がチームリーダーに諮って定める。

出産応援ギフトの支給対象者

- 「**出産応援ギフト**」（**妊娠届出時**）については、支給対象者は**妊婦（*）**とし、**妊婦1人当たり5万円相当**とする。

* 出産応援ギフトの支給対象者となる妊婦は、以下のアからウまでに掲げる者のうち、出産応援ギフトの申請時点で日本国内に住所を有する者とする（実施要綱P8参照）。

ア 事業開始日以降に妊娠の届出をした妊婦（産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである者に限る。）

イ 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児童の母（妊娠中に日本国内に住所を有していた者に限る。）

ウ 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に妊娠の届出をした妊婦（妊婦であった者を含み、イに該当する者を除く。）

子育て応援ギフトの支給対象者

- 「子育て応援ギフト」(出生届出後)については、支給対象者は出生したこどもを養育する者(*)とし、新生児1人当たり5万円相当とする。

* 子育て応援ギフトの支給対象者となる出生したこどもを養育する者については、以下のア又はイに掲げる対象児童を養育する者であって、子育て応援ギフトの申請時点で日本国内に住所を有する者とする(実施要綱P10参照)。

ア 事業開始日以降に出生した児童であって、日本国内に住所を有する者

イ 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児童であって、日本国内に住所を有する者

ただし、次のいずれかに該当する者には、子育て応援ギフトは支給しない。

一 児童手当法(昭和46年法律第73号)第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者

二 同号に規定する障害児入所施設等の設置者

三 法人

- なお、対象者の考え方等については、本資料P48以降の事例に加え、以下のQAも参照。

・外国籍の者・・・Q&A問26

・海外で妊娠して帰国した妊婦・・・Q&A問27

・離婚後300日問題等により出生届出が著しく遅延している産婦・・・Q&A問28-2

・未成年の妊婦・・・Q&A問28-3

・特別養子縁組や普通養子縁組の養親・・・Q&A問53-2

出産・子育て応援ギフトの支給のパターン

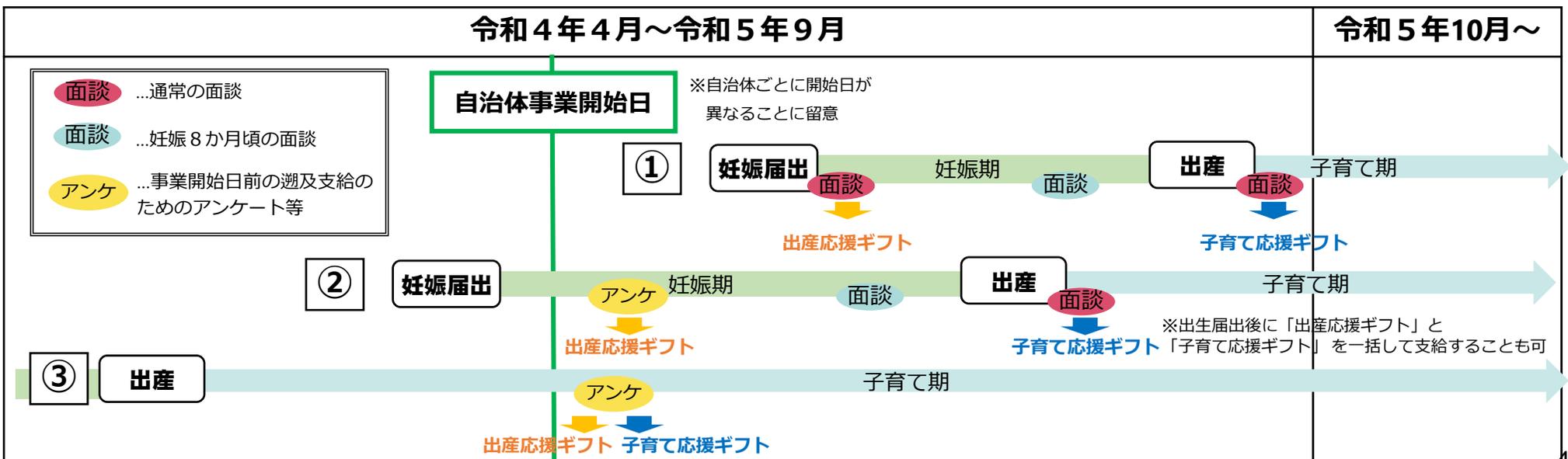
- **令和4年4月以降に出産された方**を対象とし、
「出産応援ギフト（5万円相当）」（妊娠届出時）と**「子育て応援ギフト（5万円相当）」**（出生届出後）を支給する。

【考え方】

- ・事業開始日以降は、妊娠届出時、出生届出後にそれぞれ面談を実施した上で、ギフトを支給。
- ・事業開始日より前の「妊娠届出」と「出産」に係るギフトについては、アンケート等を実施することにより支給することを可能とする。

支給パターン

- (1) **事業開始日以降に妊娠届出**をし、**出産**した場合【下図①参照】
 ⇒妊娠届出時に面談を実施し**「出産応援ギフト」**を、出生届出後に面談を実施し**「子育て応援ギフト」**を支給
- (2) **事業開始日前に妊娠届出**をし、**事業開始日以降に出産**した場合【下図②参照】
 ⇒事業開始日以降に簡易アンケート等を実施し**「出産応援ギフト」**を、出生届出後に面談を実施し**「子育て応援ギフト」**を支給
 ※出生届出後に面談を実施し**「出産応援ギフト」と「子育て応援ギフト」**を一括して支給することも可
- (3) **事業開始日前に妊娠届出**をし、**出産**した場合【下図③参照】
 ⇒事業開始日以降に簡易アンケート等を実施し**「出産応援ギフト」と「子育て応援ギフト」**を支給



事業開始後の通常のパターンへの対応（P46の図①のケース）

妊娠届出時の対応

- 妊娠届出時に**面談**を実施（面談の実施方法の詳細は前述のとおり）
- 面談の際、**出産応援ギフト申請書（支給希望有かつ支給歴なし。同意欄に署名有）**とアンケートの回答を提出した方に対し、**出産応援ギフト**を支給
- 支給の申請は、妊娠中に行うものとする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により申請予定者が妊娠中に支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことも可能とする。

出生届出後の対応

- 出生届出後に**面談**を実施（面談の実施方法の詳細は前述のとおり）
- 面談の際、**子育て応援ギフト申請書（支給希望有かつ支給歴なし。同意欄に署名有）**とアンケートの回答を提出した方に対し、**子育て応援ギフト**を支給
- 支給の申請は、原則として、乳児家庭全戸訪問事業の実施期間である生後4か月頃までの間に行うものとする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により生後4か月頃までに支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことも可能とする。この場合であっても、対象児童が3歳に達する日以降は支給の申請はできないものとする。

（※）「申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情」とは、申請予定者が

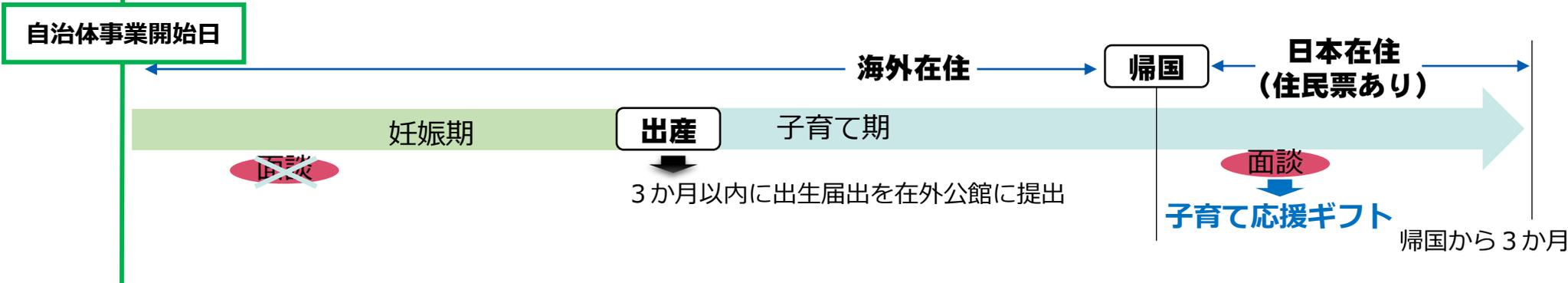
- ・「長期間の入院をしていた場合」
- ・「継続的に海外で生活しており、帰国していなかつた場合」
- ・「施設に入所していた対象児童を引き取つた場合」

など、申請予定者の責めに帰さないやむを得ない事情により申請できなかつたと認められる場合を言う。

なお、単に申請を忘れていたなどの場合は該当しない。（QA35-2参照）

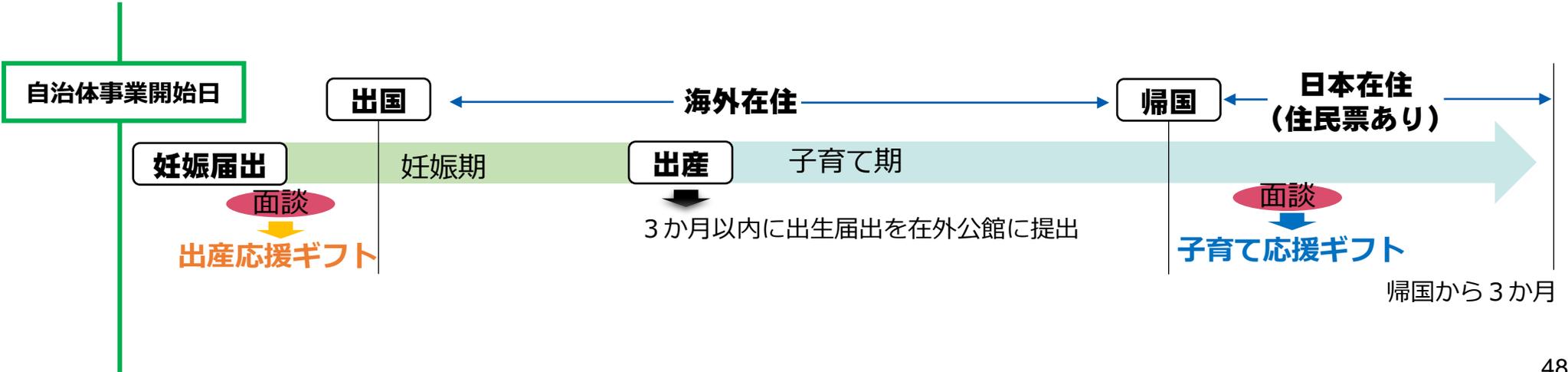
出産・子育て応援ギフトの支給（事業開始後の通常のパターン）①

○日本国籍を有し海外で出産して帰国した子育て家庭（Q&A問28、35-2、実施要綱P11）



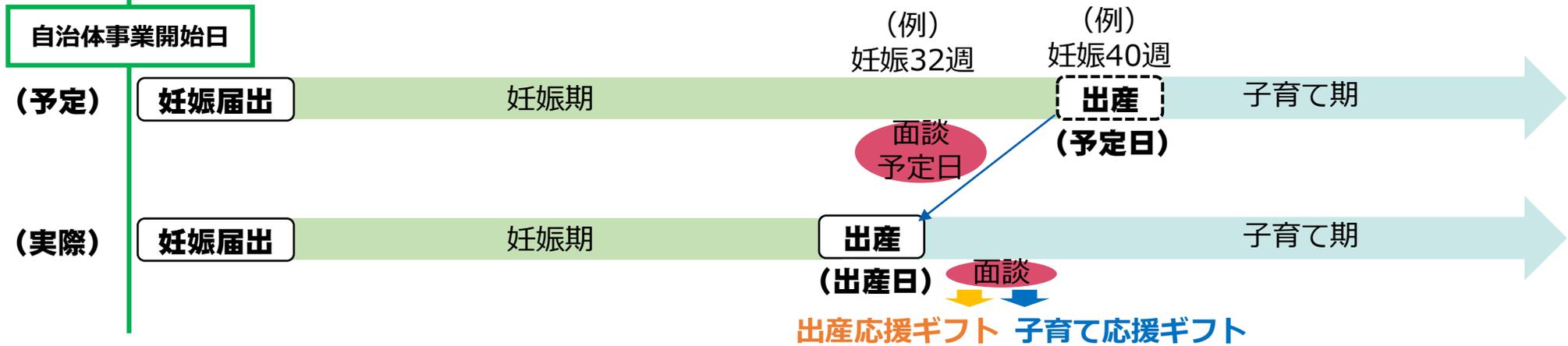
- 帰国後、住民票のある市町村で面談を受けることで、子育て応援ギフトの支給対象となる。
- 子育て応援ギフトについては、帰国後（申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情がやんだ後）3か月以内に支給申請を行えば支給することとなる（ただし、対象児童が3歳に達する日以降の場合は、支給の申請ができない）。
- なお、このケースでは、妊娠届出時の面談を受けていないため、出産応援ギフトは支給対象とならない。

※以下のケースのように、日本で妊娠届出をし、面談を受けた場合は、出産応援ギフトも支給対象となる。



出産・子育て応援ギフトの支給（事業開始後の通常のパターン）②

○妊娠届出後の面談予定日より前に出産した場合（Q & A問36）



- ・原則として妊娠期間中に面談を実施した妊婦に出産応援ギフトの支給権が発生することとなるが、妊娠届出後の面談予定日より前に出産するなど、妊婦の責めに帰さない事由により面談が実施出来なかった場合には、出生届出後の面談実施後、申請に基づき「子育て応援ギフト」と一緒に「出産応援ギフト」も支給して差し支えない。（妊娠37週未満で生まれた場合には、妊婦の責めに帰さない事由に該当）

○駆け込み出産の場合（Q & A問36-2）



- ・妊娠届出をせず出産した場合（駆け込み出産）には、出産応援ギフトは支給しない。

※ただし、妊娠届出ができないやむを得ない事情を抱えていることも想定されることから、申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別の事情がある場合には、出産応援ギフトも支給して差し支えない。49

出産・子育て応援ギフトの支給（事業開始後の通常のパターン）③

○妊婦が妊娠届出後の面談実施前に流産・死産となった場合（Q&A問41）



- ・ 妊娠届出後の面談予定日より前に流産・死産となった場合でも、出産応援ギフトは支給対象となる。この場合、面談等を実施することなく、申請書の提出のみをもって、出産応援ギフトを支給する。
- ・ この場合の出産応援ギフトは、流産・死産となった方も使用できるような内容とすることが望ましい。
- ・ その際、流産・死産となった方に対しては、例えば出産応援ギフトの郵送時に心理社会的支援等に係る相談窓口やピアサポートの案内や、産後ケア事業・産婦健診や妊娠12週を超えている場合は出産育児一時金等の対象になることの案内など、きめ細やかな配慮を行っていただきたい。

○こどもが出生後、面談実施前に死亡した場合（Q&A問43）



- ・ こどもが出生後、面談実施前に死亡した場合でも、子育て応援ギフトは支給対象となる。この場合、面談等を実施することなく、申請書の提出のみをもって、子育て応援ギフトを支給する。

出産・子育て応援ギフトの支給（事業開始後の通常のパターン）④

○妊婦が妊娠届出後の面談を受けた後に人工妊娠中絶をした場合（Q&A問42、42-2）

自治体事業開始日

妊娠届出

妊娠期

中絶

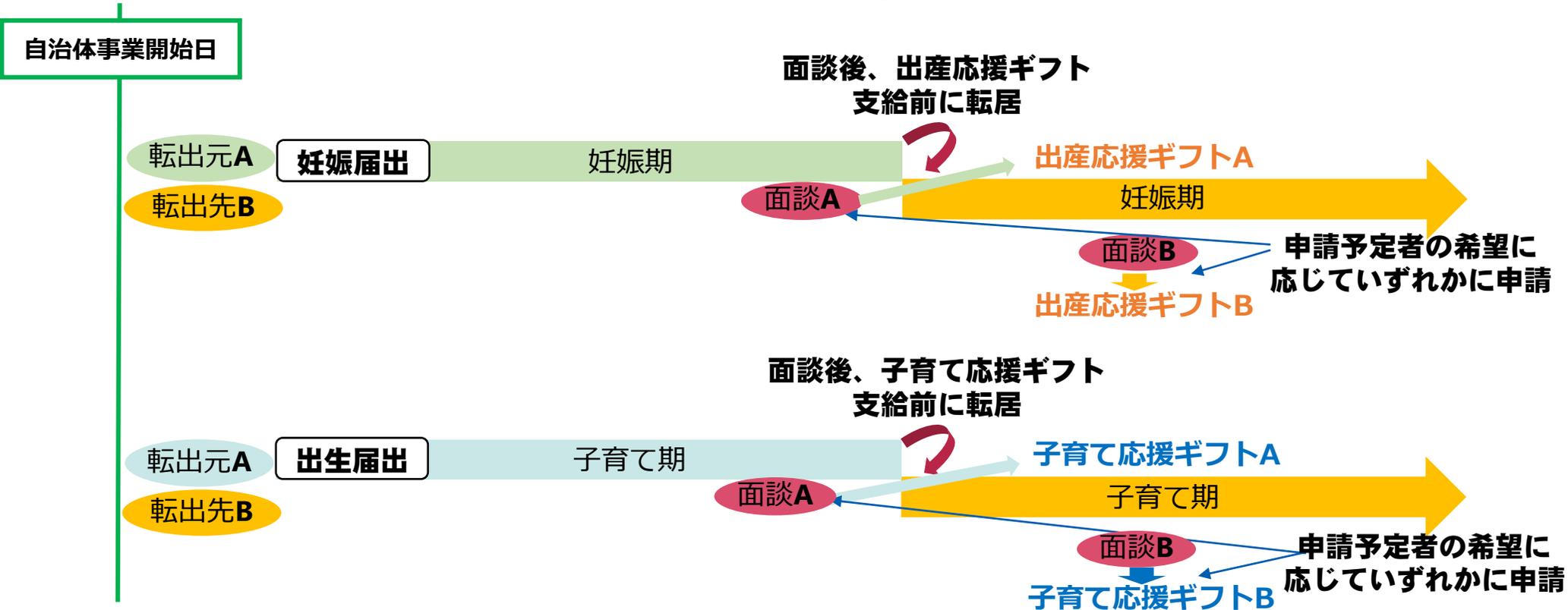
面談

出産応援ギフト

- ・ 妊婦が妊娠届出後の面談を受け、その後人工妊娠中絶をした場合でも、出産応援ギフトは支給対象となる。（面談で人工妊娠中絶の意思が確認できた方を含む）
- ・ なお、このようなケースについては、面談後、専門的な知見に基づく支援につなげるからこそが重要であり、ギフト支給をきっかけに、妊娠届出にきてもらい、このように必要な支援につながることも、今回の交付金事業で期待される副次的効果に当たる。

出産・子育て応援ギフトの支給（事業開始後の通常のパターン）⑤

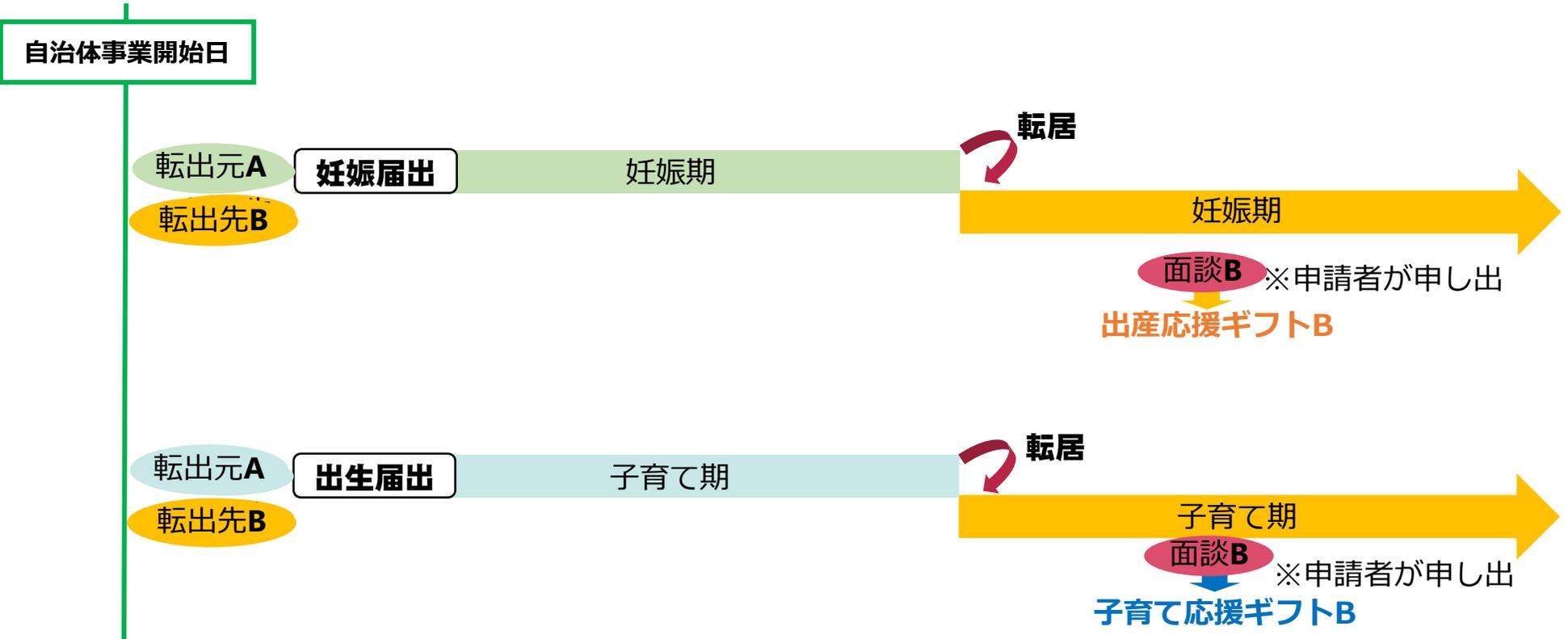
○面談実施後、出産・子育て応援ギフトの支給前に転居した場合（Q&A問44）



- ・ 転出元市町村で面談実施後、出産・子育て応援ギフトの支給前に転出した方については、その方の希望に応じて、転出元市町村又は転出先市町村のいずれかに申請することが可能。
- ・ 転出元市町村からの出産・子育て応援ギフト支給を希望する場合は、転居後であっても転出元市町村が支給して差し支えない。
- ・ 転出先市町村からの出産・子育て応援ギフト支給を希望する場合は、転出先市町村でも面談を実施した上で、申請者が転出元市町村で既に出産・子育て応援ギフトを受給していないか確認した上で支給する。
- ・ なお、転出元市町村で支給する場合であっても、当該転居者の孤立感・不安感を取り払うためには、転出先市町村において伴走型支援を行っていくことが本事業の本旨であることを踏まえ、転出先でも面談を実施し、その後の随時の情報発信・相談受付につなげていただきたい。

出産・子育て応援ギフトの支給（事業開始後の通常のパターン）⑥

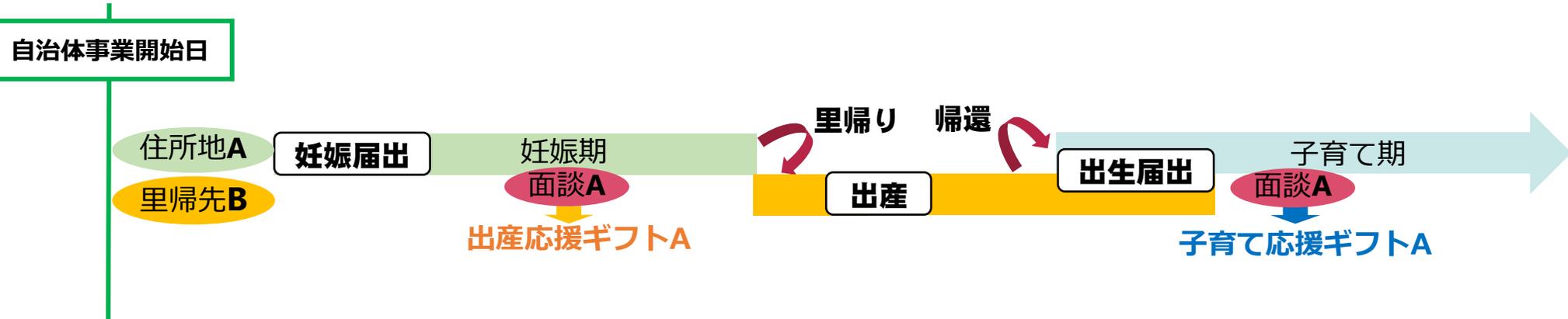
○面談実施前に転居した場合（Q&A問45）



- 本人からの申し出に応じて、転出先市町村で面談を実施し、ギフトを支給する。

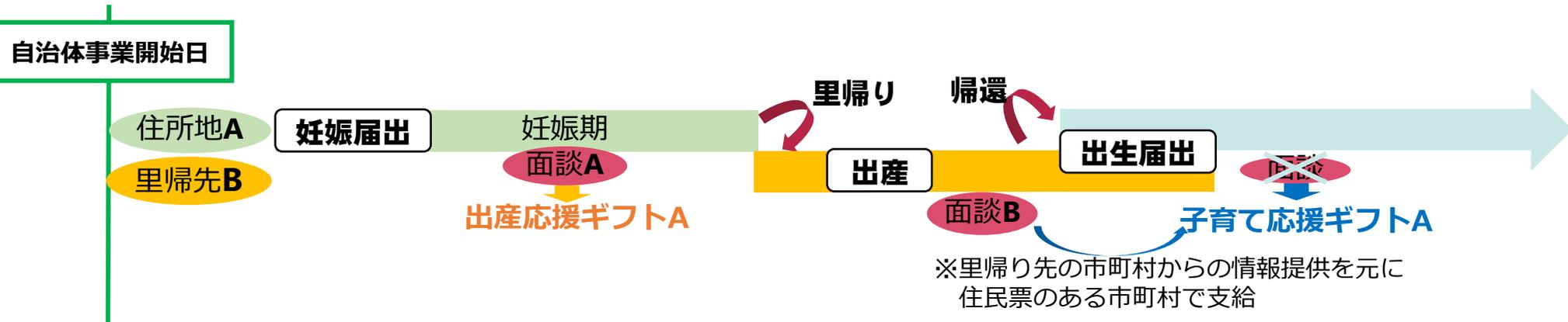
出産・子育て応援ギフトの支給（事業開始後の通常のパターン）⑦

○里帰り出産をし、住民票のある市町村で面談を受けた場合（Q&A問47）



- 里帰り先の市町村ではなく、住民票のある市町村において面談を実施し、子育て応援ギフトを支給する。

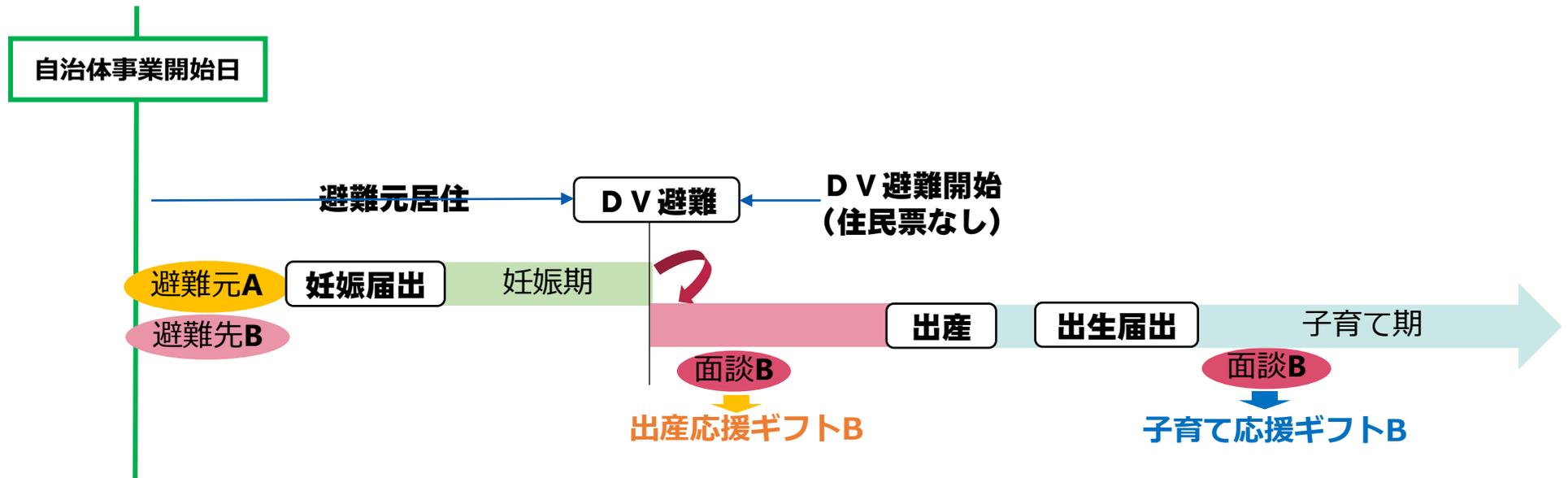
○里帰り出産をし、里帰り先の市町村で面談を受けた場合（Q & A 問47）



- 産婦等の希望により、里帰り先の市町村で面談（例：新生児訪問等）を受ける場合でも、子育て応援ギフトは住民票のある市町村で支給する。
- この際、住民票のある市町村と里帰り先の市町村で適宜情報の連携・共有を図っていただく必要。

出産・子育て応援ギフトの支給（事業開始後の通常のパターン）⑧

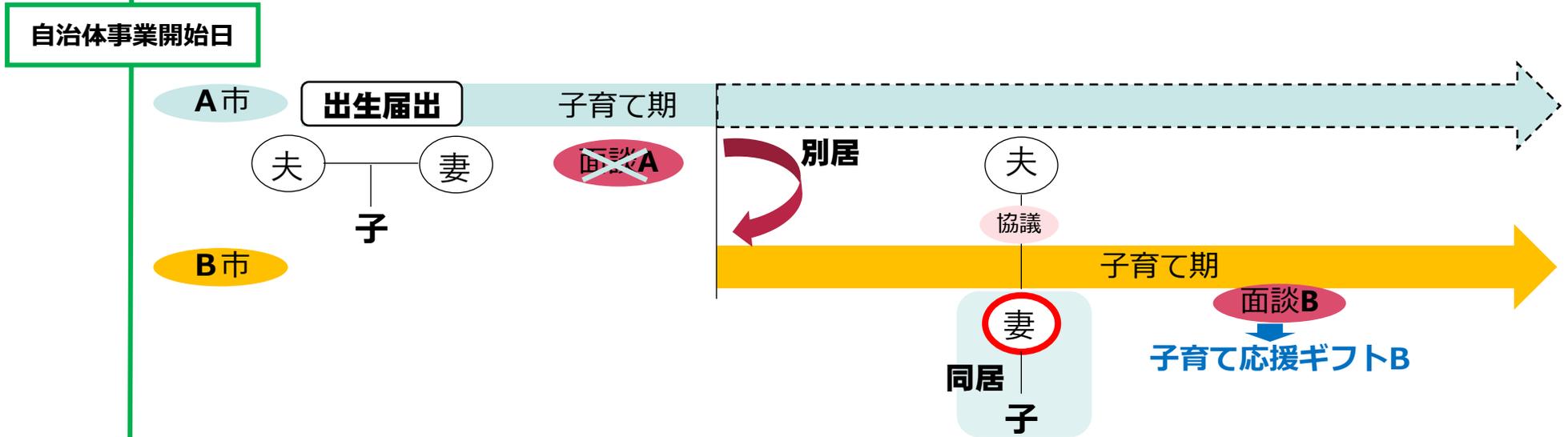
ODV等を理由に避難しており、居住する市町村に住民票がない場合（Q&A問48、49、49-2）



- 避難先の市町村で面談を実施し、出産・子育て応援ギフトを支給することは可能。
- 避難先の市町村においては、現住所地を確認できる書類（例：賃貸借契約書、公共料金の請求書等）を確認する等した上で対応。
- 福島原発事故の福島県内避難指示区域から県外等の住民票のない市町村に居住している場合も同様。

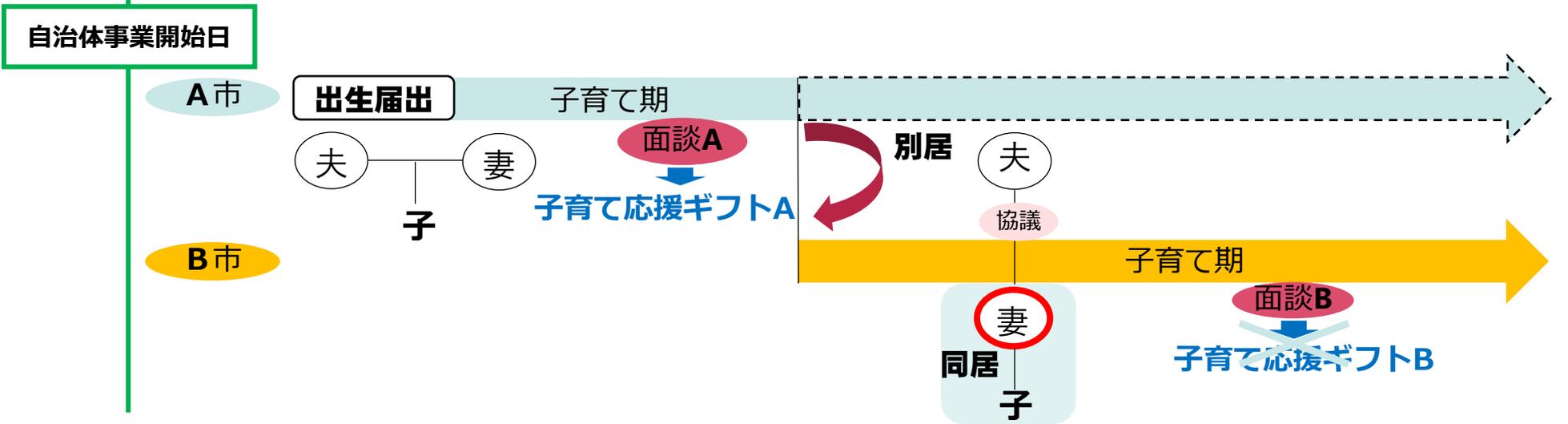
出産・子育て応援ギフトの支給（事業開始後の通常のパターン）⑨

○父母が離婚協議中の場合（Q&A問50）



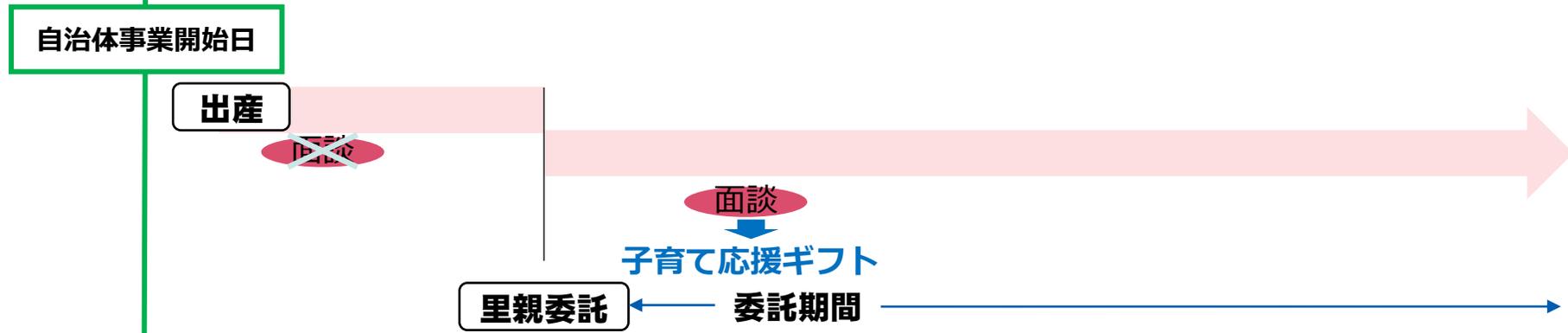
- 父母が離婚協議中で別居している場合は、養育者（こどもと同居している者優先）が面談を実施後、申請することにより、子育て応援ギフトの支給対象となる。

※別居前に面談を実施し、ギフトを支給した場合は、再度面談を受けても支給対象とならない。



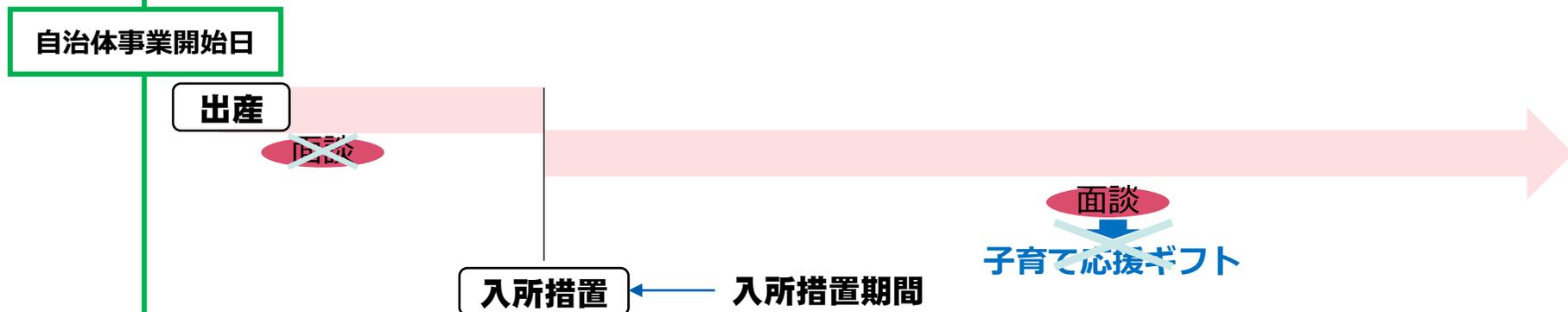
出産・子育て応援ギフトの支給（事業開始後の通常のパターン）⑩

○こどもが里親委託された場合（Q&A問51）



- 父母が出生届出後の面談を実施していない場合、里親と面談を実施した上で子育て応援ギフトを支給することは可能。この場合、里親委託後（申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情がやんだ後）3か月以内に支給申請を行うこととする（当該児童が3歳に達する日以降は支給申請できない）。
- なお、出生直後に実親と面談し、子育て応援ギフトを支給した後に里親委託された場合は、当該里親に子育て応援ギフトを支給することはできない。一方で、当該里親の孤立感・不安感を取り払うため、当該里親に伴走型相談支援を行っていくことが本事業の本旨であることを踏まえ、当該里親とも面談を実施し、その後の随時の情報発信・相談受付につなげていただきたい。

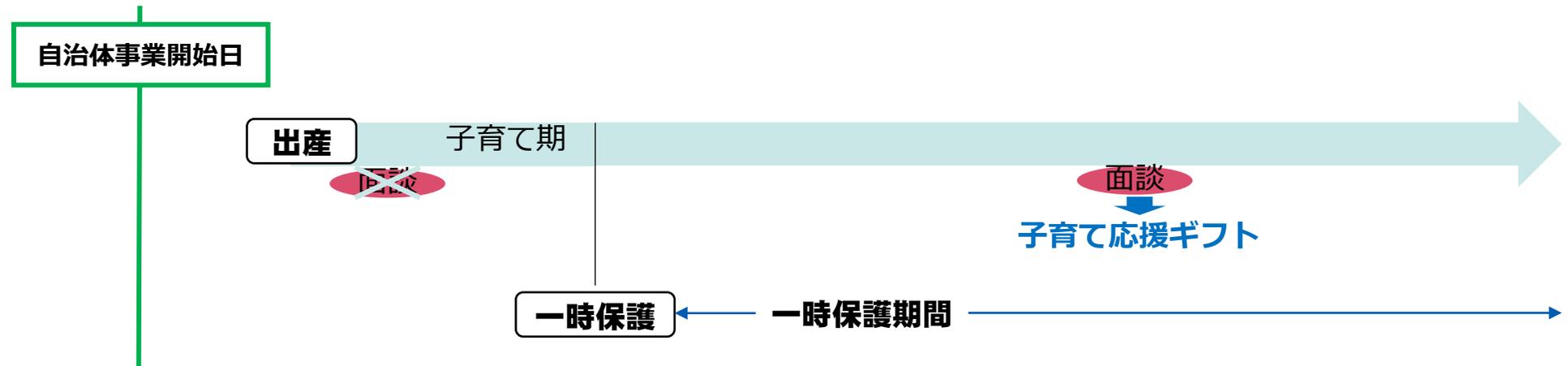
○出生直後にこどもが乳児院に入所した場合（Q&A問51）



- 施設入所となった場合、当該施設は、子育て応援ギフトの支給対象とはならない。

出産・子育て応援ギフトの支給（事業開始後の通常のパターン）⑪

○出生直後にこどもが児童相談所により一時保護された場合（Q&A問52）



- 一時保護期間中であっても、養育者と面談を実施した上で、子育て応援ギフトを支給することは可能。

○面談実施前に施設に入所したこどもが措置解除された場合（Q&A問53）



- 出生直後に施設入所し、その後3歳に達する日の前日までに入所措置が解除されて自宅に戻ってきた場合、戻ってから（申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情がやんだ後）3か月以内に養育者からの申し出を受けて面談を実施し、子育て応援ギフトを支給することは可能（当該児童が3歳に達する日以降は支給申請できない）。

事業開始時点で妊娠中の方又は事業開始前に出産した方への対応（経過措置）

事業開始前に出産した方への対応（P46の図③のケース）

- 自治体において、事業開始日時点の住民のうち、こどもの誕生日が令和4年4月～事業開始前の方に対し、以下を送付。
 - ① **出産・子育て応援ギフトを支給する旨の案内**
 - ② **出産・子育て応援ギフト申請書**
 - ③ **アンケート**
- **申請書（支給希望有かつ支給歴なし。同意欄に署名有）とアンケートが返ってきた方**に対し、「**出産応援ギフト**」と「**子育て応援ギフト**」をまとめて支給。
- 支給の申請は、原則として、事業開始日から3か月以内（ただし、各市町村における準備期間等を考慮して、3か月から6か月の間で市町村が任意で定める期間内とすることも可能とする。）に行うものとする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により申請期間内に支給の申請を行うことができなかった場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことも可能とする。この場合であっても、令和6年3月1日以降の支給の申請はできないものとする。

(※) 「申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情」とは、申請予定者が

- ・ 「長期間の入院をしていた場合」
- ・ 「継続的に海外で生活しており、帰国していなかった場合」
- ・ 「施設に入所していた対象児童を引き取った場合」

など、申請予定者の責めに帰さないやむを得ない事情により申請できなかったと認められる場合を言う。

なお、単に申請を忘れていたなどの場合は該当しない。（QA35-2参照）

事業開始時点で妊娠中の方又は事業開始前に出産した方への対応（経過措置）

事業開始時点で妊娠中の方への対応（P46の図②のケース）

- 各自治体の置かれている様々な実情に応じ、自らの判断で、以下のA、Bどちらの手法も選択可とする。
 - A 出産までアンケートを送付せず、出産届出後に面談を実施し、「出産応援ギフト」と「子育て応援ギフト」を一括支給
 - B 事業開始後に、妊娠中の方に早期にアプローチする観点からアンケートを送付する場合：以下のとおりとする

<妊娠中の対応>

- 自治体において、**事業開始前に妊娠届出をした方で出生届出をしていない方**に対し、以下を送付
 - ① 出産応援ギフトを支給する旨の案内
 - ② 出産応援ギフト申請書
 - ③ アンケート
- **申請書（支給希望有かつ支給歴なし。同意欄に署名有）とアンケートが返ってきた方**に対し、**出産応援ギフト**を支給

<出産後の対応>

- **事業開始後に出生届出を出した方には面談を実施し、子育て応援ギフト**を支給
- **支給の申請は、原則として、事業開始日から3か月以内（ただし、各市町村における準備期間等を考慮して、3か月から6か月の間で市町村が任意で定める期間内とすることも可能とする。）**に行うものとする。ただし、**災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により申請期間内に支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことも可能とする。**この場合であっても、**令和6年3月1日以降の支給の申請はできないものとする。**

（※）**「申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情」とは、申請予定者が**

- ・ **「長期間の入院をしていた場合」**
- ・ **「継続的に海外で生活しており、帰国していなかつた場合」**
- ・ **「施設に入所していた対象児童を引き取つた場合」**

など、申請予定者の責めに帰さないやむを得ない事情により申請できなかつたと認められる場合を言う。

なお、単に申請を忘れていたなどの場合は該当しない。（QA35-2参照）

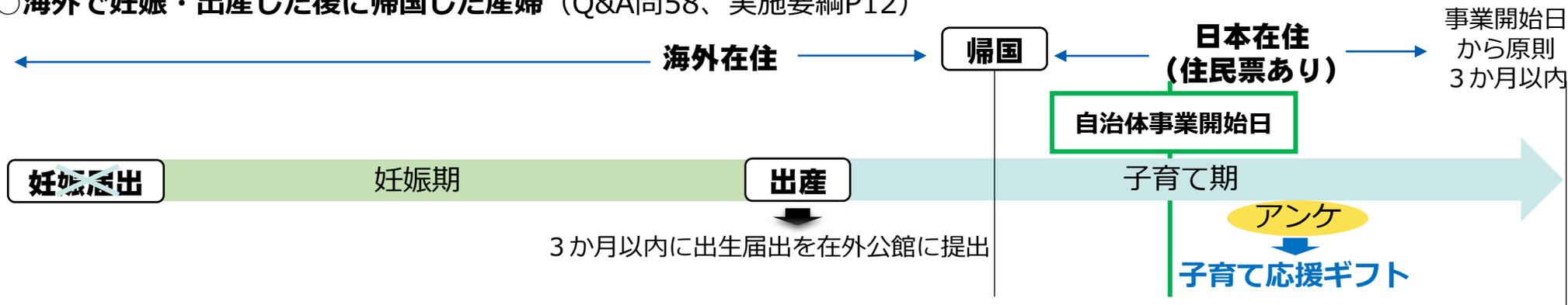
出産・子育て応援ギフトの支給（遡及支給のパターン）①

○事業開始日前に海外で妊娠して帰国した妊婦（Q&A問57）



- ・海外在住中に妊娠し、日本で妊娠届出を出していない場合でも帰国後に居住する市町村で妊娠届出をすることとなるため、事業開始時点で妊娠中の方への対応として、事業開始後に妊娠中の方に早期にアプローチする観点から、アンケートを送付する市町村においては、事業開始時にアンケートを送付し、回答を得た場合は出産応援ギフトの支給対象となる。

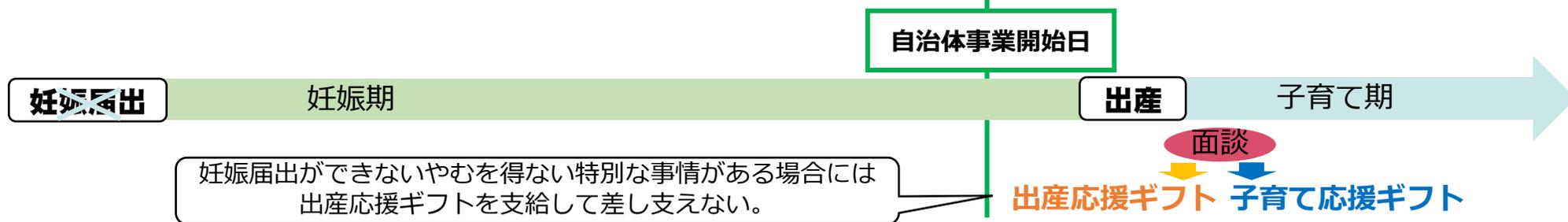
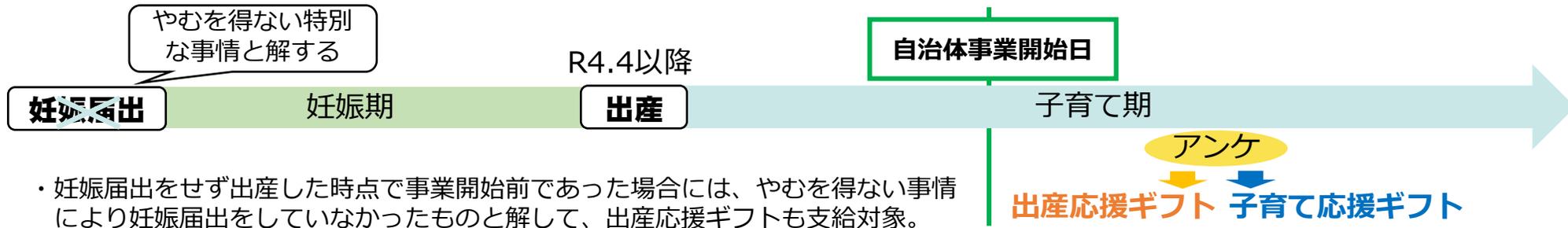
○海外で妊娠・出産した後に帰国した産婦（Q&A問58、実施要綱P12）



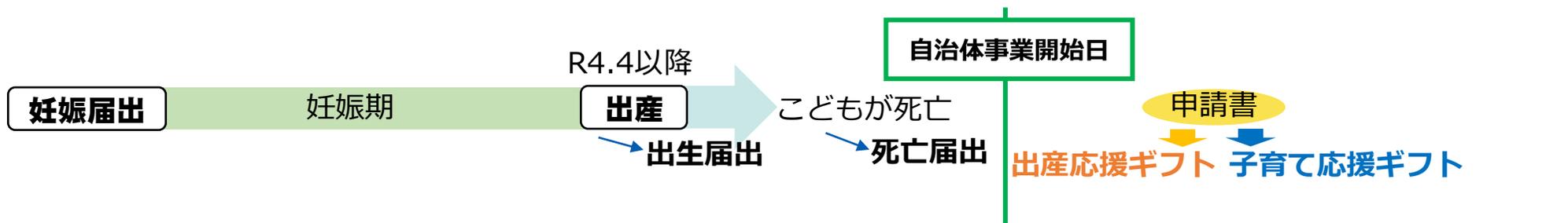
- ・子育て期に日本で過ごすこととなるため子育て応援ギフトの支給対象となるが、妊娠期を日本で過ごしていないため出産応援ギフトの支給対象外となる。
- ・なお、子育て応援ギフトの支給申請は、原則として事業開始日から3か月以内（ただし、各市町村における準備期間等を考慮して、3か月から6か月の間で市町村が任意で定める期間内とすることも可能とする。）に行うものとする。

出産・子育て応援ギフトの支給（遡及支給のパターン）②

○いわゆる「駆け込み出産」の場合（Q&A問58-2）



○令和4年4月以降にこどもが出生し、事業開始前に亡くなった家庭（Q&A問60）

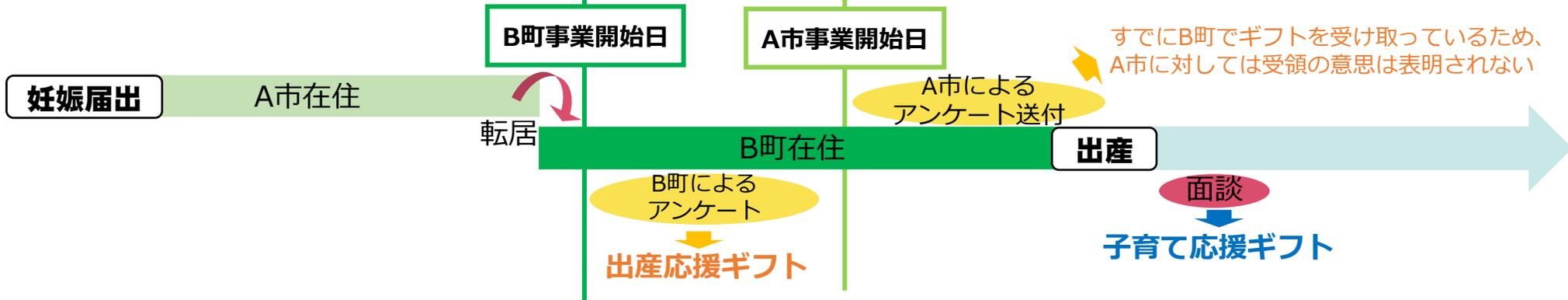
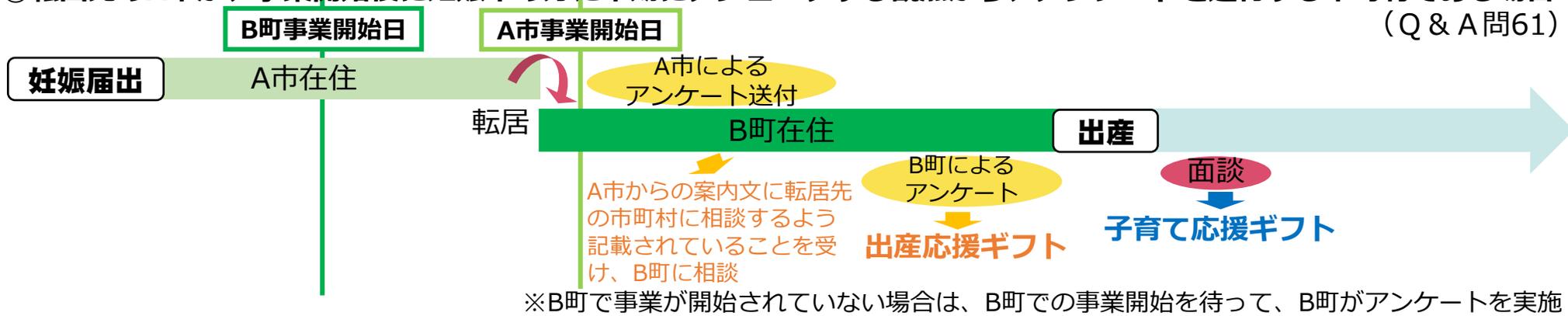


- ・この場合、簡易アンケートは送付せず、「出産応援ギフト」と「子育て応援ギフト」の遡及支給の案内とともに申請書のみを送付し、申請書が提出された場合、ギフトを支給することとなる。
- ・この場合のギフトは、こどもを亡くした方でも活用できるような内容とすることが望ましい。

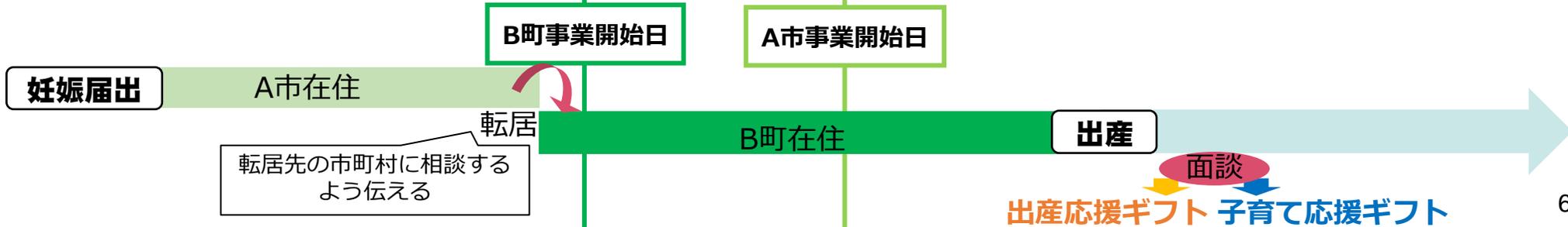
出産・子育て応援ギフトの支給（遡及支給のパターン）③

○令和4年4月以降事業開始日前に「妊娠届出をした方」が転出した場合

①転出元のA市が、事業開始後に妊娠中の方に早期にアプローチする観点から、アンケートを送付する市町村である場合 (Q & A問61)

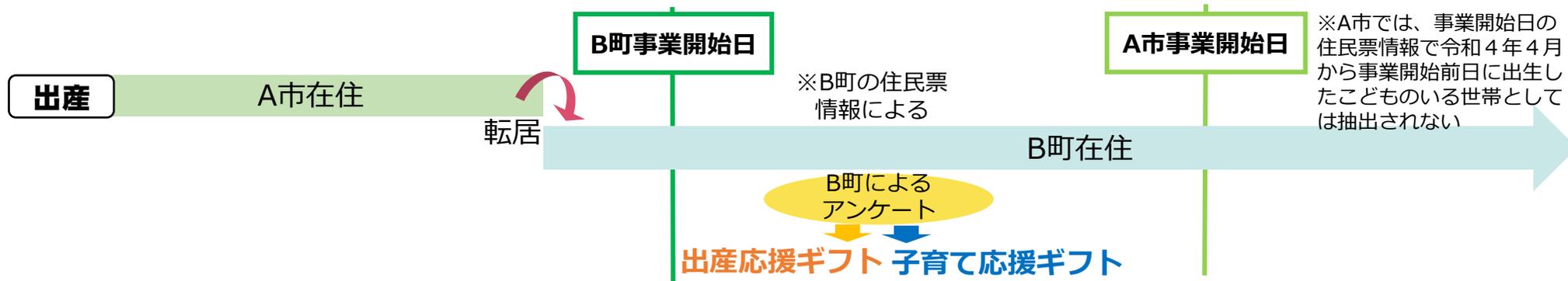


②転出元のA市、転出先のB町が、いずれも事業開始後に妊娠中の方に出産までアプローチせず出産後に面談を実施し、出産応援ギフトと子育て応援ギフトを一括して支給する場合 (Q&A問61)

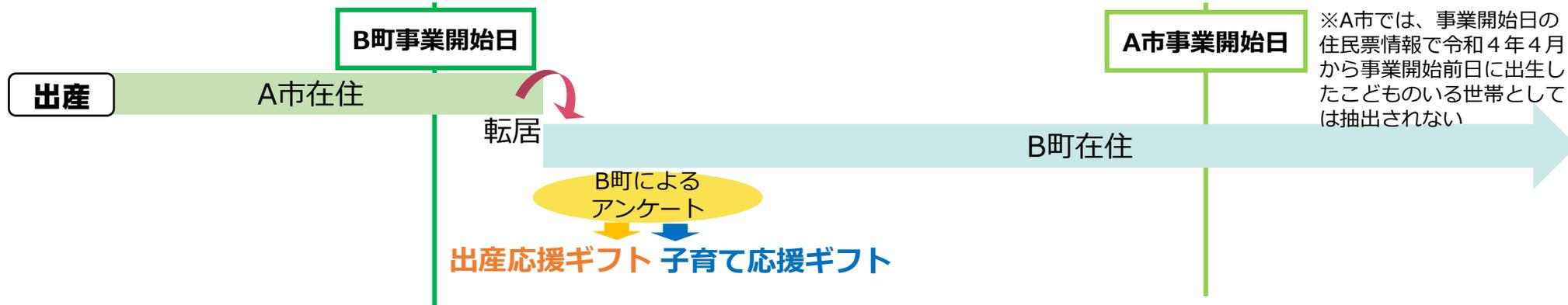


出産・子育て応援ギフトの支給（遡及支給のパターン）④

○令和4年4月以降事業開始日前に「出生届出をした方」が転出した場合（Q&A問62、62-2、実施要綱P10）



- ・このケースでは、転出先の市町村において、事業開始日時点の住民票の情報により、令和4年4月から事業開始前日までの間に出生したこどものいる世帯を抽出し、当該世帯に「子育て応援ギフト」の遡及支給の案内を行う際のお手紙を送る対象になる。当該者からお手紙に同封されたアンケートの回答がなされたら、「出産応援ギフト」と「子育て応援ギフト」を一括で支給する。
- ・支給の申請は、原則として、事業開始日から3か月以内（ただし、各市町村における準備期間等を考慮して、3か月から6か月の間で市町村が任意で定める期間内とすることも可能とする。）に行うものとする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により申請期間内に支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことも可能とする。この場合であっても、令和6年3月1日以降の支給の申請はできない。

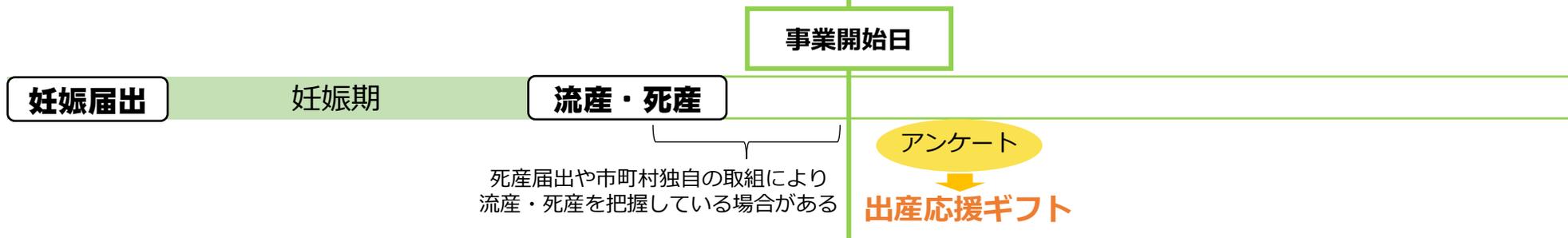


- ・このケースでは、転居の時点で、すでにB町では遡及適用対象者への案内は終了していることから、転入時の住民票登録の際、令和4年4月以降に出生したこどもがいる世帯に対して、個別に本事業の内容や出産・子育て応援ギフトについての案内を行い、アンケート・申請書を記入してもらえば、「出産応援ギフト」と「子育て応援ギフト」を一括で支給する。

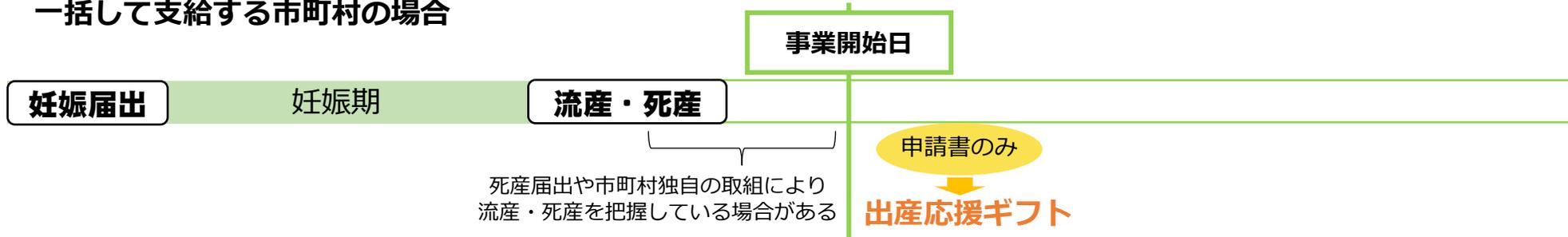
出産・子育て応援ギフトの支給（遡及支給のパターン）⑤

○令和4年4月以降事業開始日前に妊娠届出をした方が流産・死産した場合（Q&A問41、63、63-3）

・事業開始後に妊娠中の方に早期にアプローチする観点から、アンケートを送付する市町村である場合



- ・事業開始時点で、死産届出により、又は、妊娠届出時以外で全ての妊婦と接点をもつ市町村独自の取組（妊婦全数面接・アンケート等）の中で流産・死産等の事実を把握しているなど明らかに配慮が必要な場合は、その範囲内で、流産・死産された方に事前に電話等で丁寧に意向を確認した上で申請書を送付するかどうかを決定。
 - ・上記のように把握ができない流産・死産の方については、事業開始時点で抽出作業を行う、妊娠届出をされていて出生届出が出ていない方のリストの中に含まれていることが想定されるため、アンケートと申請書を送付する中で、案内文に「出産応援ギフトの支給対象であること」「アンケートの回答は不用であり、ギフト申請書のみ提出いただければギフト支給すること」を記載し、把握する。
 - ・上記により流産・死産の事実を把握した場合には、例えば出産応援ギフトの案内時に、心理社会的支援等に係る相談窓口やピアサポートを案内する等、きめ細やかな配慮を行っていただく。
- ・事業開始後に妊娠中の方に出産までアプローチせず、出産後に面談を実施し、出産応援ギフトと子育て応援ギフトを一括して支給する市町村の場合



- ・事業開始時点での出生届出による対象者の抽出では、事業開始日以前に流産・死産した方は抽出されないため、事業開始日以前に、死産届出により、又は、妊娠届出時以外で全ての妊婦と接点をもつ市町村独自の取組（妊婦全数面接・アンケート等）の中で流産・死産の事実を把握することができることから、このような方法での可能な限りの把握に努めていただきたい。
- ・上記により、事業開始日前に流産・死産された方を把握した場合は、事前に電話等で丁寧に意向を確認した上で申請書を送付するかどうか決定するとともに、心理社会的支援等に係る相談窓口やピアサポートを案内する等、きめ細やかな配慮を行っていただきたい。

〇〇ギフト申請書
(出産・子育て応援交付金による出産応援ギフト)



〇〇市区町村長

お名前 _____
 現住所 _____
 連絡先 () _____
 妊娠届出日 年 月 日
 妊娠届出日時点の住所地 (現住所と異なる場合のみ記載) _____

出産応援ギフトの支給 (妊婦1人につき5万円相当) を

希望します。



他の自治体で、出産・子育て応援交付金による出産応援ギフトの支給を受けていません。
 ※ 出産応援ギフトの支給状況などについて、他の自治体に確認することがあります。

希望しません。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報(妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果や子育てガイドの内容等)について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

署名
署名日 年 月 日

〇〇ギフト申請書
(出産・子育て応援交付金による子育て応援ギフト)



〇〇市区町村長

お名前 _____
 現住所 _____
 連絡先 () _____
 お子様の名前 _____
 お子様の誕生日 年 月 日
 誕生日時点の住所地 (現住所と異なる場合のみ記載) _____

子育て応援ギフト (お子様1人につき5万円相当) の支給を

希望します。



他の自治体で、出産・子育て応援交付金による子育て応援ギフトの支給を受けていません。
 ※ 子育て応援ギフトの支給状況などについて、他の自治体に確認することがあります。

希望しません。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報(産婦健康診査受診状況、産後ケア事業利用状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果や子育てガイドの内容等)について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

署名
署名日 年 月 日

国から日本医師会、日本産婦人科医会等への協力依頼（案）

- 市町村の子育て世代包括支援センターが、出産応援ギフトを申請した妊婦に係る妊娠事実を産科医療機関に確認する場合、情報提供に協力いただくよう、また、市町村と医療機関等の一層の情報連携について、日本医師会、日本産婦人科医会、日本産科婦人科学会に依頼する予定。

出産・子育て応援交付金事業への協力について(依頼)【協議中の案】

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、同母子保健課 発

公益社団法人 日本医師会、公益社団法人 日本産婦人科医会、公益社団法人 日本産科婦人科学会 宛 事務連絡

1. 妊娠の事実確認について

出産応援ギフトについては、**妊婦が産科医療機関を受診し、医師による妊娠の確認を受けることを支給条件**とし、その条件を満たした後、本事業に位置づけられる妊娠届出時の面談を実施した場合に支給する取扱いとすることとしています。

上記の支給条件を満たすことの確認に当たっては、妊婦に対し、**医師による妊娠の証明書等の提出を一律に求めることまではせず、妊婦本人の申告によること**としたいと考えております。この際、**虚偽申告を最大限防止するため**、市町村の子育て世代包括支援センター等においては、妊娠届出時の面談の中で、妊婦に対し、**産科医療機関を受診して妊娠の確認を受けていることが出産応援ギフトの支給要件であること、必要に応じて市町村から産科医療機関に状況を確認することについて説明し、出産応援ギフト申請書等の同意欄に署名の上、申請**してもらう取扱いとすることとしています。なお、この取扱いとすることに当たり、低所得の妊婦が経済的な理由で産科医療機関を受診できないといった状況が生じないよう、令和5年度予算概算要求において、低所得の妊婦の初回産科受診料に関する助成を盛り込んでいくところです。

その上で、本事業を上記の取扱いにより円滑かつ適切に実施する観点から、市町村に対し、**妊娠届出後、妊婦健康診査の受診が確認できない者を把握した場合などの対応の例として、産科医療機関に当該者の妊娠事実の確認を行うことなどの手法を示している**ところです。

つきましては、**産科医療機関におかれては、市町村から、妊娠の事実確認についての依頼がありましたら、情報提供に御協力いただきたく、会員、関係者等への周知につきまして貴会の御配慮をお願い申し上げます**。なお、血清又は尿中に β -hCG が検出されるものの妊娠が確認されない生化学的妊娠及び異所性妊娠については、本事業の対象外となります。

なお、妊娠届出自体については、これまでと同様、産科医療機関を受診する前の段階であっても、市町村で受理し、当該届出をもって、母子健康手帳や妊婦健康診査受診券の手交も可能とすることとしています。

2. 市町村と医療機関等との情報連携の促進について

今般の出産応援ギフト申請書等においては、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合に、**市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報について、必要に応じて相互に確認・共有することについても申請者から同意を得ること**としています。

妊産婦等への支援に当たっては、市町村と医療機関等が適切に連携しながら実施していくことが重要であることから、この同意に基づき、市町村、医療機関等が把握したアンケートや調査票の結果等の情報について、必要に応じて相互に共有することにより一層の情報連携を促進していただきたく、この点についても、**会員、関係者等への周知につきまして貴会のご配慮をお願い申し上げます**。

自治体の事業開始前に出産した方へのアンケート（ひな型）

○自治体の事業開始日前に出産した方へのアンケート（ひな形）は以下のとおり。

出産後の方へのアンケート

ご自身のお名前 _____ 年齢（ _____ 歳）
お子さんのお名前： _____ 出生の年月日（ _____ 年 _____ 月 _____ 日）

出産後の育児等についての相談や情報提供を行うために、以下の質問にご協力をお願いします。
（あてはまるものに☑をつけてください。）

○産後、ご自身の気持ちやからだのことで、気がついたこと、変わったことがありますか。
いいえ はい（ _____ ）

○ご自身の睡眠の状況はいかがですか？（ _____ ）

○子育てについて相談にのってくれたり、家事や育児のサポートをしてくれる人としてどんな方が思い浮かびますか？
（ _____ ）

○お子さんと一緒に過ごす中で、今のご自身のお気持ちはいかがですか？
・楽しいこと、やってみたいこと

（ _____ ）

・知りたいこと、気になること（ご自身の健康、赤ちゃんや上のお子さん、ご家族、仕事、保育園、経済面、住まい・生活環境など）

（ _____ ）

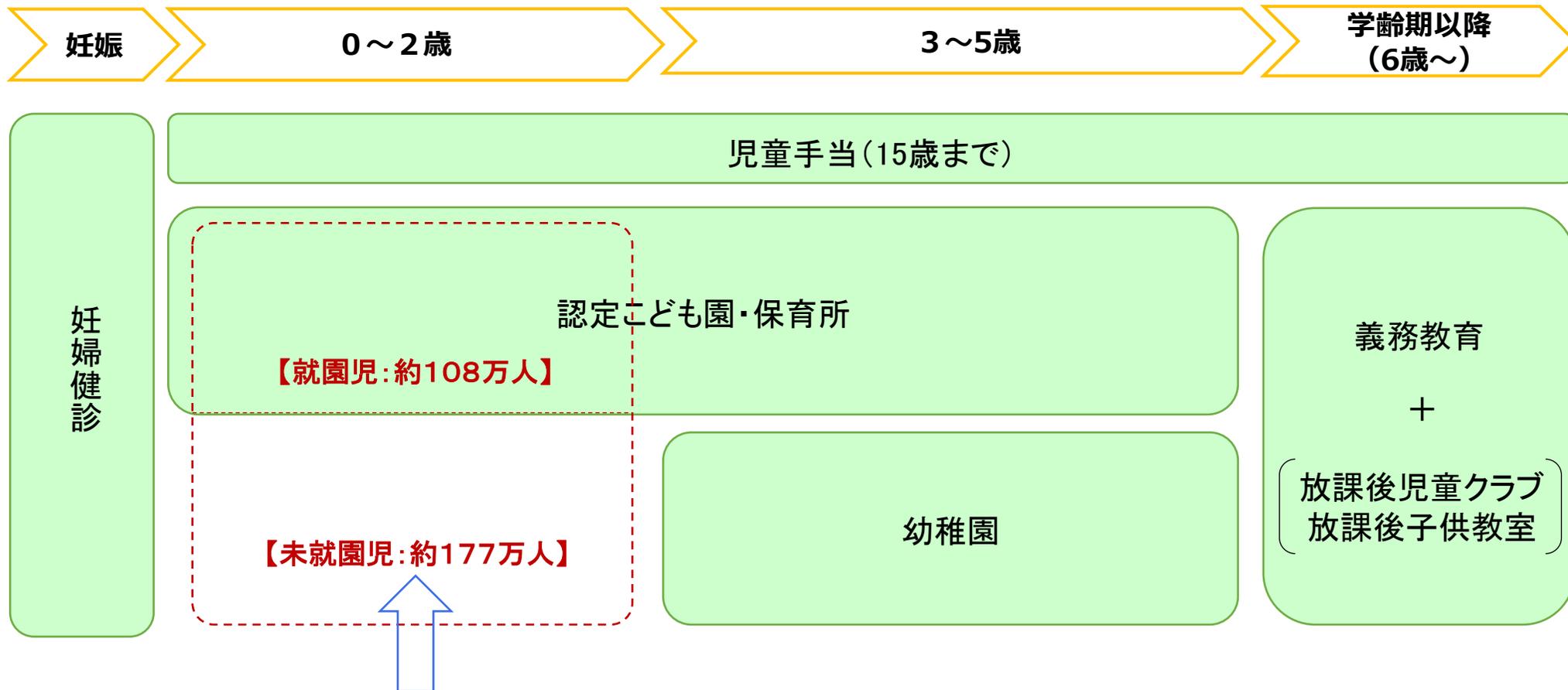
※ ○○市記入欄

（備考）

參考資料

保育・教育・子育て支援の状況

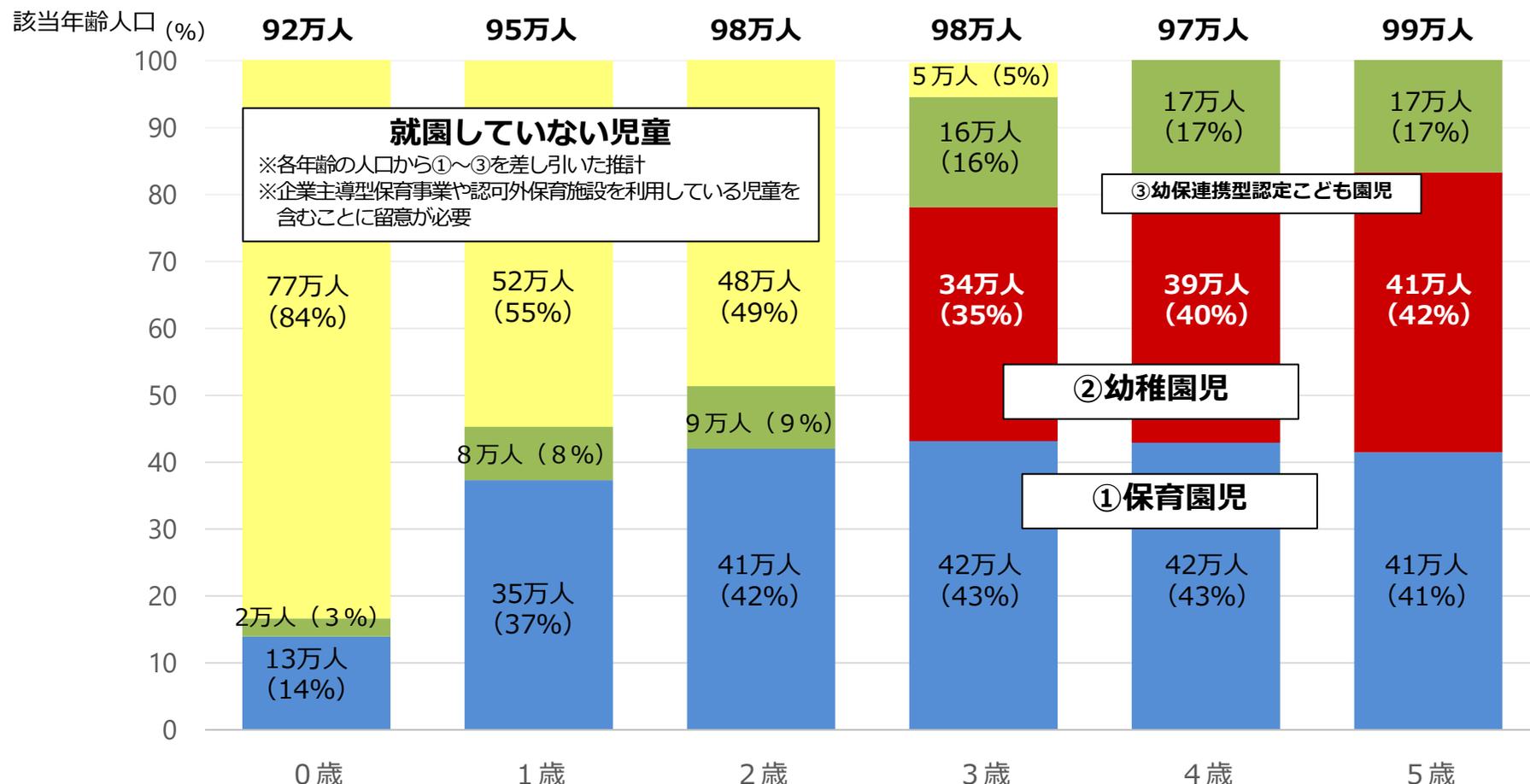
- ほぼ全員が幼保いずれかに通園する3歳以降に比べ、0～2歳の親子（特に専業主婦家庭等）の場合には、日々通う場などがなく、利用できる子育て支援に限りがあることも相俟って、子育ての負担感、孤立感につながりがち。



地域子育て支援拠点、一時預かりなど、年齢を問わず利用できる子育て支援事業はあるが、認知不足や利用の躊躇等様々な事由からアクセスに至らない場合や、居住する地域で取り組まれていない場合（供給量が足りていない場合含む）がある。

保育園・幼稚園等の年齢別利用者数及び割合（令和元年度）

○ 未就園児（保育園や認定こども園、幼稚園に就園していない児童）の大半は0～2歳児となっている。



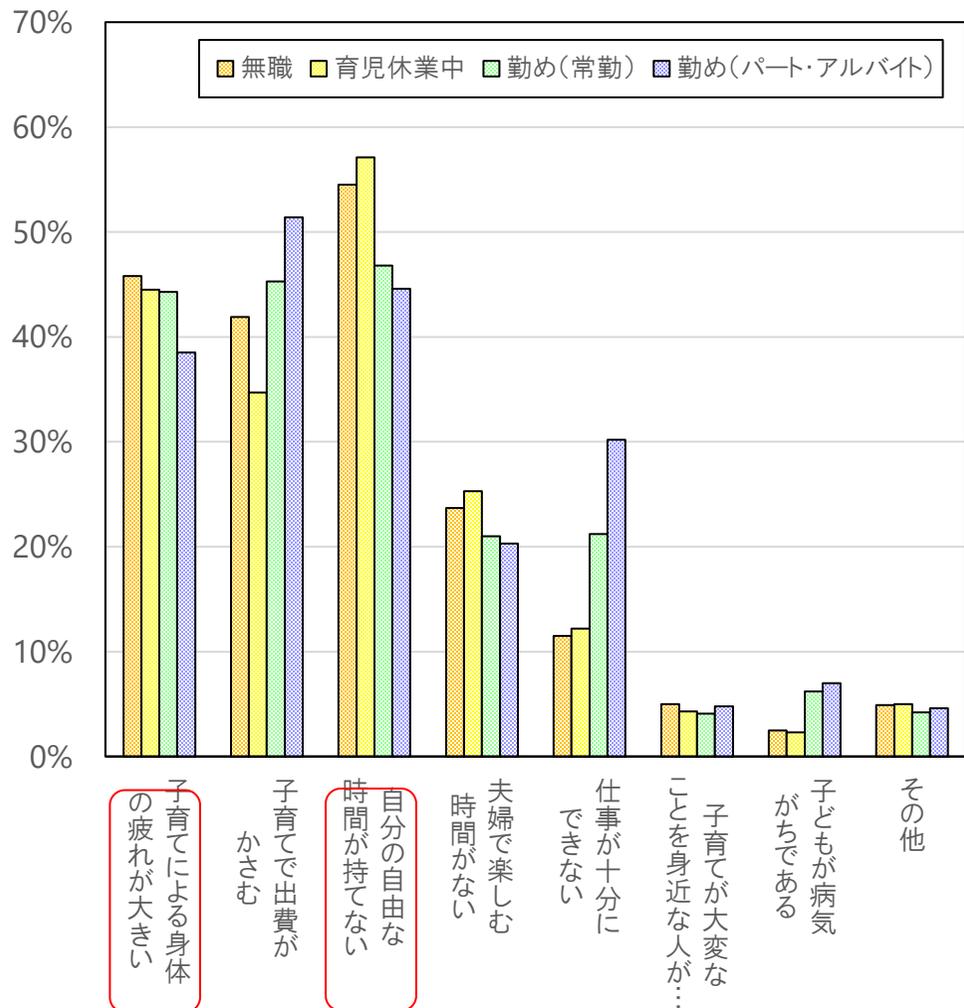
※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（令和元年10月1日現在）より。なお、各年齢の数値は、人口推計年報における当該年齢と当該年齢より1歳上の年齢の数値を合計し、2で除して算出したもの。
 ※幼保連携型認定こども園の数値は令和元年度「認定こども園に関する状況調査」（平成31年4月1日現在）より。
 ※「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。数値は令和元年度「学校基本調査」（確定値、令和元年5月1日現在）より。
 ※保育園の数値は令和元年の「待機児童数調査」（平成31年4月1日現在）より。なお、「保育園」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（平成30年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所の利用者数比により按分したものである。
 ※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育園在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。このため、企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用する児童を含む。
 ※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

出産前～2歳までの時期の支援の課題

○ 子どもが小さい頃は、身体的、時間的、精神的負担が大きい(特に未就園で在宅で子育てしている家庭で)

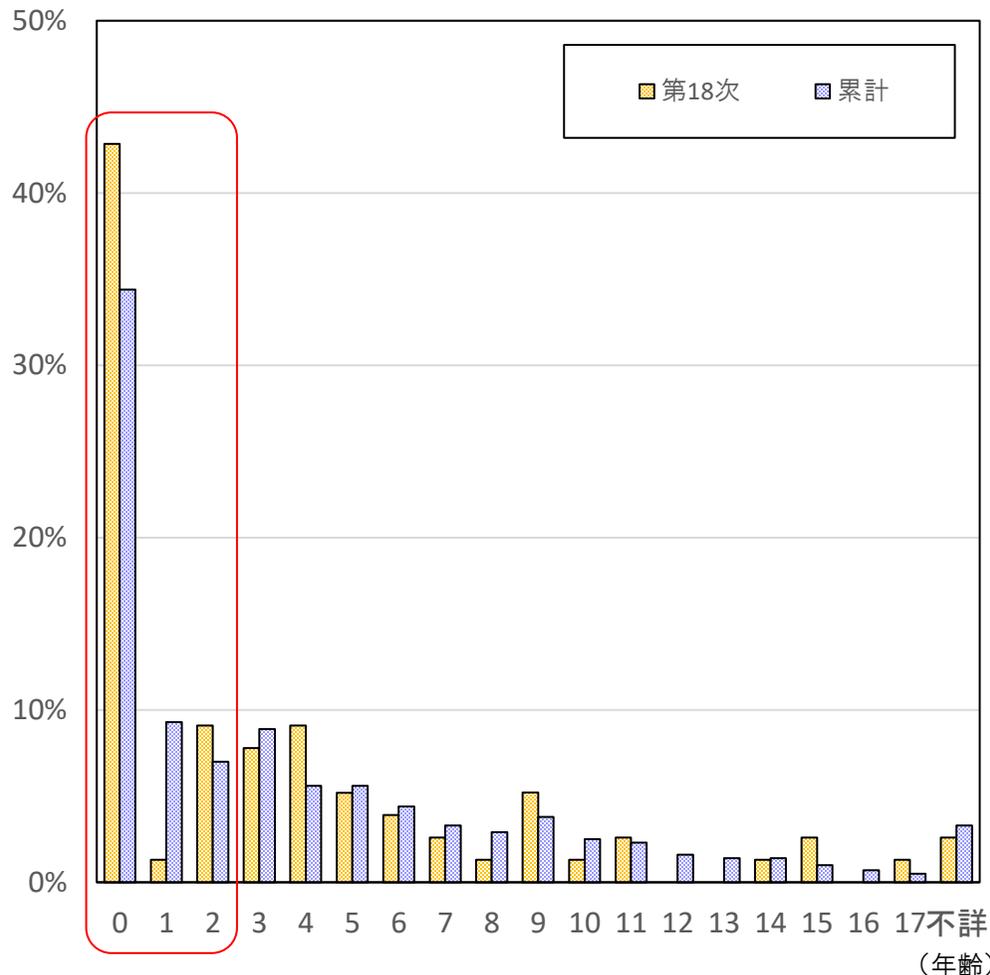
○ 児童虐待で命を落とす子どもの半数以上が0～2歳児(特に0歳児は3割以上)

【子育てで負担に思っていること(生後6か月時点)】



(資料) 厚生労働省(2014)第1回21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)結果

【虐待死の年齢別割合】

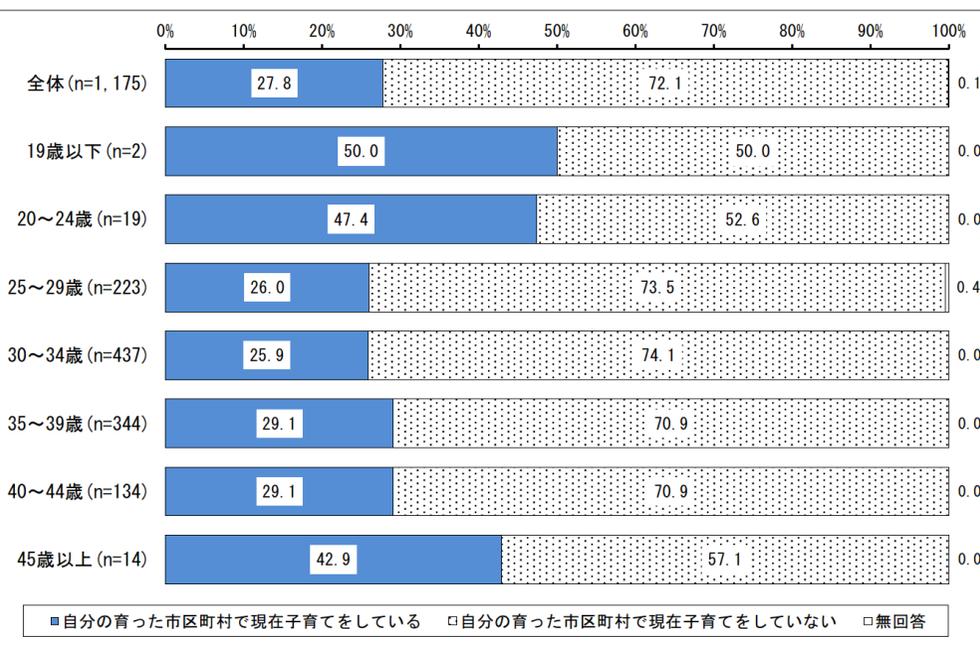


(資料) 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第18次報告)」(令和4年9月公表)

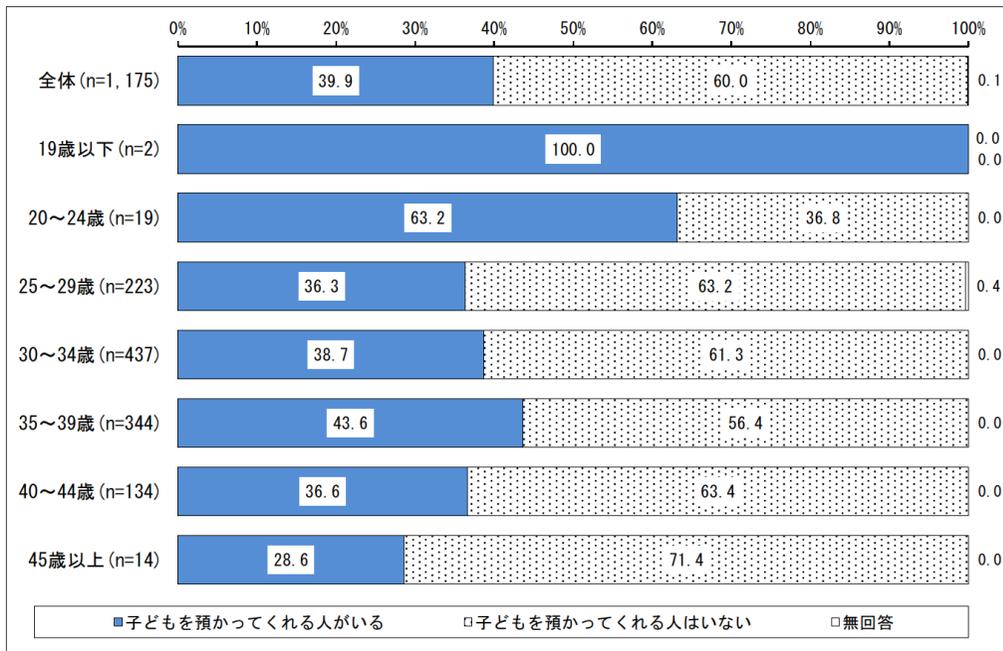
子育て家庭の孤立

- 現在、回答者の母親自身が育った市区町村で子育てをしているとの回答割合は、全体では27.8%で、**7割以上の母親は自身が育っていないまちで子育て**を行っている。
- 「近所に子どもを預かってくれる人がいる」との回答割合は、全体では39.9%で、**6割の母親は「子どもを預かってくれる人はいない」と回答**している。

【図表 2-2-2 自分の育った市区町村での子育ての実施状況（全体、母親の年代別）】



【図表 2-2-4 近所で子どもを預かってくれる人の有無（全体、母親の年代別）】

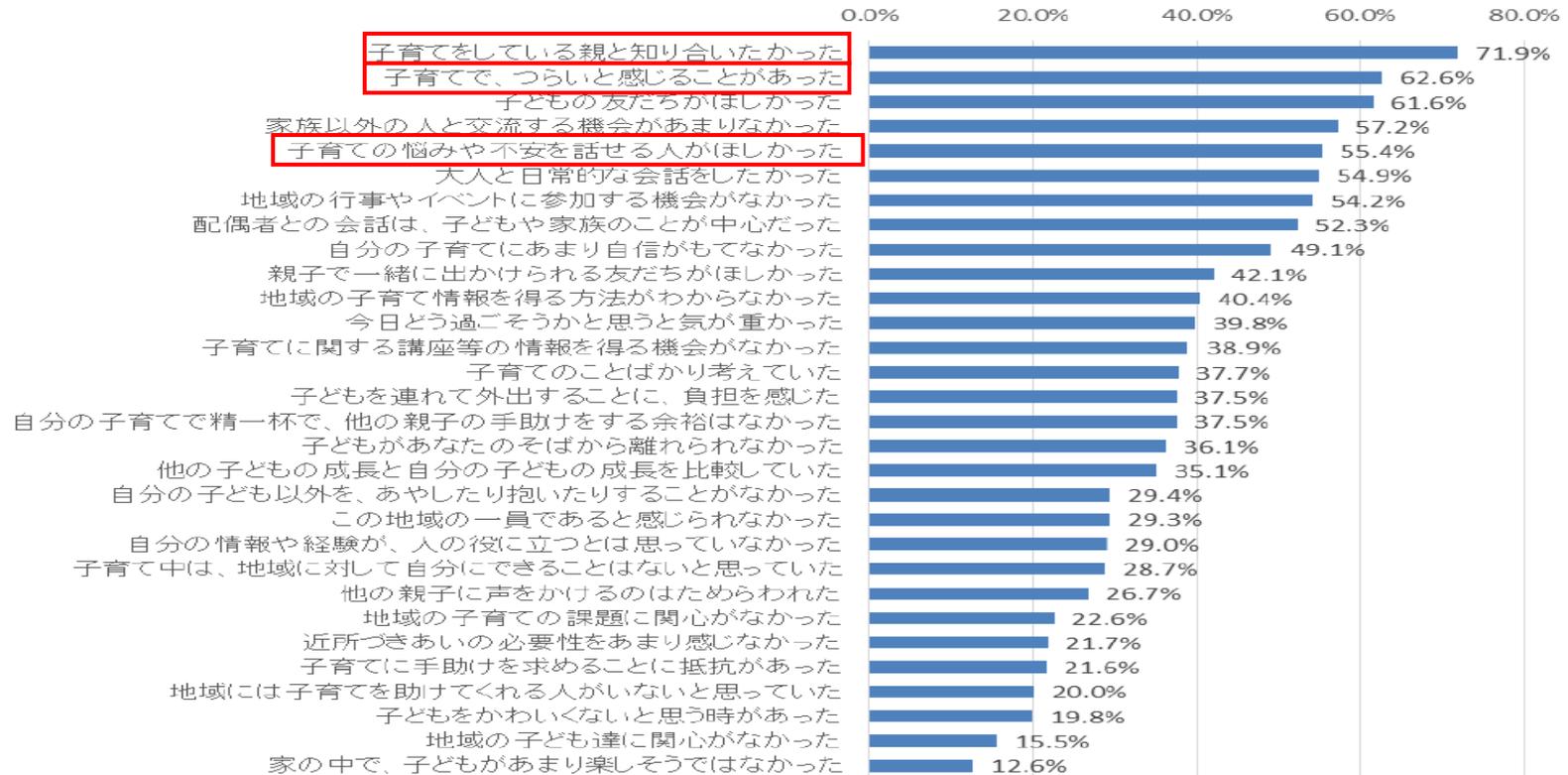


※NPO法人子育てひろば全国連絡協議会「地域子育て支援拠点における「つながり」に関する調査研究事業報告書」（2017年）
 （全国の地域子育て支援拠点事業を運営する団体（計240団体）の利用者について、各団体において任意の開所曜日・時間に1拠点あたり10人程度に無作為配布するよう依頼し回答を得たもの（有効回答数1136人））

子育て家庭の支援ニーズ①

- 地域子育て支援拠点を利用している母親に対し、拠点を**利用する前の自身の子育ての状況**をたずねたところ、
 - ・「**子育てをしている親と知り合いたかった**」(71.9%)が**最も多い**が、
 - ・「**子育てで、つらいと感じることがあった**」(62.6%)、「**家族以外の人と交流する機会があまりなかった**」(57.2%)、「**子育ての悩みや不安を話せる人がほしかった**」(55.4%)、「**大人と日常的な会話をしたかった**」(54.9%)、「**地域の行事やイベントに参加する機会がなかった**」(54.2%)なども**5割を超えている**など、**子育ての不安や悩みを相談・共有するニーズ**がある。

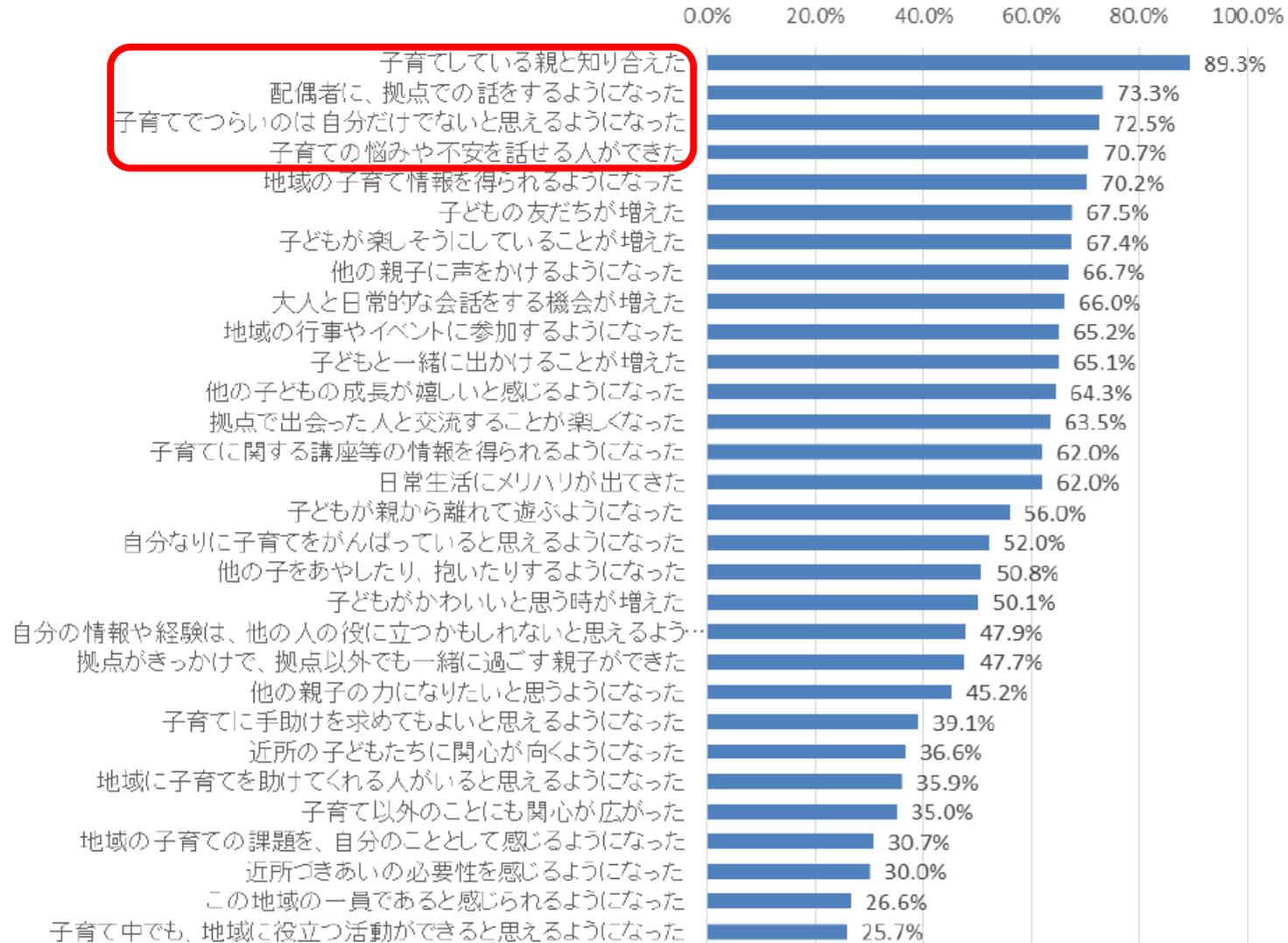
拠点を**利用する前**の子育て状況



※NPO法人子育てひろば全国連絡協議会「地域子育て支援拠点における「つながり」に関する調査研究事業報告書」(2017年)
 (全国の地域子育て支援拠点事業を運営する団体(計240団体)の利用者について、各団体において任意の開所曜日・時間に1拠点あたり10人程度に無作為配布するよう依頼し回答を得たもの(有効回答数1136人))

子育て家庭の支援ニーズ②

拠点を利用した後の子育て状況

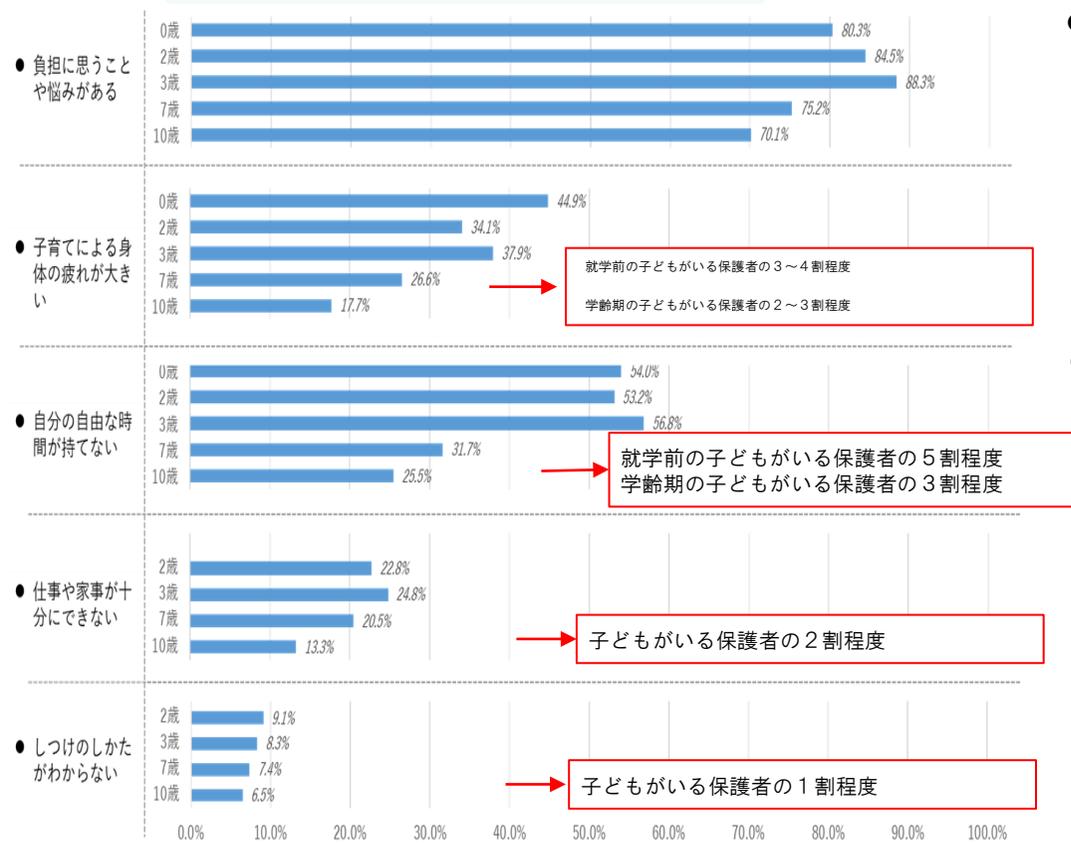


※NPO法人子育てひろば全国連絡協議会「地域子育て支援拠点における「つながり」に関する調査研究事業報告書」（2017年）
 （全国の地域子育て支援拠点事業を運営する団体（計240団体）の利用者について、各団体において任意の開所曜日・時間に1拠点あたり10人程度に無作為配布するよう依頼し回答を得たもの（有効回答数1136人））

子ども、保護者、家庭を取り巻く現状と課題

- 就学前だけではなく、就学後も含めて子育てをしている保護者のうち、**7割以上の保護者が子育てに対して何らかの負担や悩みを抱えている状況**にあり、就学前後問わず、支援が必要な全ての子育て世帯に対して、レスパイト支援の確実な提供や、訪問による生活支援・子どもとの関わり方等を学ぶための支援等の家庭への支援が必要な状況。
- 市町村の虐待相談対応の状況をみると、**学齢期以降の相談件数が全体の約5割**を占めており、また、**ネグレクトを理由とした相談対応件数が心理的虐待に次いで多く、全体の約3割**を占めている状況。学齢期以降であっても、不適切な養育環境にある子どもに対して、安心して過ごせる居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等の支援が必要な状況。

子育て家庭の負担感の現状



市町村で対応している虐待相談対応件数

市町村における虐待相談対応内容別件数

| 年度 | 身体的虐待 | ネグレクト | 性的虐待 | 心理的虐待 | 総数 |
|--------|----------------|----------------|--------------|----------------|------------------|
| 平成28年度 | 28,299 (28.3%) | 33,418 (33.4%) | 1,009 (1.0%) | 37,421 (37.4%) | 100,147 (100.0%) |
| 平成29年度 | 28,655 (26.9%) | 34,715 (32.6%) | 978 (0.9%) | 42,267 (39.6%) | 106,615 (100.0%) |
| 平成30年度 | 35,001 (27.7%) | 38,644 (30.6%) | 1,196 (0.9%) | 51,405 (40.7%) | 126,246 (100.0%) |
| 令和元年度 | 41,593 (28.0%) | 43,062 (29.0%) | 1,307 (0.9%) | 62,444 (42.1%) | 148,406 (100.0%) |
| 令和2年度 | 41,693 (26.8%) | 42,366 (27.2%) | 1,289 (0.8%) | 70,250 (45.1%) | 155,598 (100.0%) |

※出典：福祉行政報告例

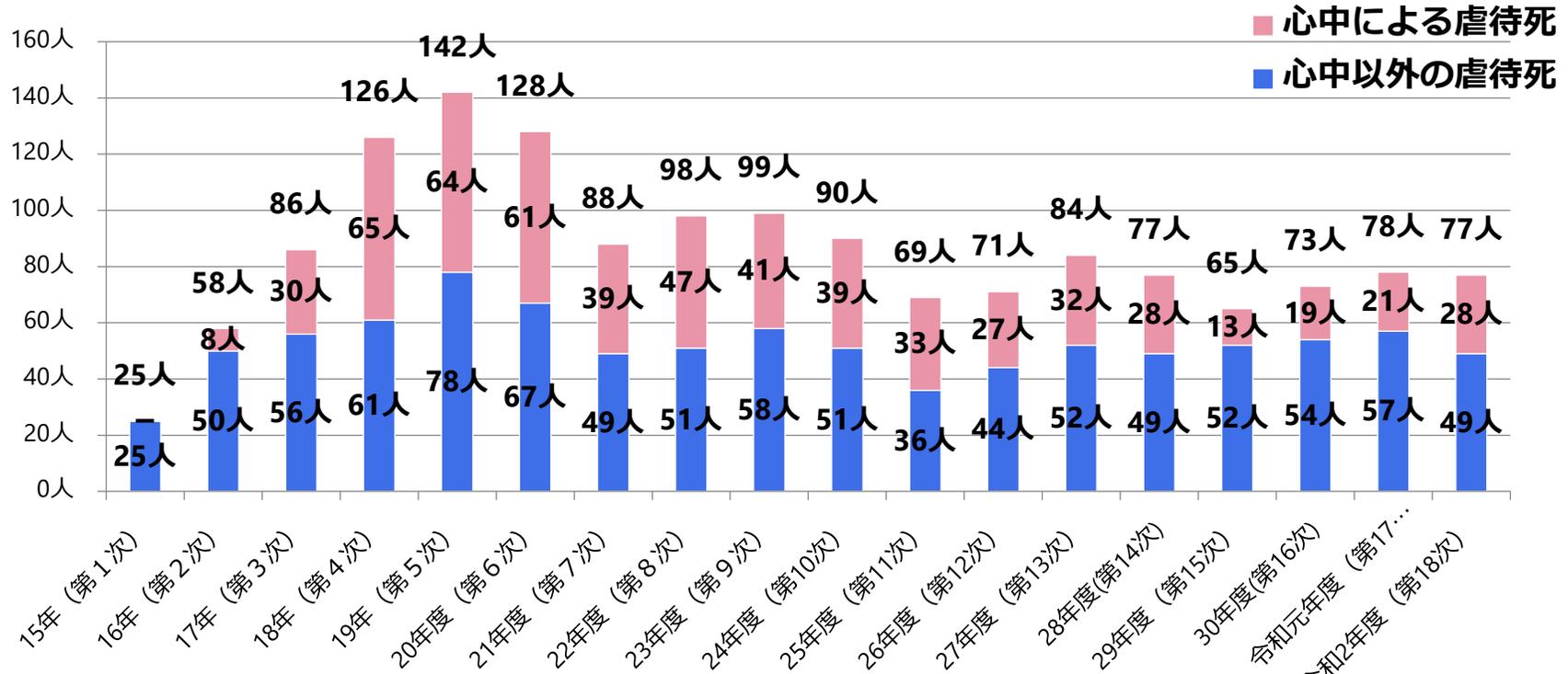
市町村における虐待相談対応年齢構成別件数

| 年度 | 0歳～3歳未満 | 3歳～学齢前児童 | 小学生 | 中学生 | 高校生・その他 | 総数 |
|--------|----------------|----------------|----------------|----------------|--------------|------------------|
| 平成28年度 | 23,159 (23.1%) | 28,663 (28.6%) | 32,823 (32.8%) | 11,524 (11.5%) | 3,978 (4.0%) | 100,147 (100.0%) |
| 平成29年度 | 25,357 (23.8%) | 29,920 (28.1%) | 34,527 (32.4%) | 12,162 (11.4%) | 4,649 (4.4%) | 106,615 (100.0%) |
| 平成30年度 | 29,670 (23.5%) | 36,778 (29.1%) | 40,810 (32.3%) | 13,666 (10.8%) | 5,322 (4.2%) | 126,246 (100.0%) |
| 令和元年度 | 33,814 (22.8%) | 42,820 (28.9%) | 48,812 (32.9%) | 16,450 (11.1%) | 6,510 (4.4%) | 148,406 (100.0%) |
| 令和2年度 | 35,628 (22.9%) | 45,346 (29.1%) | 50,907 (32.7%) | 17,233 (11.1%) | 6,484 (4.2%) | 155,598 (100.0%) |

※出典：福祉行政報告例

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第18次報告）（概要）

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【令和4年9月】



（注1）平成15年～平成19年までは暦年。平成20年度以降は年度、（注2）平成15年はH15.7.1～H15.12.31の6か月間、（注3）平成19年はH19.1.1～H20.3.31の15か月間

第1次から第18次報告までの児童虐待による死亡事例等の検証結果

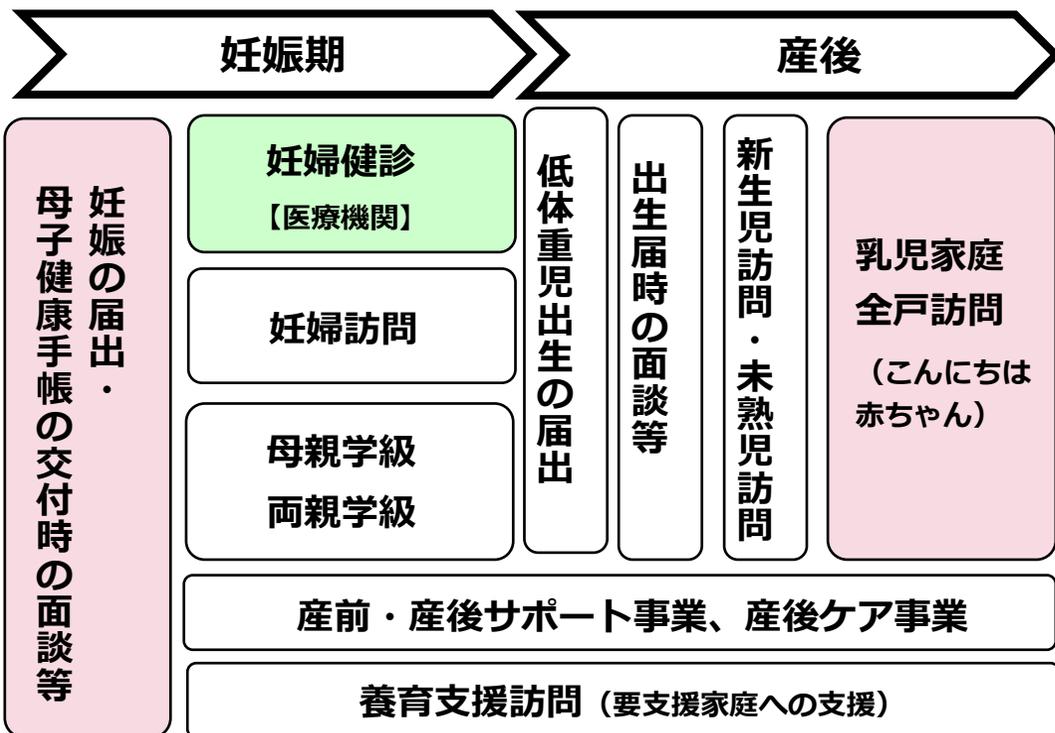
【心中以外の虐待死 889例・939人】

- **0歳児の割合は48.5%、0日児の割合は18.4%**。さらに、3歳児以下の割合は76.1%を占めている。
- **加害者の割合は実母が54.6%**と最も多い。
- 妊娠期・周産期における問題では、**予期しない妊娠／計画していない妊娠が27.7%、妊婦健康診査未受診の状況が27.2%**と多かった（第3次報告から第18次報告までの累計）。

妊娠期から産後までの接触の機会

- 妊娠の届出・母子健康手帳の交付時において、自治体は全ての妊婦と接触（面談やアンケートなど）をしている。
- 一方、その後の妊婦訪問や母親学級・両親学級などの母子保健サービスは、自らサービスを希望する妊産婦や、必要性が認められる妊産婦のみを対象に実施されるため、**妊娠の届出以降、産後まで一度も行政機関や保健師等との接触の機会がないこともある。**

妊娠・出産に係る支援体制



- ...全ての妊婦、乳児のいる家庭と接触（面談やアンケートなど）
- ...自らサービスを希望する妊産婦、必要性が認められる妊産婦が対象
- ...医療機関により実施

子育て包括支援センターガイドライン（抜粋）

情報収集の方法

情報収集の方法としては、センターが妊産婦や保護者等との面談により直接情報を収集する方法や、既存の事業や関係機関を通じて情報を収集する方法がある。

妊娠期から子育て期にわたり、妊産婦・乳幼児等に関する情報を収集する方法・機会として、次のようなものがある。

図表12 情報収集のために活用可能な情報源・機会（例）
【抜粋】

| |
|----------------------|
| 妊娠の届出・母子健康手帳の交付時の面談等 |
| 医療機関における妊婦健診 |
| 母親学級・両親学級 |
| 妊婦訪問（来所含む。） |
| 出生届時の面談等 |
| 低体重児の届出 |
| 新生児訪問指導・未熟児訪問指導 |
| 産前・産後サポート事業 |
| 産後ケア事業 |
| 乳児家庭全戸訪問事業 |
| 養育支援訪問事業 |

妊娠の届出の状況

- 妊婦健診などの母子保健サービスに早期につなげるため、妊娠11週以下での妊娠の届出を勧奨
⇒ **ただし、全体の7%程度の妊婦が12週以降に届出**を行っている（**分娩後に届出**を行っている妊婦も一定程度存在している。）
- ほぼ全ての自治体で、妊娠届出時にアンケートの実施などにより妊婦の状況を把握。また、看護職などの専門職が母子健康手帳の交付。
⇒ **ただし、全ての妊婦に直接面談しているかなどは、自治体により異なっている。**

①妊娠届出数（年次別/妊娠週別）

「地域保健・健康増進事業報告」（年度）より作成

※1 分娩後に妊娠の届出をした者を計上。

※2 妊娠週数が不明で、妊娠の届出をした者を計上。

| 年次 | 総数 | 妊娠週数 | | | | | |
|------|-------------------|--------------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | 満11週以下 | 満12～19週 | 満20～27週 | 満28週以上 | 分娩後 ※1 | 不詳 ※2 |
| 2018 | 933,586 (100%) | 871,297 (93.3%) | 47,181 (5.1%) | 6,843 (0.7%) | 3,833 (0.4%) | 1,987 (0.2%) | 2,445 (0.3%) |
| 2019 | 914,183 (100%) | 854,568 (93.5%) | 45,318 (5.0%) | 6,482 (0.7%) | 3,769 (0.4%) | 1,940 (0.2%) | 2,106 (0.2%) |

妊婦健診や保健指導等の母子保健サービスを早期から受けられることが重要であるため、**妊娠11週以下での届出を勧奨**している。

全体の**7%程度の妊婦が、妊娠12週以降に妊娠の届出**を行っている（**分娩後に届出**を行っている妊婦も一定数存在）。

②妊娠届出・母子健康手帳交付の状況（令和2年度）

| | 自治体数 | % |
|---|-------|-------|
| 妊娠届出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している | 1,730 | 99.4% |
| 看護職等専門職が母子健康手帳の交付 を行っている | 1,712 | 98.3% |

令和2年度「母子保健事業の実施状況調査」より抜粋

（参考）特定妊婦数

出生後の養育について出生前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

| | 特定妊婦数 |
|-------|--------|
| 令和元年度 | 8,253人 |
| 令和2年度 | 8,327人 |

※ 要保護児童対策児童協議会に登録されている特定妊婦数

乳児家庭全戸訪問事業の実績

- **乳児家庭全戸訪問事業の実施率はほぼ100%**であり、訪問家庭（804,702世帯）のうち、**何らかの支援が必要とされた家庭は約16%**（129,390世帯）であった。
- 何らかの支援が必要な家庭があった市町村においては、うち90.6%の市町村で保健師の訪問がされ、**47.9%の市町村で要対協ケース登録し、支援方針等を協議**している。

(1) 実施市町村数の推移(令和2年4月1日現在) (単位:市町村)

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--------|--------|-------|-------|
| 市町村数 | 1,741 | 1,741 | 1,741 |
| 実施市町村数 | 1,739 | 1,739 | 1,739 |
| 実施率 | 99.9% | 99.9% | 99.9% |

出典: 雇用均等・児童家庭局総務課調べ、子ども家庭局家庭福祉課調べ

(2) 訪問家庭数 (単位:世帯)

| | 令和元年度 |
|---------|---------|
| 訪問対象家庭数 | 849,350 |
| 訪問した家庭数 | 804,702 |
| | 94.7% |

出典: 子ども家庭局家庭福祉課調べ

(3) 何らかの支援が必要とされた家庭数・市町村数(令和元年度実績) (単位:世帯・市町村)

| 区 分 | | 家庭数・市町村数 | 比 率 |
|-------------------------------|---------------------|----------|-------|
| 上記訪問した家庭数のうち、何らかの支援が必要とされた家庭数 | | 129,390 | 16.1% |
| 何らかの支援が必要とされた家庭があった市町村数 | | 1,450 | 84.1% |
| 家 対 庭 へ の | 保健師の訪問 | 1,313 | 90.6% |
| | 養育支援訪問事業 | 915 | 63.1% |
| | 要対協にケース登録し、支援方針等を協議 | 694 | 47.9% |

出典: 子ども家庭局家庭福祉課調べ